

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
常識的な範囲で許容できる不公平があってもいいのでは？	先般吹田市によるプレミアム付き電子商品券事業が終了しました。私はとてもいい事業であったと感じています。一方でスマホを購入できない貧困者や高齢者、スマホを所有しているが操作方法をよく知らない高齢者はそもそも事業参加の扉は閉ざされて不公平にも思えます。数人ですがこの事業に参加できなかったスマホ非所有者に「この施策は不公平か？」と問うと答えを集約すると「不公平ではないとは言いきれないがスマホを所有していない自分も悪いし、これぐらいの不公平は許容できる」というものでした。誠にまっとうな意見だとおもいます。そもそもこういった方々に対しては行政からの手厚い支援がありますがそれ以外の中高所得層には支援が薄かったので公平性を担保する面もありよい施策だと思います。6月に投稿した際国民健康保険課長からは「一部の人が得をする行為はできない、公平でなければいけない」という発言と今回の吹田市によるプレミアム付き商品券事業との整合性を解説して頂ければと思います。	平素は本市商工行政に御理解・御協力を賜り厚くお礼申し上げます。 お問合せいただきました吹田市プレミアム付デジタル商品券事業について、以下のとおり回答いたします。 本事業につきましては、事務費の負担軽減や国がキャッシュレス決済の普及を推進していることなどを踏まえ、デジタルにより実施しておりますが、申込みや購入方法等がわからない方への対応といたしまして、コールセンターの設置及び利用者向け説明会を開催することで、本事業への参加を希望される方へのサポートを実施させていただきました。 いただいたご意見は、今後の地域経済振興の参考といたします。 ご理解の程どうぞよろしくお願いいたします。	地域経済振興室	R8.8.12	R8.8.18
物価高騰給付金	物価高高騰で、国が一人¥3000の予算を出しているにもかかわらず、プレミア商品券で抽選とは、不公平で不平等です。子どもだけが優遇されるのはおかしい。 年寄りら65歳以上で¥5.000の商品券の配布ですか？ 吹田市国民が全員受け取るべきだと思いました。他の地域では、大阪市ではプレミア商品券は、¥10.000販売【¥13.000使える】希望する人、全員が対象。 京都市は、マイナンバーカードが必須ですが、国からの¥3000.京都市から¥2.000の、合計¥5.000のデジタルポイントを発給します。 伊丹市では、一人、金¥20.000 お隣の豊中市は、対応が早かったので、豊中市に住民登録がある人には、一人¥5.000のお米券です。 吹田市は、金持ちな市ではないのでしょうか、それとも貧困な市なのでしょうか？	ご意見ありがとうございます。 国の物価高対策として実施された電気・ガス料金の負担軽減策や所得税、ガソリン税に係る税制改正などの施策を踏まえ、本市では物価高対応子育て応援手当や小中学校給食費の負担軽減策などの子育て世帯への支援策、高齢者へのギフトカードの送付やプレミアム付デジタル商品券事業、福祉施設等への応援金支給など、様々な取組を実施してまいりました。 今後も子どもから高齢者まで安心して暮らせるよう、必要に応じた取組を実施してまいります。	企画財政室	R8.7.22	R8.8.3

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
D37-市HP「マッチングアプリをきっかけに(略)消費者金融業者での高額な借入れ(略)注意喚起」について新着情報に掲出要。	1) 標題について、6月17日に市HPに掲載されていますが、市HP (Top頁)の新着情報に掲出がされていない事から市民に周知がされているとは思えません。 ⇒添付画像。D37-市HP「マッチングアプリをきっかけに…。左:市HP。右:新着情報に無し(6月17日) ・内閣総理大臣が消費者への注意喚起が必要であると認め、消費者安全法第38条第1項に基づき都道府県および市町村に提供するものであり、吹田市(市民部市民相談室)は、市民への周知が必要。 ・消費者庁が、消費者安全法(平成21年法律第50号)第38条第1項の規定に基づき、消費者被害の発生又は拡大の防止に資する情報を公表し、消費者の皆様にご注意を呼びかけます。 ⇒現状は、市HP「消費生活トラブル注意報(消費者庁発表)」のサイト内に掲載がされていますが、関心の有る方しか閲覧がされていないと思います。市民には周知が来ているとは思えません。 ⇒添付画像。D37-吹田市HP-消費生活トラブル注意報(消費者庁発表) ※吹田市HP-消費生活トラブル注意報(消費者庁発表)のサイトの閲覧数(令和8年1月～6月)を教えてください。 2) 高槻市、枚方市の新着情報、HPで市民に周知例。 ⇒添付画像。D37-市HP「マッチングアプリをきっかけに…。高槻市、枚方市の新着情報、HPで市民に周知例。 【追伸:特殊詐欺発生件数】…関連性の有無は分かりませんが… ・吹田市、令和8年5月現在＝108件(豊中市＝81件)。令和7年＝156件(豊中市＝145件) ⇒添付画像。D37-特殊詐欺認知件数。北摂の各市。(令和8年5月末・速報値。令和7年確定値) ※市議会の文教市民常任委員会委員長ならびに危機管理室および広報課に供覧をお願いします。 ※写真については、公表しておりません。	今回の消費者安全法第38条第1項に基づく情報提供につきまして、本市の相談状況を確認し、新着情報には掲載する必要性がないとしましたものです。 他市においても、ホームページ自体に掲載を行っていない市区町村もあり、各市区町村とも状況に応じて対応しているものと推察されます。 新着情報の掲載については、吹田市の相談状況に基づき判断し、喫緊の課題を掲載するように努めています。 なお、消費生活トラブル注意報(消費者庁発表)のサイトの閲覧数は、令和8年1月1日から6月30日までの期間は、閲覧数が133でございます。	市民相談室	R8.6.29	R8.7.13

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
D30-2。市HPサイトの「すいたんAIチャット」の表示について提言。	【6/9投稿(再掲)】: 標題について、市HPで(中略)「すいたんAIチャット」の表示位置がページの左端に位置しており、文字の上に「すいたん」が重なり、閲覧時に支障になります。⇒他市のように右側にされたら。加えて「すいたんAIチャット」にすいたんを一時抹消の“X”印が必要。閲覧時や印刷時の支障対策になります。⇒豊中市の例参照⇒添付画像(再掲)。D30-2。「AIチャット」。左:吹田市すいたん。右:豊中市の“X”印の例 【6/23市回答】: ⇒添付画像。D30-2。「AIチャット」(部分) ・(高齢福祉室): (前略)今後、すいたんAIチャットのアイコンを消す機能を追加し、アイコンの位置についても検討してまいります。 ・(広報課): ホームページのシステム構築の所管である広報課よりお答えします。(中略)ブラウザを拡大すると文字上にチャットボットのアイコンが重なるため、ブラウザの拡大・縮小機能を調整して閲覧いただくようお願いいたします。 1) 上記(高齢福祉室)回答の、「AIアイコンの位置ならびにアイコンを消す機能を追加」については、他の部局のサイトでもAIアイコンを使用されていると考えられることから、(高齢福祉室)からの回答ではなく、HPのシステム構築の所管である広報課が対処すべき事案と考えます。 2) 上記(広報課)回答の、「ブラウザの拡大・縮小機能を調整して閲覧いただくよう」については、PCでは閲覧は可能ですが、縮小すると文字が小さくなり高齢者の方は困られます。また印刷時には、すいたんAIが映り込みます。加えて、多くの方が使われているスマホでは対応が出来ませんでした。⇒他の市民の方も考えられて、再考願います。 3) 【6/9投稿(再掲)】: 吹田市のDXレベルが問われると思いますので、全部局のHPでの使用状況の確認をされたら・・・。 ・他の部局で、すいたんAIを使用されていたら、同様の不具合が生じているものと考えられることから、すいたんAI使用時の制約事項、使用方法の周知が必要と思います。 ※市議会の財政総務常任委員会の委員長に供覧を願います。 【追伸】⇒添付画像。D30-2。2025年度、全国自治体DX推進度ランキング。豊中市が総合1位 ※写真については、公表しておりません。	(1)チャットボットについては当該ページを所管する室課と掲出内容や設置箇所を相談のうえ表示しているため、所管である高齢福祉室から回答いたしました。 (2)(3)アイコンの操作性については引き続き検討し、チャットボットの挿入については、各ページ上での使い勝手を加味しながら、所管と相談のうえ利用を検討いたします。	広報課	R8.6.26	R8.7.10

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
D34-「コンビニエンスストア等収納代行業務に係る制限付一般競争入札」の素朴な疑問と提言。	標題について、市HPの新着情報に6月18日および6月12日に計4件が掲出されていますが、発注ヶ所(国民健康保険課、会計室、納税課、高齢福祉室)は異なりますが、同じ業務内容と考えられることから、業務効率化の観点から事前協議により代表される部署で一括して入札手続きをされたら良いのに…と思います。また今回の入札案件4件での落札業者が異なった場合は、システムの運用面で問題点は生じませんか？。 ⇒添付画像。D34-コンビニ収納代行業務。入札4件名 ⇒添付画像。D34-吹田市。コンビニ収納代行の入札案件の事務処理量の一例 【A案】:6月4日に市HPに掲出された「吹田市の公共施設368契約(270施設)で使用する電力供給業務における入札手続き」のように吹田市の全公共施設の電力購入契約について環境部環境政策室が代表で入札手続きをされています。 ⇒添付画像。D34-吹田市公共施設270か所の電力入札契約。環境部(6月4日) 【B案】:豊中市は、昨年度から“随意契約”で、コンビニエンスストア等収納代行業務を、(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)を根拠に業者と契約をされ、大幅な業務効率化を図っておられます。 ⇒添付画像。D34-豊中市コンビニエンスストア等収納代行業務の随意契約結果(R8年3月31日) ※ 豊中市の随意契約理由を一読されて、吹田市の個別入札方式とのメリット・デメリットを比較検証をされませんか？。 ・契約金額が大きいので、市議会での承認の可否は分かりませんが、検討をされませんか？。 ※後藤市長様が以前、市議会で「横串(部門間)の重要性」の発言があった記憶があります。 ※市議会の財政総務常任委員会の委員長に供覧を願います。 ※市議会の健康福祉常任委員会委員長に供覧を願います。 【追伸:2025年度、全国自治体DX推進ランキング】…豊中市が総合1位… ⇒添付画像。D34-全国自治体DX推進度ランキング。豊中市が1位 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	本業務においては、現状は4室課のシステムごとに求められる仕様・要件が異なるため、それぞれの室課が主体となって入札を行っております。そのため、仮に落札業者が異なった場合においても、各室課の運用が独立していることから、実務面での問題点が生じることはないと考えております。 なお、契約方式については、競争入札が原則であり、随意契約を例外的に選択する場合においては、地方自治法及び地方自治法施行令並びに吹田市財務規則に基づき、契約事務の公平性及び透明性を保持し、経済性の確保を図る観点から、個々の契約ごとに技術の特殊性、経済的合理性、緊急性等を客観的、総合的に判断した理由及び経緯を説明できるものでなければなりません。本業務に係る契約はこれには該当しないものと判断しております。 また、条例に基づく議会の議決に付すべき契約にも該当しないため、市議会による個別の承認手続きは要しないものです。	会計室、国民健康保険課、納税課、高齢福祉室	R8.6.19	R8.7.3

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
図書館や学校や公民館や市営プールなど公共施設でFM802などラジオ放送を流してほしい	最近radikoが普及しています。しかし周りの人はラジオは特定の番組しか聴かない人が多いです。ラジオはBGM代わりになりテレビと違って脳が疲れません。そこで提案ですが学校の昼休みや公民館や図書館や区役所や市営プールでFM802やFMCOCOLOやMBSラジオなどラジオ放送を流すなどしてラジオをもっと聴こうキャンペーンができないのでしょうか？ そうすればラジオを聴く市民が増えるのではないかと思います。担当者様よろしくお願いいたします。	令和8年6月25日に送信いただきました標記の件につきまして、担当室課へ情報共有させていただきました。 御意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。よろしくお願いいたします。	市民相談室	R8.6.26	R8.7.3
窓口対応	本日7月1日国民健康保険窓口を訪ねたところあなたは扶養者だから会社が発行した資格喪失証明書を持ってこないと一切国保に切り替えできないと高圧的な態度で対応され恐怖を覚えました。 市役所は困っている市民の味方ではないのですか？ 社保から国保の切り替えではインターネット申請ができる案内も渡されず自分で調べる始末でした。 イレギュラー対応は一切なく災害時や緊急時でもこのような窓口対応になるのか？教えてください。 本件道徳観のない国保窓口担当者対応につき事実確認および監督者である吹田市長からの謝罪を要求します。	7月1日に本市の国民健康保険課窓口にお越しいただきました際には申し訳ございませんでした。 社会保険から国民健康保険に切り替えのお手続き時には、社会保険の資格が喪失していることがわかる書類の提示をお願いしております。 今後は窓口での丁寧な対応を行って参りますので御理解いただきますようよろしくお願いいたします。	国民健康保険課	R8.7.2	R8.7.3
パワハラ	部下、同僚などを数々パワハラで病気休暇、最悪辞めさせている職員がいると仄聞しています。 自分が悪いと思わず、自分が正しいだから従わないものは、ダメとしてパワハラを恒常的に行っている。 人事は、申し立てがあっても無視し、あろうことか、管理職不適とせず、昇格させている。 下についた職員は、従うか病むか辞めるかの選択肢しかない。 常々議会からも質問されているが、なぜ貴市は昇格試験を実施しない。 恣意的、温情的で昇格させているとしか市民から見て思わずにはいられない。 該当の職員がいたまたはいる室課で病気休暇及び退職した人数を教えてください また、この職員らの昇格理由および人事評価を教えてください 議員にも連絡させていただいており、一部の議員は一緒に動いてくれると言ってくれています。 開示しないならば、情報公開請求します。	本市では、ハラスメントの防止等に関する要項を定め、庁内に相談窓口を設置するとともに、職員から相談を受けた際には、速やかに事実関係の確認や関係者への指導、助言等の措置を行うことにより、職場環境の改善に努めております。 お尋ねいただいた病気休暇及び退職者の人数につきましては、該当する職場の範囲を特定できないため、お答えできません。また、昇格理由及び人事評価につきましても、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあることから、お答えできません。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。 役職者、管理職への昇格は、過去の職務経験や人事評価を踏まえ、職務遂行能力やマネジメント適性などを考慮し、総合的に判断しております。昇格試験につきましては、人事制度に関する貴重なご意見として、参考とさせていただきます。	人事室	R8.6.18	R8.7.1

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
D35-市HP「吹田市議会、5月定例会の質問(個人質問)者」の議員数が約半減に素朴な疑問。	1) 標題について、市HPの新着情報に6月8日に掲出されましたが、吹田市議会議員は現在33名(正・副議長を含む)おられる中で、質問される議員の方が16名しかおられないのは何故でしょうか。説明文が見当たりません。 ⇒添付画像。D35-吹田市議会。上:5月定例会の質問(個人質問)者HP。下:質問者名簿-16名(6月8日)。説明文無し 2) 今回の5月定例会では質問される議員の方が、在籍議員の約半数という場合のルール名を教えてください。加えて2月定例会では、正副議長を除く在籍議員31名が全員、質問をされていることから、“ルール名”があれば、市議会のHPに明記が必要と思います。 ① 今回、質問をされなかった議員に投票をされた有権者の方は、疑問に思われると思います。 ② 6月16日に、大阪府は、来春の府議選から定数を6削減して73とする条例改正案について可決され、近隣の豊中市と茨木市では、1名減になることから吹田市議会についても関心が増えるものと推察します。 ⇒添付画像。D35-吹田市議会。市議会の構成HP(部分)。説明文無し ※市議会の正議長、ならびに副議長に供覧を願います。 ※市議会の議会運営委員会委員長ならびに、議会広報委員会委員長に供覧を願います。 ※写真については、公表しておりません。	平素より、本市議会の活動に御理解と御協力を賜り、誠にありがとうございます。 令和8年6月22日に頂きました「D35-市HP「吹田市議会、5月定例会の質問(個人質問)者」の議員数が約半減に素朴な疑問。」について、回答します。 本市議会では、議員の権能や役割を尊重しつつ、より効果的かつ効率的な議会運営を目指して、様々な取組を行っております。その一環として、本年の5月定例会と12月定例会につきましては、試行的に代表質問は実施せず、各議員がいずれか一方の定例会で個人質問を行う運用としております。 頂いた御意見を踏まえ、その旨の説明を市議会ホームページの「5月定例会の質問(個人質問)者」に追記いたしました。 なお、今回の運用は、あくまで試行的な取組であり、ルール名は設けておりません。 今後とも、市民の皆様にとって分かりやすい情報発信に努めてまいります。	議会事務局	R8.6.22	R8.7.1

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
プレミアム付デジタル商品券について	プレミアム付デジタル商品券の仕様に関する改善要求 現在実施中のデジタル商品券事業について、以下の3点から強い不公平感を抱いており、改善を求めます。 1.デジタル弱者の排除: スマホや特定アプリが必須の仕組みは、物価高の影響を最も受ける高齢者層などの応募を妨げており不公平です。 2.事業者の限定: 過去の施策と異なり、決済事業者をPayPayの1社に絞る選定基準は、他社サービス利用者を排除しており納得がいきません。 3.追加募集の歪み: 1次で枠が埋まらず上限を引き上げて2次募集を行う現状は、制度が市民(特に高齢者)に寄り添っていない証拠です。 税金を原資とする住民支援策である以上、「誰一人取り残さない」公平な制度設計が不可欠です。今後は紙の商品券の併催や、柔軟な予算活用を強く要望します。	平素は本市商工行政に御理解・御協力を賜り厚くお礼申し上げます。 お問合せいただきましたプレミアム付デジタル商品券の件について、以下のとおり回答いたします。 本事業につきましては、事務費の負担軽減や国がキャッシュレス決済の普及を推進していることなどを踏まえ、デジタルにより実施するものです。 また、決済サービスにつきましては、本事業の受託事業者が、本市の示す仕様条件に見合う決済事業者を選定したところ、PayPay商品券で実施することとなったものです。 本事業の実施を検討する際に申込みや購入方法等がわからないなどの問い合わせがあることが予想されていたため、1次販売、2次販売ともにコールセンターの設置及び利用者向け説明会を開催することで、サポートを実施させていただきました。 いただいたご意見は、今後の地域経済振興の参考といたします。 ご理解の程どうぞよろしくお願いいたします。	地域経済振興室	R8.6.25	R8.7.1
D30-市HPサイトの「すいたんAI チャット」の表示について提言。	1) 標題について、市HPで福祉部 高齢福祉室 介護保険グループのサイトでは、「すいたんAI チャット」の表示位置がページの左端に位置しており、文字の上に「すいたん」が重なり、閲覧時に支障になります。⇒他市のように右側にされたら、加えて…。 2) 「すいたんAI チャット」にすいたんを一時抹消の“X” 印が必要。閲覧時や印刷時の支障対策になります。⇒豊中市の例参照 ⇒添付画像。D30-「AI チャット」。左:吹田市すいたん。右:豊中市の“X” 印の例 3) 吹田市のデジタル政策室が、システムの構築をされたと思いますが、吹田市のDXレベルが問われると思いますので、全部局のHPでの使用状況の確認をされたら… ※広報課に供覧を願います。 ※写真については、公表しておりません。	1)2)について 貴重なご意見をいただきありがとうございます。ホームページと「すいたんAI チャット」とをより使いやすくするために、今後、すいたんAIチャットのアイコンを消す機能を追加し、アイコンの位置についても検討してまいります。 (担当:高齢福祉室) 3) について ホームページのシステム構築の所管である広報課よりお答えします。チャットボットについては当該ページを所管する室課と掲出内容や設置箇所を相談の上、表示しています。 ブラウザを拡大すると文字上にチャットボットのアイコンが重なるため、ブラウザの拡大・縮小機能を調整して閲覧いただくようお願いいたします。 いただきましたご意見や使用状況を参考に、引き続きユーザビリティの向上に努めてまいります。 (担当:広報課)	高齢福祉室、広報課	R8.6.9	R8.6.23

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
吹田市のホームページについて	吹田市のホームページは非常に分かりにくく、またユニバーサル環境、アクセシビリティ情報保障からも不適切な閲覧環境になっていると感じる。ZoomSightやユニウェブ(UniWeb)を利用したユニバーサルなホームページにすることはできないでしょうか？ これらを利用することにより、自動的にルビが振られたり、音声での読み上げたり、視力の弱い方や色の識別が苦手な方、文字を読むのが苦手な方が快適にホームページを閲覧支援を行うソフトウェアです。是非吹田市のホームページをユニバーサル環境を用いた誰もが見やすい使いやすい見たくなる聞きたくなるデザインとなるよう変更や採用を考えてください。	本市といたしましても、誰もが利用しやすいウェブサイトを目指し、ユニバーサルな環境を構築することは大変重要であると認識しており、アクセシビリティの確保に努めているところであります。 ご提案いただきました「ユニウェブ」や「Zoom Sight」などのツールにつきましては、アクセシビリティを確保するための手法の一つとして存じておりますが、費用対効果やシステムの持続可能性、ならびに既存システムとの整合性等を総合的に勘案し、現段階では導入を予定しておりません。 引き続き、本市にとって最適な環境整備について引き続き研究・検討してまいります。	広報課	R8.6.4	R8.6.17
D27-2。市HP「定期検査(集合検査)の実施」について、提言	標題について、市HPの新着情報に5月20日に掲出され、5月30日に「検査って何の検査？」…疑問に感じて投稿。6月5日に回答を頂きましたが、疑問点と提言。 【市回答-6/5(部分)】市民部市民相談室:市民に分かり易く、また新規に起業された方にも分るようなタイトルにする、(中略)併せて計量事業の啓発も含め、平易な表現で「はかりの定期検査(集合検査)」とさせていただきます。(後略) 1)6月5日に回答を頂きましたが、市HP(Top頁)新着情報に掲出がされていないことから、市HPでキーワード「はかりの定期検査(集合検査)」で検索したところ、6月4日にサイトが更新されていました。 ⇒計量法に「違反した場合は、罰則として6月以下の懲役又は50万円以下の罰金」の記載が有りますので、吹田市は市民に周知する責務があると思います。また、前回サイトを見られた方のためにも、市HP(Top頁)の注目ワード、トピックス欄にリンクの掲示により対象者に分かり易くされませんか。 ⇒添付画像。D27-2。「はかりの定期検査(集合検査)の実施」。上:新着情報にタイトルなし。中:タイトルの検索結果。下:サイト(6月4日) 2)サイトのタイトルを「はかりの定期検査(集合検査)」にされましたが、はかりは家庭用(体温計、体重計、血圧計など)が有る事から、今回の検査対象は、商取引用・業務用であり、タイトルを“家庭用は対象外”、です…が分かり易くする必要が有ります。 [仮(前回の提案)]:計量法に基づく取引計量器の定期検査(集合検査)の実施について 3)回答文には、「新規起業された方等には、別途詳細な案内文書を送付しています。」「はかり等の検査は、検査会場ごとに名簿を作成し、対象事業者へ案内文書を送付しています。」の記載が有りますが… ・新規起業された方、また業種・業態の変更をされた方で検査対象の計測器の導入・廃止の事業者は吹田市に届け出のルールは、計量法に記載されているのでしょうか。 ⇒添付画像。D27-2。市回答書-6/5(部分)	(1)罰則規定の掲載について 店舗等が取引に係る計量器を購入した場合、検査を受けなければならないこと、受検しなければ罰則があることも把握されます。ホームページには、検査に必要な情報を掲載し、罰則については、掲載しません。 (2)HPのタイトルについて タイトルにつきましては、サイト内検索のしやすさも重要な要素と考えています。情報が必要な方から、お電話でのお問い合わせをいただいた際、サイト内検索キーとしても伝え易く、また相手の方にもご理解いただき易くなっており、対象の事業者のご認識がいただけていることから、変更する予定はございません。 (3)検査対象の計量器の導入・廃止の事業者は吹田市に届け出のルール 計量法に定めはございません。店舗の新規・廃業届を確認し、市が管理している台帳を更新することで把握します。 また、店舗等が取引に係る計量器を購入した場合、定期的に検査を受けなければならないことを計量器メーカーも案内します。 (4)対象になるはかりについて ご意見に添付いただきましたとおり、市ホームページに掲載しております 「定期検査を受けなければならないものの例」「定期検査を受けなくてよいものの例」のとおりです。 過去から、個人の方からのお問い合わせがなく混乱を招いておらず、事業所等関係者の方にはご理解いただけていることから、関係者の方にお伝えできている内容と認識しています。 また、併せて検査が必要な方には、別途詳細な案内文書を送付しています。	市民相談室	R8.6.8	R8.6.17

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
	4)サイトに記載の「定期検査の対象、対象外の例」についての記載がありますが、「郵便局で使用されている郵便物の重量測定・宅配便荷物の運賃算出用のはかり」は対象になるのでしょうか？。 ・病院、学校、保育所などで使用する体重測定用のはかり。が対象になっていますが、加えてかかりつけ医や薬局、高齢者施設に有る体温計、血圧計、体重測定器は対象になるのでしょうか？。 ・これから熱中症の時期になりますが、熱中症予防のための暑さ指数-WBGT温度計は対象になるのでしょうか？。学校行事や屋外での作業される企業は必携品です。 ⇒添付画像。D27-2。市HP。定期検査の対象、対象外の例。 5)定期検査の対象の計測器は、平日は業務で使用されており、今回の検査日程は月曜～金曜日であり、代替え計測器・人的な用意について過去はどのように対応をされていたのでしょうか？。また、市内の某病院の体重・身長両用測定器は、各階に設置されており、10台余りの運搬・移動も大変なように思います。 ⇒添付画像。D27-2。病院の体重・身長の両用測定器。 ※市議会の文教市民常任委員会委員長ならびに広報課に供覧を願います。 ※写真については、公表しておりません。	(5)検査日程、持ち運べないはかり等について 集合検査期間中に使用するはかりの代替や人員に関しては各事業者にてお願いしています。検査日程が合わない場合は個別で対応しています。 また、集合検査以外にも検査の方法があり、必要な方にはご案内しています。 ご意見の中にございましたような病院等は、過去から集合検査ではなく、病院に計量士を派遣する方法で行っています。個別で様々な対応となりますので、電話等でお問い合わせをいただくようにしています。			

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
市民自治推進室の回答拒否および未成年者酒類提供リスクへの行政対応照会	本件は、市民部 市民自治推進室の対応そのものが問題であるため、同室ではなく、上位部局からの回答を希望いたします。 私は同室に対し、2026年4月2日に吹田市所管施設で開催された宗教行事(〇〇)について、未成年者に酒類が手渡しで回される可能性があるという具体的事実を提示し、開催の是非について再考を依頼しておりました。 しかし、明確な回答がなかったため、私は 2026年3月31日付で以下のメールを送付いたしました。 『『未成年者に酒類が手渡しで回される行為(酒類提供行為)を事前に把握した場合、施設利用を許可するの可否か』という点については、ご回答をいただけなかったものと理解した』 このメールに対する返信は、2ヶ月以上が経過した現在も一切いただけておりません。 したがって、 ・吹田市として本件の判断基準を示さなかったこと ・市民自治推進室が当該質問への回答を拒否したこと の二点が、確定しております。 市民自治推進室は「仮定の質問には答えられない」と述べましたが、これは行政として成立しません。 1. そもそも施設利用相談はすべて“仮定の質問”である 市民は「こういう利用はできますか？」と問い合わせます。これを「仮定だから答えられない」とするなら、吹田市は市民の施設利用相談に一切回答できないこととなります。行政サービスとして成立しません。 2. 今回は仮定ではなく“事前に把握し得る具体的事実”である 私は以下の事実を提示しました。 ・記念式では赤ワインを手渡しで回す形式が公式に示されている ・教団公式サイトに未成年者参加の写真が掲載されている ・全国の自治体照会でも未成年者参加が多数確認されている ・酒類提供行為は飲酒の有無にかかわらず法令上問題となり得る これらは「仮定」ではなく、事前に把握可能な具体的危険性 です。	・未成年者に酒類が手渡しで回される行為を事前に把握した場合、吹田市として施設利用を許可するのか。 「二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律」では、未成年者が酒類を飲用することを禁止しており、未成年者が飲用目的で酒類を所有または所持していた時はその酒類を没収または廃棄等の処分をすると規定されているだけで、未成年者が酒類を所持・所有することは禁止されていません。よって、回される行為のみを理由に施設の利用をお断りすることはできません。 ・「仮定だから答えられない」という回答は、行政として適切と評価されるのか。 「未成年者に酒類が手渡しで回される行為」に関する施設利用の基準は設けていないため、明確な回答ができなかったものです。施設の利用については、法律や条例に則った運営を前提としており、法律に違反する行為を発見した場合は、利用の中止を含め適切に対応してまいります。 ・市民自治推進室が本件の判断基準を示さなかったことは、行政として適切と評価されるのか。 本件につきまして、現時点で「未成年者に酒類が手渡しで回される行為」に関する施設利用の基準はないため、施設利用の基準に関する貴重なご意見として、施設の適切な運営となるように努めてまいります。 ・市民自治推進室が当該質問への回答を拒否したことは、行政として適切と評価されるのか。 令和8年3月31日にご返信いただいたメールについては、回答を求める内容ではないと認識しております。そのため回答を拒否したものではありません。	市民自治推進室	R8.6.1	R8.6.15

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
	それにもかかわらず、吹田市は基準を示さず、「仮定だから答えられない」として回答を拒否しました。 開催日が目前に迫っているにもかかわらず、市民自治推進室は ・危険性の通知を受け ・具体的事実を提示され ・判断基準の提示を求められたにもかかわらず ・市としての判断を一切示しませんでした。 これは、「危険性を事前に通知されていたにもかかわらず、行政判断を放棄した」という記録として残ります。設置者としての責任を果たしているとは到底言えません。 【吹田市として確認したい事項】 以下の点について、吹田市として明確な回答を求めます。 ① 未成年者に酒類が手渡しで回される行為を事前に把握した場合、吹田市として施設利用を許可するのか。 ② 「仮定だから答えられない」という回答は、行政として適切と評価されるのか。 ③ 市民自治推進室が本件の判断基準を示さなかったことは、行政として適切と評価されるのか。 ④ 市民自治推進室が当該質問への回答を拒否したことは、行政として適切と評価されるのか。 ⑤ 今回の対応は、未成年者保護・公序良俗の観点から適切と評価されるのか。 吹田市としての明確なご回答をお願い申し上げます。	・今回の対応は、未成年者保護・公序良俗の観点から適切と評価されるのか。 施設の利用において、未成年者が酒類を飲用している事実は確認されておりません。今後も、法律に則った施設運営を行ってまいります。 お問い合わせいただきました内容につきましては以上のとおりです。 ご理解の程よろしくお願い申し上げます。			

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
「回答済みです」という返答について	市民の声では「回答につきましては、〇月〇日付のメールで差し上げたとおりです」といった返答が見られます。 市民の声は、市民が市政に対する意見とそれに対する市の考え方を共有する制度と理解しています。この返答では第三者が市の見解や対応の妥当性を確認できません。このような返答方法は、市民の声の透明性および検証可能性を損なうものではないでしょうか。 すでに回答したのであれば、同じ回答文を載せてください。 ―― また市民の声内で「〇月〇日付に回答した通りです」という返答もありますが、これは前回の返答が不十分なため再質問したものであり、再回答が必要なものです。前回の返答を示すだけでは回答になりません。 実際に、ある部署から「すでに回答済みです」という返答が来たため電話で問い合わせたら、再回答が来たことがあります。これは市が適切に回答していないことを示しています。 これは > 地方公務員法 30条 すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない に反するものではないでしょうか。 もし市が本当にすでに適切な回答をしたとお考えなら、同じ回答を再度書いたらいかがでしょうか。そうすれば質問に答えているかどうか、お互いに判断が容易になります。	〇〇様からいただきました御要望の内容につきまして、令和8年6月11日に担当室課へ周知させていただきました。 よろしくお願いいたします。	市民相談室	R8.6.10	R8.6.11

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
D27-市HP「定期検査(集合検査)の実施」について、提言。	標題について、市HPの新着情報に5月20日に掲出されましたが、市民の中には“何の検査？”“建物の検査？・身体検査？”と思われる方がおられるかもしれません。間違って開かれた方は「何、これっ！」。サイトを開くと、取引又は証明に使用する計量器「計量法により2年に1回定期検査を受ける必要があります」…でした。 1)市民部 市民相談室は、タイトルに具体的な内容を付記して市民に分かり易く、また新規に起業された方にも分るようなタイトルにされませんか。 〔仮(案)〕:計量法に基づく取引計量器の定期検査(集合検査)の実施について ⇒添付画像。D27-定期検査(集合検査)の実施。上:新着情報のタイトル。下:サイト(5月20日) 2)検査会場の項で、説明不足の会場があります。 ① 吹田市役所本庁。⇒低層棟ですか、中層棟ですか、高層棟ですか。何階ですか。窓口はどこですか？。 ② シーアイハイツ南千里(山田西1)⇒住所が1丁目のみ。番地の記載が必要。加えて、シーアイハイツは、A棟、B棟、C棟、D棟の4つの棟があり、何号棟のどこですか？ ※市議会の文教市民常任委員会委員長ならびに人事室、広報課に供覧を願います。 ※写真については、公表しておりません。	(1)市民に分かり易く、また新規に起業された方にも分るようなタイトルにすることについて 他市なども参考にし、併せて計量事業の啓発も含め、平易な表現で「はかりの定期検査(集合検査)」とさせていただきます。今後も主題や目的が伝わるタイトルにすることに努めてまいります。 新規起業された方等には、別途詳細な案内文書を送付しています。 (2)検査会場について はかり等の検査は、検査会場ごとに名簿を作成し、対象事業者へ案内文書を送付しています。検査会場の変更を希望される事業者の参考のために、ホームページ上でお知らせしています。検査会場変更希望事業者は、検査場所名簿変更のために吹田市に連絡されますので、詳細はその際に対応しています。過去の2年に1回の検査及び今回につきましても、検査会場場所は参考として関係者にお伝えできていると認識しています。	市民相談室	R8.6.1	R8.6.5

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
D16-2。市HP掲出の「消費生活展」のタイトルについて改善提言。	【投稿-5/4(要約)】: 標題について、市HPの5月1日に掲出されましたが(中略)、何を展示されるのか…。イメージが沸きません。HPを見られた方は、スルーされそうな予感。⇒[仮(案)]「消費生活展; 特殊詐欺や悪質商法の被害防止のための展示。5月23日(土)～5月29日(金)。千里ニュータウンプラザ」…にされませんか?…と提言。 ・加えて、昨年5月にも同じ内容(C17)で投稿。…と提言。 【市回答-5/25】市民部市民相談室:『消費生活展「特殊詐欺・悪質商法の被害防止」などの展示』に修正いたしました。 1) 5月25日に回答を頂きましたが、サイトを見ると5月15日に修正されていましたが、市HP(Top頁)の新着情報に掲出されていませんでした。 ⇒添付画像。D16-2。「消費生活展」。上: サイト。下: 新着情報に無し(5月15日) ⇒これでは、市民に周知がされているとは、思えません。⇒昨年の回答文「改善します。」に疑問。 ・開催期間が、5月23日からであり、5月15日に市HPの新着情報に掲出されていたら、市民の目に触れて見学者が増えていたかも… ※吹田市の特殊詐欺の昨年2025年の件数は154件、2024年131件よりも増加。2024年も2023年より増加。昨年4月末は54件、今年4月末の件数は85件…と約1.6倍の増加の状況(毎月、20件余りの被害)から、具体的なタイトルで被害の減少に取組む吹田市の姿勢が必要。 ・今年は、間に合いませんが、来年は市民に関心を持っていただけるように改善・工夫の取組を願います。 2)【広報課へのお願い】: 吹田市報の閲覧率について数か月前に教えて頂いたのですが、失念。お忙しい中、申し訳ありませんが再度、教えて頂けますでしょうか。⇒市HPで検索しましたがヒットしませんでしたので、宜しく願い致します。※データは少し前の数値でした。 【追伸(企業版ふるさと納税の令和7年度実績)】…関連性の有無は分かりませんが… ・吹田市-4社(10万円、非公表)。豊中市-53社(10万円～1千万円×4社～非公表)。 ※投稿に対する回答時のメールの件名の冒頭に、“D16-2”の付記を願います。 ※市議会の文教市民常任委員会委員長ならびに危機管理室および広報課に供覧を願います。 ⇒投稿に対しての回答文書に、供覧先への回付された供覧の回付月日の記載をお願い致します。⇒5/25の回答文には、記載されていませんでしたので、お願い致します。 ※写真については、公表しておりません。	1)について 新着お知らせには掲載していませんが、SNSでの発信を行いました。セミナー参加者も増え、一定の効果はあったと推測しています。今後も効果的な発信方法に取り組んでまいります。 (担当: 市民相談室) 2)について 令和8年2月24日付けでお答えした市報の閲覧状況について、改めて回答いたします。 令和4年度実施の市民意識調査結果より、毎号読んでいる43.4%、たまに読んでいる36.1%、あまり読んでいない8.2%、まったく読んでいない9.4%、無回答2.9%となっています。 (担当: 広報課) 供覧先への供覧回付日について、今回のD16-2の供覧回付日は令和8年5月26日でございます。 前回D16の供覧回付日は令和8年5月7日ございました。 以上、御理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。	市民相談室、広報課	R8.5.26	R8.6.3

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
「市民の声」公開希望	吹田市市民部市民担当者殿 先程、室長と長電話した件を含めて、「市民の声」公開希望 自治推進室では、碌な対応を望めないことが判明した件を加えて、お忙しい中、よろしくお願いします。。 > ・市民ホールはWi-Fi接続可能ですが、使用時間は1時間の設定となっております。 新幹線と同様の、メアドやSNS認証のシステムでした。 せっかくの設備を多くの方が使えるように、新幹線と同様のパンフレット、webサイトの掲示、市民ホールでの壁面掲示、吹田市の市民ホールサイトでの説明、などがあればと思います。ご検討の程お願いします。 https://www.jr-odekake.net/railroad/service/shinkansen-wifi.html その後、市民ホールの事務職員からは、施設にあるのは、ID,PWで入るものだけで、 > 使用時間は1時間の設定 のものは知らない、とのこと。 市民ホールの事務職員に無理を言って、自治推進室に確認したら両者使えることが確認できた。 さらに、よく見る、無料Wifi使えます、の掲示を提案したところ、市民ホールの事務職員>使う人が少ないので需要がない 確認すると去年設置されて、広報していないから当たり前。	・市民ホールのWi-Fiについて Wi-Fi接続方法に関する案内を市民ホール貸室内の壁面に掲示するように進めてまいります。 ・市民ホールにある市民自治推進室のプリンターについて 市民自治推進室の物品の更新については、必要機能、利用状況等を確認し、指定管理者と協議し、耐用年数も考慮に入れながら買い替えの検討を行ってまいります。 ・津雲台市民ホールの休館日における確認方法について 吹田市ウェブサイトの「地区市民ホール」ページ(ページ番号1006908)における「休館日など利用できない日」「祝日の翌日」とお示しております。 ・吹田市ウェブサイト「地区市民ホール」ページ(ページ番号1020454)について 吹田市ウェブサイト「地区市民ホール」ページ(ページ番号1020454)の各市民ホール名をクリックすると市民ホールの詳細が掲示された「地区市民ホール」ページ(ページ番号1006908)へ遷移され、市民ホールの詳細が確認できます。 ・「吹田市公共施設予約・照会システム」の「空き照会・予約」にて市民ホールを「施設選択」した際、検索した当日を含め3日間の表示が「-」になる理由について 市民ホールについては、「吹田市公共施設予約・照会システム」において各室の空き状況を照会するものとして使用しております。「吹田市地区市民ホール条例施行規則」第4条第2項に「申請は使用しようとする日の28日前から使用日の3日前までに行わなければならない」と定めており、原則、申請できないことから、検索した当日を含めその後3日間の表示を「-」表示としております。	市民自治推進室	R8.5.19	R8.6.2

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
	自治推進室の市職員>自治推進室の業務でない。部局を跨ぐ業務だから、「市民の声」に上げてくれ。 聞くと、対応した主管は、A4に、よく見る、無料Wifi使えます、の印刷物くらいなら、1人で作るスキルがあると分かったので、製作と市民ホールへの配布を依頼した。 > ・市民自治推進室の備品である(家庭用)プリンターには、スキャン機能が無く、利用 > 者の使用はできません。 スキャン機能のある複合機への交換は、耐用年数の数年間が来るまでは無理でしょうか。 紙から配分されている市民ホール運営資金から、スキャン機能のある複合機を購入するのが現実的でしょうか。 と、の質問を最初は準備していた。 驚いたことに、津雲台市民ホールの事務室には、スキャン機能のある複合機が設置されていた。 > ・「吹田市地区市民ホール条例施行規則」第4条第2項に「申請は使用しようとする > 日の28日前から使用日の3日前までに行わなければならない」と定めているため、 本日、状況を、4月着任されたばかりの市民相談室 室長に半時間余り相談しました。 当初の5/08 17:22のメールの決裁は課長までのものだと今日確認した。 以下、次回は、市民部 部長 の決済を経た回答をお願いします。は変わりません。 また、5/7(木)のような変則的な休館日は、空き照会以外、何処を見たら確認できたか、お示し下さい。				

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
	この件に関しては、次回は、市民部 部長 の決済を経た回答をお願いします。 予約システムとして運用されているなら一理あります。 照会システムとしてしか運用されていないので、 > と「-」の記号が意味する内容については、「施設を利用できません」と空き照会を行った画面の左に凡例が示されております。 には該当しません。 今一度、市民の大多数が納得できるであろう回答をお願いします。 吹田市公共施設予約・照会システム ※地区市民ホールについては「空き照会」のみご利用いただけます 地区市民ホール ページ番号1006908 更新日 2026年1月23日 地区市民ホール一覧表地区名(休館日) 住所(電話) 会議室数 収容人数 和室数 収容人数 津雲台(火曜休館) 吹田市津雲台4-1-1(06-6871-0261) 3室 20~80人 2室 20~40人 > 市公式ウェブサイトの「地区市民ホール」のページへ遷移され、各市民ホールの休館 > 日を調べることが出来ます。 5/7(木)は休館日で電話が掛かりませんでした。 > 05/08 17:22 には、5/7(木)は休館日が表示されていたのが、18:42、 更新日 2026年1月23日 のままで、更新日 を変更せずに、更新されたので、市民は確認できなくなったのでしょうか。 最後に、私はMacOSでメールを読んでいます。 市民サービスに、機種依存文字を使われないよう、お願いします。 unicodeだと、絵文字まで対応しています。 (iOSでは文字化けしなかったのに、MacOSの対応待ちかもしれません) > 2026/05/08 17:22、吹田市市民自治推進室 <chi-somu@city.suita.osaka.jp>のメール: > >〇〇様 > > お電話にてお問い合わせいただいたご質問に対して、次のとおり回答いたします。 >				

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
	> (ロ)市民ホールにある「Wi-Fi」の使用について > ・市民ホールはWi-Fi接続可能ですが、使用時間は1時間の設定となっております。 > > (ハ)市民ホールにあるプリンター スキャン機能の有無について > ・市民自治推進室の備品である(家庭用)プリンターには、スキャン機能が無く、利用 > 者の使用はできません。 > > (ニ)「吹田市公共施設予約・照会システム」の「空き照会・予約」にて市民ホールを > 「施設選択」した際、検索した当日を含め3日間の表示が「-」になる理由について > ・「吹田市地区市民ホール条例施行規則」第4条第2項に「申請は使用しようとする > 日の28日前から使用日の3日前までに行わなければならない」と定めているため、 > 「吹田市公共施設予約・照会システム」の検索した当日を含め3日間の表示が「-」 > となっております。「-」の記号が意味する内容については、「施設を利用できませ > ん」と空き照会を行った画面の左に凡例が示されております。市民ホールの各室にお > ける空き状況を紹介するものであるため、検索した当日を含む3日間の表示を「-」 > としております。 > なお、「-」と示されている期間が休館日であるか確認する方法は、空き照会を行っ > た画面に示されている施設名の下にある「ホームページ」のボタンを押下すると吹田 > 市公式ウェブサイトの「地区市民ホール」のページへ遷移され、各市民ホールの休館 > 日を調べることが出来ます。 > > お問い合わせいただきました内容につきましては以上のとおりです。 > ご理解の程よろしくお願い申し上げます。 > > > 吹田市市民部市民自治推進室				

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
D24-市HP「消費にゅーす」のタイトルについて改善提言。	標題について、消費生活センターが市HPの新着情報に5月7日に掲出されましたが、このタイトルでは内容のイメージが沸かず、スルーされそうな予感。具体的な内容の付記により、訴求力を高められませんか？。 ・“消費” …って、日常生活、電気・ガス・ガソリンなどのエネルギー他色々。サイトを開くと「新生活を安全にスタートするための注意ポイント(外部リンク)」が貼ってありました。 ⇒添付画像。D24-上:「消費にゅーす」新着情報。5月7日。下:サイト(部分)。 ⇒クリックすると「春は入学・就職・転勤等での引越シーズンです！」…が。消費者庁が 2026年3月 発行のリーフレットのみで、説明文は全く無し。 ⇒添付画像。D24-消費者庁が 2026年3月 発行のリーフレット。 ⇒標題のタイトルと内容にギャップ有り。 1)[仮(案)]:「消費にゅーす。(春は入学・就職・転勤等での引越時の注意点)」 ・今から市HPの修正は遅いです。今後は3月に掲出されますように。 ※市議会の文教市民常任委員会委員長ならびに広報課に供覧をお願いします。 ※現在、市職員の募集時期で有り、応募者は市HPを閲覧されると思われるので、人事室に供覧をお願いします。 【追伸】:5月4日に投稿しました下記の2件について回答が頂けておりませんのでお願い致します。①D16-市HP掲出の「消費生活展」のタイトルについて改善提言。②D17-市HP掲出の「5月は消費者月間です」への提言。 ※写真については、公表しておりません。	(1)タイトルに訴求力を高めることについて 消費生活センターが発信するには、「消費」という文言は、核となる言葉と考えており、今後も「消費」という文言で発信を行ってまいります。 訴求力につきましては、「消費にゅーす」は、ホームページのページタイトルとしています。副題はページタイトルに付けることは行わず、ホームページと同時に発信していますSNSで「消費にゅーす」の視認性を高め、副題等については、ホームページの中見出しや、イラストなどで努めてまいります。 (2)掲載時期について この度の掲載内容は、少し生活が落ち着いた頃にも必要な内容となっており、並びに消費生活センターの専門相談員が、直近の相談状況から選定して発信しています。 掲載については、最近多い相談事例の状況に基づき発信してまいります。 今後とも市政への御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。	市民相談室	R8.5.25	R8.6.2

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
D17-2。市HP掲出の「5月は消費者月間です」への提言。	【投稿-5/4(再掲)】:標題について、市HPの5月1日に掲出されましたが、「消費者月間」についての説明文が全くありません。また消費者庁の令和8年度の消費者月間の統一テーマ「見える情報 見えない仕組み ～AI時代の消費者力を高めるために～」についての説明文が全くありません。⇒市民相談室は、速やかに周知啓発が必要と思います。 【市回答-5/25】市民部市民相談室:「市のホームページの消費者月間に説明文を追加し、消費者庁のホームページを外部リンクで追加しました。 1)5月25日に回答を頂きましたが、サイトを見ると「消費者月間」についての説明文は、追記されていましたが、前回、投稿時の消費者庁の令和8年度の消費者月間の統一テーマ「見える情報 見えない仕組み ～AI時代の消費者力を高めるために～」についての説明文が記載されていませんでした。 ⇒後藤市長様は「吹田市は、基礎自治体であり役割について」常々、発言をされています。政府が国民に対して周知したい内容について、市民相談室は、消費者庁のリンクを貼るだけではなく、サイト内に概要の説明文は必要と思います。 ⇒添付画像。D17-2。吹田市「5月は消費者月間です」のHP(更新年月日なし) ⇒添付画像。D17-2。茨木市の「消費生活展」のHP(4月25日) ・茨木市の令和8年度の消費者月間においては、統一テーマも取り入れながら周知啓発を実施していきます。…の記載あり。 2)吹田市の「消費者月間」のHP新着タイトルに「消費者庁の令和8年度の消費者月間の統一テーマ」の付記をされたら分かり易かった(5月15日) ⇒添付画像。D17-2。吹田市の新着情報のタイトルは「5月は消費者月間です」のみ(5月15日) 3)サイトの画面には、「更新年月日」の表示が必要。⇒サイトには「参加者募集【5月28日(木曜日)】『要申込』」…の記載がありますので、サイトの内容が何年のイベントなのか分かりません。 ※今年は、間に合いませんが、来年は市民に関心を持っていただけるように改善・工夫の取組を願います。 ※市議会の文教市民常任委員会委員長および秘書課に供覧を願います。 ⇒投稿に対しての回答文書に、供覧先への回付された供覧の回付月日の記載をお願い致します。⇒5/25の回答文には、記載されていませんでしたので、お願い致します。 ※写真については、公表しておりません。	(1)令和8年度の消費者月間の説明について 概要についてもご意見を参考に一見してわかりやすい発信に努めてまいります。 (2)HP新着タイトルに「消費者庁の令和8年度の消費者月間の統一テーマ」の付記について 主題や目的が伝わるタイトルを工夫してまいります。 (3)サイトの画面の「更新年月日」の表示について 過去の募集は、サイトには掲載しませんが、市民の皆様がご不安にならないよう表記をしてまいります。 (4)供覧日について 前回D17の供覧日は令和8年5月7日でした。今回のD17-2の供覧日は令和8年5月26日でございます。	市民相談室	R8.5.26	R8.6.2

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
市が活動補助金を出している団体が適切な運用をされているか、の情報公開について	いつも市民団体に活動補助金などの援助をして下さり、ありがとうございます。 近くに、会則に定められた役員構成や会議をしていない団体があるように思われました。 また、会則や長などの情報開示に後ろ向きな団体も見うけました。 市が活動補助金を出している団体が適切な運用をされているか、について、市は ・会則など、どのような情報をもとにして助成されているか、活動結果として、市は ・団体の決算書 ・活動報告書 ・会議歴 ・役員一覧 など、どのような情報の提供を求めていますか。 また、納税者の市民には、個人情報を除いて、どのように情報を取得することが可能か、について教えて下さい。	吹田市自治会活動補助金について回答します。 まず、交付申請につきましては、①吹田市自治会活動補助金交付申請書(様式第1号)②当該年度の活動計画書(任意様式)③当該年度の活動予算書(任意様式)④地区連合自治会自治会加入自治会一覧表(任意様式)を提出していただき、当該年度の各単一自治会からの自治会長届と併せて審査し、交付額を決定しています。 実績報告につきましては、①吹田市自治会活動補助金実績報告書(様式第4号)②当該年度の活動報告書(任意様式)③当該年度の決算報告書(任意様式)④補助対象事業の領収書の写しを提出していただき、これらに基づき交付額を確定・精算し、返金が必要なものは返金していただいております。 以上の情報を取得する手段につきましては、各団体が任意で提供していただいている例もあろうかと存じますが、吹田市情報公開条例に基づく公文書公開請求をしていただくことも可能です。 以上、よろしくお願いいたします。	市民自治推進室	R8.5.18	R8.5.29

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
D03-2。市HP「令和7年度(2025年度)監査結果報告書を公表しました」の内容に提言	標題について、標題のサイト内の過去の監査報告書(令和6年度～令和2年度)の監査委員のお名前が4名ですが、⇒吹田市監査委員に関する条例の定数は、5人であることから4月8日に投稿。4月20日に回答を頂いております。⇒日にちが経過しておりますが、提言です。 【市回答-4/20(部分・要約)】監査委員の定数について市条例の5人の背景説明。4名での運用は、当時の委員のうち1人が任期満了になった事によるもの。以後の運用は、地方自治法第195条の規定の4人により、法定の数を満たす範囲において市の裁量で柔軟に運用しております。 1)しかし、市条例第2条で監査委員の定数について5人と定めが有るのに、4人での運用が長年続いて(推測:10年以上)、常態化の現状。個人的には違和感を感じますので、市条例の改正(5人⇒4人)が必要と思います。 ⇒添付画像。D03-2。吹田市監査委員に関する条例。定数5人(部分) ⇒添付画像。D03-2。吹田市監査委員からの回答-4/20。(部分) 2)公認会計士の資格を持つ委員の選任について、現在。「第3条に、議員のうちから選任する監査委員の数は、2人とする。」…明記されており、同様に「公認会計士の資格を持つ委員または、識見者」の付記が必要と思います。 ※吹田市には、多くの条例が制定されており、上記のように条例と異なる運用について、他の条例についても同様の場面が??…と思われる市民の中で、市行政への疑心暗鬼につながった場合には、吹田市の信頼度の低下が懸念されます。 ※市議会の正議長ならびに副議長に供覧を願います。 ⇒投稿に対しての回答文書に、供覧先への回付された供覧の回付月日(市民相談室に確認願う)の記載をお願いいたします。※前回の回答に、記載が有りませんでした。 ※写真については、公表しておりません。	1)について 監査委員の定数に関する取扱いについては、4月20日付8吹監第29号において回答しましたとおりであり、現時点では定数に係る条例改正を行う予定はございませんが、今回の提言については御意見として承ります。 2)について 監査委員の選任については、地方自治法第196条において「監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者(議員である者を除く。以下この款において「識見を有する者」という。)及び議員のうちから、これを選任する。」と要件が定められており、条例の規定において資格要件を重ねることは、同法の適用範囲を狭めることになるため考えておりません。 以上、御理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。 なお、本件に係る供覧先への回付月日は、5月13日であることを市民部市民相談室に確認しております。	監査委員事務局	R8.5.13	R8.5.26

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
吹田市プレミアム商品券の利便性向上ツールのご提案	吹田市ご担当者様 突然のご連絡失礼いたします。 市内在住の〇〇と申します。 現在実施されている「吹田市プレミアム付商品券」について、利用者目線で利便性を高める目的で、非公式ではありますが検索ツールを作成いたしました。 本ツールでは ・店名検索 ・ジャンル検索 ・エリア検索 などが可能で、利用者が店舗を探しやすくなる設計としています。 実際に使用してみて、「公式情報はあるが探しにくい」という課題を感じ、改善案として制作いたしました。 もしご確認いただき、市民サービス向上の一助として活用の可能性があれば幸いです。 必要であれば、データ提供方法や改善点など柔軟に対応可能です。 お忙しいところ恐れ入りますが、ご検討のほどよろしくお願いいたします。	本事業の対象店舗につきましては、対象店舗の新規登録や辞退による除外等が日々発生しているため、変更情報を確認したうえで、PDFに出力し対象店舗リストへの反映を行っております。 利便性の向上を図るために、従来掲載していた五十音順の対象店舗リストのほかに地域別に並べた対象店舗リストの公開についても5月20日(水)に行いました。 本事業については受託事業者が決まっているため、作成いただきました検索ツールを市として利用することはできませんが、市民サービス向上の一助とするための参考として拝見させていただいております。 以上、どうぞよろしくお願いいたします。	地域経済振興室	R8.5.7	R8.5.22
プレミアム商品券について	プレミアム商品券の施策は家計負担の緩和もその目的のはずであるが、paypay必須となっているのは、paypayを利用していない者にとっては不公平ではないか？市の施策としては、遍く者が利用できるやり方を採用すべきではないか？	本事業については、物価高騰の影響を受ける市民生活の消費の下支えを通じた地域経済の活性化を目的として、実施するものです。 決済サービスにつきましては、本事業の受託事業者が、本市の示す制度条件に見合う決済事業者を選定したところ、PayPay商品券で実施することとなったものです。 いただいたご意見は、今後の地域経済振興の参考といたします。 ご理解の程どうぞよろしくお願いいたします。	地域経済振興室	R8.5.15	R8.5.22

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
番号の呼び出しについて	いつもありがとうございます。 先日市役所でふと気になったのですが、番号カードを取って待っていて案内板に番号が表示される際、「受付番号〇番のお客様」とアナウンスが入ります。 とても細かいことなのですが、市役所に来所するのはお客ではないので「受付番号〇番の方(かた)」で良いのではないのでしょうか？ 主人も同じように違和感を感じたので、是非ご検討いただけたらと思います。 今後ともよろしくお願いします。	市民室より この度は、貴重なご指摘をいただきありがとうございます。 ご指摘の内容を検討させていただいた結果、ご指摘のとおりアナウンスの内容を変更することといたしました。 貴重なご意見をいただき、重ねてお礼申し上げます。 (担当:市民室) 国民健康保険課より 受付番号の呼び出しアナウンスでの「受付番号〇番のお客様」を「受付番号〇番の方」に変更した方が良いのではないかとのご提案をいただき、国民健康保険課内部で協議した結果、市役所窓口での呼び出しアナウンスは「受付番号〇番の方」の方が適切であるという結論となりました。窓口呼び出しアナウンスの設定変更を実施いたします。 (担当:国民健康保険課)	市民室、国民健康保険課	R8.5.7	R8.5.21
D09-2。市HP「令和8年(2026年)9月定例会日程(案)を掲載しました」についての疑問	【4/20-投稿(再掲)】:標題について、4月9日に市HP(Top頁)の“新着情報”に掲載されていますが、今日は4月20日です。“9月定例会日程”って何か変。9月迄、市議会は開かれないのでしょうか？。 ・HPに掲載から10日余りが経過。市職員・市議会議員の方々は、市HPを閲覧されていないのでしょうか？。もし正しければ、サイトの冒頭に説明文が必要と思います。 【5/1-市回答(部分)】:市民の傍聴機会の確保や請願の締切日時の周知等を目的として、2定例会先までの定例会日程(案)を市議会ホームページで公開しております。このため、次回開催を予定している令和8年(2026年)5月定例会日程(案)についても、既に公開しております。 1)標題について、私の前回の投稿の趣旨は、市議会のHPでの公開ではなく、不特定多数の方が見られる市HP(Top頁)の“新着更新情報”に、4月なのに“9月定例会日程”を掲載された事によるものです。 ・市議会に関心のある方は、市議会のHPを見られます。しかし⇒市HP(Top頁)の“新着情報”を見ておられる方は、“9月定例会日程”のタイトルが、4月に何故掲載がされたのか・・・疑問をもたれる市民がおられるかもしれません。 2)市回答文に「5月定例会日程(案)についても、既に公開しております。」…ですが⇒5月定例会日程(案)のHPの更新を4月28日にされていますが、⇒市HP(Top頁)の“新着更新情報”には、掲載がされていません。⇒5月定例会日程は、市HP(Top頁)の“新着情報”にいつ掲載をされたのか、教えて頂けますでしょうか？。 ⇒添付画像。D09-2。上:9月定例会日程、4月9日新着更新情報。下:5月定例会日程、4月28日HP。右:5月定例会日程、4月28日の新着更新情報に掲載なし	1)2)について 「令和8年(2026年)5月定例会日程(案)」については、令和7年12月23日に新着情報に掲載するよう事務処理を行いました。 3)について 令和8年4月28日付けの当該ページの更新については、2定例会先までの定例会日程(案)をホームページに掲載している旨を追記するためのものであり、当該ページは既に一度新着情報に掲載しているため、改めての掲載はしていません。 本市ホームページにおける新着情報の掲載に当たっては、今後は市民の皆様にとって分かりやすく、誤解を招かない表記となるよう努めてまいります。	議会事務局	R8.5.8	R8.5.21

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
	3)今後の市議会の定例会日程(案)を、市HP(Top頁)の“新着情報”への掲出された私の記憶は、9月定例会日程のみでそれ以外は今まで記憶がありません。⇒もし、掲出が不規則であれば、議会事務局への不信感につながりかねません。来年は、地方議会の選挙があります。※市議会の正議長ならびに副議長に供覧を願います。 ※写真については、公表しておりません。				
D16-市HP掲出の「消費生活展」のタイトルについて改善提言。	標題について、市HPの5月1日に掲出されましたが、市民は消費生活って色々な場面(食料・本他日常生活用品購入、ネット通販、メルカリなどのオークション、サービス)があり、何を展示されるのか…。イメージが沸きません。HPを見られた方は、スルーされそうな予感。 1)市民相談室は、タイトルに具体的な内容を補記して市民に関心を持って頂き、行ってみよかと思って多くの参加者を募る。そして吹田市はこんなことに取組んでいます…のPRで市のイメージアップを。 ・サイトを開くと、「消費者月間」にあわせて、特殊詐欺・悪質商法の被害防止のためのパネルやポスター提示を行います。 ⇒添付画像。D16-「消費生活展」の新着情報。比較⇒平和祈念資料館 春の企画展「不発弾の発見～今も残る戦争の痕跡～」パネル展…は、分かり易い ⇒添付画像。D16-「消費生活展」のサイト。吹田市 ⇒[仮(案)]「消費生活展;特殊詐欺や悪質商法の被害防止のための展示。5月23日(土)～5月29日(金)」千里ニュータウンプラザ 2)吹田市の特殊詐欺による、被害件数、被害金額、被害内容の推移グラフ・データは掲示・リーフレットの配布はされますのでしょうか。⇒来場者への情報提供で、被害者の減少に期待したいです。 ・吹田市の特殊詐欺の昨年2025年の件数は154件、2024年131件よりも増加。2024年の件数131件で、2023年130件よりも増加。昨年3月末は40件、今年3月末の件数は63件…と約1.5倍の増加の状況から、具体的なタイトルで被害の減少に取り組む吹田市の姿勢が必要。 ⇒添付画像。D16-大阪府警察の特殊詐欺被害の分析サイト(令和7年) 3)吹田市は、4月1日付けで組織改正が行われ、市民総務室が市民相談室に改正されました。⇒欲をいえば、特殊詐欺の被害が増加の現状から、「市民相談コーナー」の併催されれば良かった。	(1)標題について 標題につきましては、『消費生活展「特殊詐欺・悪質商法の被害防止」などの展示』に修正いたしました。 御指摘の中にございましたとおり、消費生活は、金融取引、多重債務、情報通信、食生活、環境エネルギー、衣生活、特殊詐欺防止等、終活と多岐にわたっており、消費者月間にあわせてパネル展示や関連冊子などを展示配布しています。市民の皆様に興味を持っていただけるように努めてまいります。 (2)吹田市の特殊詐欺による、被害件数、被害金額、被害内容の推移グラフ・データは掲示・リーフレットの配布について 消費生活展でも特殊詐欺等被害防止に係るポスター及びリーフレットの展示配布を行います。吹田市の被害は減少傾向に転じないため、消費生活展だけでなく、セミナー、出前講座で情報提供と対策を啓発してまいります。 (3)特殊詐欺の被害が増加の現状から、「市民相談コーナー」の併催 市民相談は、市民相談室及び消費生活センターにおいて毎日行っております。主催セミナー終了後には、特殊詐欺被害防止の広報を行い、皆様からのご相談も承っております。市民の皆様が安心して相談いただけるよう、周知に努めてまいります。 (4)市ホームページへ掲出時期を2週間ほど前にされたら良かった。 市ホームページへは、市報すいたの掲載、公共施設でのちらし配架、SNS発信を活用し、誘導しています。市ホームページ掲載時期は、これらの発信等の時期に合わせて決めております。引き続き効果的な広報となるように努めてまいります。 追伸-1):結果として昨年と全く同じ内容。⇒昨年の回答文「改善・再掲」に疑問。	市民相談室	R8.5.7	R8.5.18

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
	4)市HPへの掲出を5月1日にされましたが、5月1日の新着情報が32件あり、市民の目に触れにくいです。「消費生活展」は、5月23日からであり、掲出時期を2週間ほど前にされたら良かった(私見)。 追伸-1):上記の(1)(2)については、昨年5月にも、C17で投稿。市回答「消費生活展;特殊詐欺や悪質商法の被害防止のための展示。5月24日(土)~5月30日(金)」千里ニュータウンプラザとし、再掲いたしました。 ⇒今回、HPを作成される時には、昨年のフォーマットを参考にされるものと思いますが、結果として昨年と全く同じ内容。⇒昨年の回答文「改善・再掲」に疑問。 ⇒添付画像。D16-「消費生活展」。昨年のC17-市民の声。投稿と市回答 ※市議会の文教市民常任委員会委員長ならびに危機管理室および広報課に供覧を願います。 ⇒投稿に対しての回答文書に、供覧先への回付された供覧の回付月日の記載をお願いいたします。 ※写真については、公表しておりません。	昨年御指摘いただきました掲載内容を参考にさせていただきました。特殊詐欺被害については、御指摘のとおり減少傾向に転じておりません。継続的に吹田市の課題と認識し解決に努めます。 今後とも市政への御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。			
D17-市HP掲出の「5月は消費者月間です」への提言。	1)標題について、市HPの5月1日に掲出されましたが、「消費者月間」についての説明文が全く有りません。また消費者庁の令和8年度の消費者月間の統一テーマ「見える情報 見えない仕組み ~AI時代の消費者力を高めるために~」についての説明文が全く有りません。⇒市民相談室は、速やかに周知啓発が必要と思います。 ⇒添付画像。D17-「消費者月間」のサイト。上:吹田市。下:他市 2)詐欺サイトへの誘導の迷惑メールが毎日、数多く届きます。また5月3日のYahoo報道では、「「解約できないサブスク」に怒り、ナビダイヤルしかなく「つながらない」…」が掲載されました。⇒良い解決策があれば、市民へ紹介願います。 ⇒添付画像。D17-Yahoo「入会は簡単、解約は困難」という構造 3)消費者庁の令和8年度の消費者月間は、消費者、事業者、行政が一体となって消費者問題に関する啓発・教育等の各種事業を集中的に行っていることから、掲出時期は他市のように事業者の準備を考慮すると、4月が適切と思います。 ※市議会の文教市民常任委員会委員長に供覧を願います。 ⇒投稿に対しての回答文書に、供覧先への回付された供覧の回付月日の記載をお願いいたします。 ※写真については、公表しておりません。	(1)消費者月間の説明 ご意見を参考に、市のホームページの消費者月間に説明文を追加し、消費者庁のホームページを外部リンクで追加しました。 (2)消費者被害に遭わないための対策 サブスクリプションの解約相談を含め、ネットショッピング等でオペレーターと繋がらない相談は、消費生活センターに日々多数ご相談をいただいております。市ホームページ及び市報すいた令和8年1月号の消費生活センター便りには、「カスタマーセンターのオペレーターと話すには」を掲載しています。 今後も「最新の注意情報」をSNSも活用しながら、積極的に発信してまいります。 (3)ホームページ掲載時期 消費者月間には、広報啓発の一環でセミナー開催も行っております。セミナー参加募集開始時期、市報すいた掲載時期、SNS発信時期と調整しながら掲載時期を決めております。今後とも効果的な広報活動になるよう、努めてまいります。	市民相談室	R8.5.7	R8.5.18

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
D02-3。市HP「令和7年度 全国統一防火標語及び吹田市防火標語」の内容に疑問	標題について、4月1日に市HPに掲出されましたが、今は8年度であり、疑問点が有り4月7日および4月18日に投稿。⇒5月8日に市の回答「令和8年4月24日に掲載しました」。 1)しかし、令和8年4月24日の市HP(Top頁)の新着情報に掲載されていないことから、市民には周知がされているとは思えません。⇒市民の中には、4月1日に掲出された「令和7年度 全国統一防火標語(後略)」は、その後、「令和8年度 全国統一防火標語(後略)」は、いつ市HPに掲出されるのか?。…とっておられるかも… ⇒添付画像。D02-3。令和8年度 全国統一防火標語。左:4月24日のサイト。右:新着情報になし 2)吹田市消防本部HPのTop頁のトピックスおよび新着情報にも掲載がされていません。⇒市民に防火意識を高めて頂くためにも、市HPの新着情報ならびに、消防本部HPのTop頁へ掲出が必要と思います。 ⇒添付画像。D02-3。消防本部HPのトピックスおよび新着情報になし ※市議会の財政総務常任委員会の委員長に供覧を願います。 ※写真については、公表しておりません。	1)について 新着情報に掲載しました。 2)について トピックスおよび新着情報に掲載しました。	安全監理室	R8.5.12	R8.5.18
D15-市HP「北千里出張所移転に伴う、固定電話不通のお知らせ」に提言。	標題について、4月30日に市HPの新着情報に掲出をされましたが、どこのお出張所ですか?。 1)サイトを開くと、北消防署北千里出張所の記載があり、標題のタイトルの前に“北消防署”を記載されれば、分かり易い。間違っクリックされた方は「これ何!」。 ⇒添付画像。D15-北千里出張所移転。北消防署 2)閲覧者目線では、冒頭の「令和8年5月1日 9時～」って、いつまで?。…と疑問を感じられる方も。 ⇒欲を言えば、サイトの下部に記載の「固定電話不通時間」を冒頭に記載されれば、分かり易いです。または、サブタイトルに記載されている事から、無い方が違和感が有りません。⇒サブタイトルを新着情報のタイトルにされれば良かったのでは?。 ※写真については、公表しておりません。	本日は市ホームページに記載の、「北千里出張所移転に伴う、固定電話不通のお知らせ」に対してのご指摘をいただきありがとうございます。 本日、北消防署北千里出張所の移転に伴いまして、電話回線の不通時間が発生するため、急遽HP に掲載させていただきました。 ご指摘の通り、タイトルの「北千里出張所」では、一見消防とはわからず、不親切であったと反省しております。 また、時間の掲載に関しましても、タイトルもしくは、冒頭に記載していた方がよりわかりやすく皆様のご心配を軽減できたと感じております。 ご指摘箇所は修正させていただきました。 本日は貴重なご提言をいただきまして、ありがとうございます。 なお、本日の北消防署北千里出張所の移転作業は無事終了し、固定電話も復旧していることをお伝えいたします。	企画総務室	R8.5.1	R8.5.15

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
市民の声の受付方法	市長さん いつもお世話になります。 吹田市の市民の声の受付方法に付いて質問します。 大阪府は、同様の声を電話でも受け付けてくれます。 吹田市は、 市政に対するご意見・ご要望(市民の声) ページ番号1018941 では、以下のように記載しているのに、いざ電話をすると、電話では受け付けられない、と言われ続けています。 文章を一人で書くと、独りよがりな表現となるので、大阪府だと府職員が寄り添って、質問内容を書き留め整理して、私にメールで送り、校正して受け付けてくれたりします。 吹田市職員には、そのような、市民に寄り添ったサービスは望めないのなら、非常に残念です。 市長から、ご回答よろしくお願いします。	吹田市では、市民のみなさまから受け付けたご意見・ご要望のうち、書面(電子メール及びファクシミリ装置を用いて送信されたものを含みます。)で受け付けたご意見・ご要望については「市民の声」として取扱いをしております。 なお、お電話で受け付けたものについては、担当室課へ内容をお伝えして対応を依頼しております。 ホームページでの説明が不足しておりましたので、修正いたしました。 よろしくお願いいたします。	市民相談室	R8.4.30	R8.5.14
D21-市HP「業者登録」について提言	1) 標題について、4月24日と5月1日に、新着情報に掲出をされていますが、このタイトルでは、新規の登録申請なのか、継続・更新なのか、廃止なのか、登録業者名の現状報告なのか、業者登録の手続きの方法の説明なのかが分かりません。 ⇒添付画像。D21-「業者登録」新着更新情報に4月24日と5月1日に掲出 2) 吹田市との関わりのある業者は多方面にわたります。また一般競争入札や随意契約の業者の方もおられる事から、タイトルに掲出目的に則した具体的な内容を付記されないと、全業者の方々がサイトを開いてからしか、対象の有無が分かりません。またサイトの末尾に市内・市外事業者の区分の記載あり。 3) 4月24日と5月1日に更新、新着更新情報に掲出をされていますが、サイトの冒頭には、更新の内容の記載が無いことにより業者の方々は、サイト内の全ての確認が必要になります。 ⇒添付画像。D21-「業者登録」のサイト 4) サイトの内容に、申請受付期間: 令和8年4月1日(水曜)～令和8年4月15日(水曜)の項目の記載がありますが、4月1日の新着更新情報には掲出がされていません。⇒業者の方々に周知が出来ているように思えません。 ⇒添付画像。D21-「業者登録」申請受付期間: 4月1日(水)～4月15日(水) ⇒添付画像。D21-新着更新情報、4月1日に掲出無し 5) 吹田市内の入札業者との会話で過去に「吹田市の入札は、ほんまに分かり難い」の発言が有りました。 ※市議会の財政総務常任委員会の委員長ならびに広報課に供覧を願います。 ⇒投稿に対しての回答文書に、供覧先への回付された供覧の回付月日の記載をお願いいたします。 ※写真については、公表しておりません。	新着情報の掲出方法などに係る御意見について、ホームページ作成システムを所管する広報課と共有し、室内でも対応を検討の上、今後より分かりやすいホームページ作成に努めてまいります。	契約検査室	R8.5.7	R8.5.13

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
吹田市webサイトで、重複・類似ページが発生しないシステムの構築をお願いします。	いつもお世話になります。 最近、吹田市webサイトを活用させて頂いてます。 吹田市webサイトで、重複・類似ページを幾つか見うけました。 例： 千里ニュータウンのまちづくり指針 ページ番号1028683 更新日 2025年9月1日 ページ番号1010300 更新日 2025年9月1日 地区市民ホール ページ番号1006908 更新日 2026年1月23日 ページ番号1020454 更新日 2023年3月22日 重複ページは、片方をlinkにする、 類似ページは、ページ名称で区別できるようにする など、当たり前の工夫をして発生しないシステムの構築をお願いします。 各部局はお忙しくて、部局内では対応しきれないと感じております。 市長部局などの中枢部で、調整されるよう、何卒よろしくお願いいたします。	ホームページの運用において、必要に応じてページ番号が重複しないようにリンクを作成し、ページタイトルは分かりやすく作成する旨のガイドラインを策定し周知しております。 当該ページについては、ショートカットの種別変更およびページタイトルの修正を所管部署と調整しております。また、システム上でも対応できるよう、調整を進めてまいります。	広報課	R8.4.27	R8.5.11

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
D02-2。市HP「令和7年度 全国統一防火標語及び吹田市防火標語」の内容に疑問	標題について、今は8年度であり、疑問点が有り4月7日に投稿。4月15日に市の回答は「令和8年4月1日付で組織改編が行われ、ホームページ更新作業を実施する際に誤って新着情報へ掲載されてしまいました。現在は、削除されています。」⇒疑問点があります。 ⇒4月18日にHPを見ると、HPは削除がされていません。タイトルは、訂正がされずに、4月9日付けで更新がされています。⇒市HPの新着情報に掲出がされていません。 ⇒添付画像。D02-2。令和7年度 全国統一防火標語及び吹田市防火標語。4月9日のサイト 1)削除がされずに、更新をされた内容と理由を教えてください。 ・消防本部危険物保安査察グループの回答は「令和8年4月1日付で組織改編が行われ、ホームページ更新作業を実施する際に誤って新着情報へ掲載されてしまいました。」⇒ですが、標題のサイトの更新日が4月1日付であり、組織改編に伴い新着情報に掲出は、疑念が残ります。 2)消防庁が、令和8年3月23 日に、2026 年度全国統一防火標語「火の確認 いい日を支える いい習慣」を決定・公表されており、吹田市消防本部危険物保安査察グループは、2026 年度全国統一防火標語の周知が必要と思います。 ⇒添付画像。D02-2。消防庁。2026 年度全国統一防火標語。令和8年3月23 日 ・箕面市は、消防庁の2026 年度全国統一防火標語を3月30 日にHPに掲出をされておられます。 ⇒添付画像。D02-2。箕面市-2026年度全国統一防火標語。3月30日 3)市HPに掲出に際しては、上司の決裁を受けておられますのでしょうか？。 ※市議会の財政総務常任委員会の委員長ならびに人事室に供覧を願います。 ⇒投稿に対しての回答文書に、供覧先への回付された供覧の回付月日の記載をお願いいたします。 [追伸]:4月15日の回答文「…現在は、削除されています。」⇒吹田市は今、来年度の職員募集をされており、吹田市のイメージのためにも「削除しました。」にされた方が良いと思います。 ※写真については、公表しておりません。	1)について 新着情報からは削除しておりましたが、ページは令和7年度のまま削除ができていませんでした。 現在は、令和8年度に更新しました。 2)について 令和8年4月24日に掲載しました。 3)について 承認し掲載されております。 今後は、十分に確認し承認してまいります。	安全監理室	R8.4.20	R8.5.8

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
D01-2。市HP「現行の行政組織図・組織改正」のサイトの内容が分かりにくいです。	標題について、行政経営部企画財政室は4月1日に市HPに掲載されていますが、市HP(Top頁)の新着情報に掲出されておらず、4月6日に投稿。4月17日に回答を頂いておりますが、分かりにくさが改善されていません。 1)組織改正は、一般的には市民サービスの向上を図るために行われる事が多い事から(今回は「おくやみコーナー」の6月からの運用開始)、市HP(Top頁)の新着情報に掲出により、市民に周知をされるべきと思います。 ⇒添付画像。D01-2。吹田市。HP現行の行政組織図・組織改正のサイト。4月8日 ⇒添付画像。D01-2。池田市-組織改正。新着 ⇒添付画像。D01-2。箕面市-機構改革。Top頁 2)4月6日の投稿内容の概略(①市民目線での改正される目的・内容の説明文がありません。②各改正部署の文頭に【〇〇部】の追記をされたら…。③「市民室を市民室へ」は間違っていないのでしょうか?)⇒4月8日にサイトの更新をされていますが、内容は③の修正「市民課を市民室へ」のみで、回答は、「改正の目的・内容につきましては、掲載内容のとおりです。部局名の記載も含め、市民の皆様にとってわかりやすい内容となるよう、今後も努めてまいります。」 ⇒添付画像。D01-2。吹田市報4月号。組織改正の頁。⇒この内容を記載できれば良かった。 ※市議会の正議長ならびに副議長そして、前回投稿時の財政総務常任委員会の委員長に供覧を願います。 ・今回は、市議会委員会の財政総務・文教市民・建設環境の3委員会に関わる事からの要望です。 ⇒投稿に対しての回答文書に、供覧先への回付された供覧の回付月日(市民相談室に確認されて)の記載をお願いいたします。 ・4/17の回答で「供覧日につきましては、別途市民相談室より回答させていただきます。」⇒4/21現在、回答が頂けておりません。 【追伸(企業版ふるさと納税の令和7年度実績)】…関連性の有無は分かりませんが… ・吹田市-4社(10万円、非公表)。豊中市-49社(10万円～1千万円～非公表)。 ※写真については、公表しておりません。	(1)当該ページについては、現在の行政組織図及び改正点を端的に示すため簡潔な表現としております。おくやみコーナー等新たな取組については、必要に応じて担当室課で周知方法を検討することとしています。 (2)令和8年4月6日にいただいた御意見①②について、分かりやすい情報発信となるよう改めて検討を行いました。ページ全体を簡潔な表現で統一するため、現状のままとさせていただいておりますので御理解をお願いします。 また、前回のお問い合わせに係る供覧日が未回答であったこと、申し訳ございません。前回分につきましては、令和8年4月7日に供覧を行っております。今回お問い合わせいただいた分につきましては、令和8年4月23日に供覧を行っております。	企画財政室	R8.4.22	R8.5.7

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
自治会活動に、行政情報の支援をお願いします。	日々お世話になり、感謝しております。 自治会活動については、担当部署も設けられて、問い合わせたら、いつも時間を取って支援してくださり、ありがとうございます。 自治会区域について、自治会区域の会員、空き家、空地 の状態を自治会が管理するための基盤となる、 ・区域の全区画の市が把握している住居表示情報と、今後の住居が建ったときのために市が予約されている住居表示のlist ・マップナビすいた で提供されている、住居表示と同様の地図データについて、単一自治会地域での地図ファイル の提供を、自治会運営負担を軽減して、自治会を持続可能とする基盤となる政策として、位置付け、実行することをお願い出来ないでしょうか。 また、業者から、業者チラシを配付する地域を、対面で示すよう求められたので、市の自治会担当の窓口での説明を求めたところ、担当者が、私に示した文字で無く、地図で間違った区域を示したことが判明し、市が業者にお詫びの電話をされたとのこと。 このようなことが二度と起こらないよう、上記の自治会区域の ・住居表示のlist ・住居表示の地図 を、自治会担当が、自治会に入会希望者や、業者から照会があったとき、未熟な担当者でも間違いなく説明出来るよう、必要不可欠だと思います。 以上について、市長のお考えをお示し頂けたら嬉しいです。	住居表示情報及び住居表示の地図データの提供について 自治会の運営方法や会員名簿の管理方法等は自治会によって異なり、また運営管理に関する必要な情報等についても同様に、地図を利用した自治会管理もまた一つの方法であると考えております。 今回〇〇様が必要とされている住居表示等の情報は、情報公開請求にて入手可能となっておりますので、必要な手続きを踏んでいただきますようお願いいたします。 またご存じのとおり、現在でも住居表示情報及び住居表示のある地図については、マップナビすいたで、いつでもご覧いただくことが可能となっております。 事業者等への自治会の区域情報の提供については、毎年度各自治会から御提出いただく自治会長届の内容を反映させた地図を用いて行っております。 今後は情報提供時に使用する地図へ適切に情報を反映し、提供するよう努めてまいります。	市民自治推進室	R8.4.27	R8.5.7

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
	【背景情報】 吹田市が公表されているように、自治会加入率は年々減少しています。 私の自治会では、前世紀だと、詳細な世帯名簿を作成・更新していましたが、今世紀に入り、個人情報保護の関係で、会員のみの名簿に代わり、この10年は、名簿の発行も、入退会の回覧も無くなり、向かいの世帯が自治会会員かどうかとも判然としない残念な状況になってしまっています。 最後に、特異な事例かもしれませんが、昨年度の当自治会の副会長の事例です。(市の情報公開で墨塗りレベルの項目は、公開時削除お願いします) ●班長が、自班の会員が役員可能かの状況を調べるのは、ボランティア班長として過重な負担となるのでするべきで無い。 ●会費を集める必要がありますか？ ●自治会はなんの役に立つのですか。 ●必要な回覧はありますか。 ●ボランティア活動なので、会議は1時間程度を目指してください。 ●ゴミコンテナの運用は、吹田市の市民サービスだから、自治会員に限るのはおかしい。と言い、お門違いの生ゴミ裁判例を例示し、従来の自治会員に限っていたコンテナ運用を変更させた。 ○本人退会の布石かと感じた。案の定、任期終了の総会で退会した。				
D09-市HP「R令和8年(2026年)9月定例会日程(案)を掲載しました」についての疑問	1) 標題について、4月9日に市HP(Top頁)の新着情報に掲出されていますが、今日は4月20日です。“9月定例会日程”って何か変。9月迄、市議会は開かれないのでしょうか？ →添付画像。D09-9月定例会日程(案)を掲載。。4月9日・HPに掲出から10日余りが経過。市職員・市議会議員の方々は、市HPを閲覧されていないのでしょうか？ もし正しければ、サイトの冒頭に説明文が必要と思います。 ※市議会の正議長ならびに副議長に供覧を願います。 →投稿に対しての回答文書に、供覧先への回付された供覧の回付月日の記載をお願いいたします。 ※某市議会議員の方から、供覧の方法についてメールまたは書面では無く、市民相談室から「〇〇についての投稿がありました」…のような口頭による伝達の話を知りました。(真偽は不明) 2) 市民相談室は、供覧先に対して供覧方法はどのようにされておられますでしょうか？。添付画像も供覧して頂いていますのでしょうか？。 ※写真については、公表しておりません。	1)について 本市議会では、昨年8月から各定例会終了後、市民の傍聴機会の確保や請願の締切日時の周知等を目的として、2定例会先までの定例会日程(案)を市議会ホームページで公開しております。このため、次回開催を予定している令和8年(2026年)5月定例会日程(案)についても、既に公開しております。 頂いた御意見につきましては、4月20日に議長及び副議長へ報告するとともに、その内容を踏まえ、市議会ホームページの「令和8年(2026年)9月定例会日程(案)」の説明文の冒頭に、2定例会先までの定例会日程(案)を公開している旨を追記いたしました。 今後とも、市民の皆様にとって分かりやすく、親しみやすい情報発信に努めてまいりますので、何とぞ御理解賜りますようお願い申し上げます。 また、頂いた御意見につきましては、議会事務局にて内容及び添付画像を確認した後、書面や電子データにより、対象の市議会議員の登庁時などに提供しております。 (担当:議会事務局) 2)について 御送付いただきましたメールと添付画像を、供覧先に送付しております。 (担当:市民相談室)	議会事務局、市民相談室	R8.4.21	R8.5.1

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
C120-3。市HPの「第51回衆議院議員総選挙の開票結果の誤記の訂正(落選⇒当選)が必要…他」について	標題について、2月8日に選挙が行われ、2月12日に市HPに開票結果が掲載され、3月15日に2回目の投稿。3月30日に回答を頂きましたが、標題のタイトルの内容も含めて小選挙区の得票数(入力ミス?・合計の計算ミス・転記ミス)は、訂正もされずに現状はそのままです。選挙管理委員会の回答文は、1から7まで、まとめて「多岐にわたり貴重な御意見を頂戴いたしまして、誠にありがとうございます。(中略)より解り易い記事となるよう図ってまいりますので、(後略)。」 【前回投稿(再掲)】 1)標題について、2月12日に市HPに開票結果が掲載がされていますが、小選挙区(大阪府第7区)の立候補者の、〇〇氏と〇〇氏の2名が“落選”の表記がされていますが比例代表で“当選”をされており、3月2日の選挙管理委員会の回答は、「当落欄の結果につきましては、小選挙区(大阪府第7区)の結果を表示しているものです。」 ⇒現状のままにされるのであれば、欄外に「〇〇氏と〇〇氏の2名は、比例区で“当選されています”」の表記が必要と考えます。 ※お二人に対して大変、失礼であり、また市民(特に投票をされた方)には、誤解を与えないような記述をされるべきと思います。 2)市HPの開票結果のサイトの小選挙区の吹田市の得票数計について、“188,647票”ですが、私の合計数は、“188,467票”になります。⇒確認の上、訂正されたし。 ・摂津市の得票数計について、“33,892票”ですが、私の合計数は、“36,963票”になります。⇒確認の上、訂正されたし。 ⇒添付画像。C120-3。小選挙区の開票結果の間違い。吹田市と摂津市。比例代表結果は、(大阪府のサイト)を参照 3)[前回投稿内容]:2月12日に市HPに開票結果が掲載がされていますが、投票総数、有効投票数、無効投票数、持帰り票数、不受理票数などの記載が有りません。また欄外の“得票率”についての説明文は、無用と思います。	ご意見2について ご指摘のとおり、小選挙区の開票結果合計に誤りがございました。深くお詫び申し上げますとともに、現在は正しい数値へとホームページを修正済みであることをご報告いたします。 今後はこのような事態を招かぬよう、チェック体制の強化など再発防止に努めてまいります。 次に、その他のご意見につきましては、令和8年3月30日付けで回答させていただいたとおりです。 度重なる貴重なご意見をいただき、誠にありがとうございました。今後とも、よろしくお願い申し上げます。	選挙管理委員会事務局	R8.4.13	R8.4.30

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
	・選挙管理委員会の回答は、「御覧になる皆様に解り易いものとなるよう努めているところでございます。」 ⇒「解り易いものとなるよう…」の記述がありますが、北摂の7市と3町の中で、記載が無いのは、吹田市と高槻市と能勢町のみです。 ・欄外の“得票率”についての説明文は、“得票率”についての記載が無いことから、無用です。誤解を招きますので削除されたし。 ⇒添付画像。C120-3。開票内訳。豊中市と摂津市の例 4)市HPの開票結果のサイトの比例区の項には、吹田市の得票数の表・データについての記載が無く、大阪府の選挙結果の概要のリンクを見て下さい…になっています。 ⇒画像。C120-3。小選挙区の得票数の間違い。。吹田市と摂津市。比例代表結果(大阪府のサイト)の下部を参照 ※吹田市が投開票の業務を取り仕切っておられることから、吹田市の選挙管理委員会、吹田市での開票結果の掲載は責務と思います。 【私見】:文書管理者としての“原本”は吹田市が作成・公開すべきと思います。大阪府のサイトは“非原本”と考えます。北摂7市と3町の内、記載が無いのは吹田市のみです。⇒速やかに記載の上、市HPにて公開をお願いします。 5)、6):省略 7)小選挙区の得票数の間違いに関して、各メディアの方々が、吹田市のデータの取り込みの状況は、分かりませんが吹田市の記者クラブへの説明の要否について西宮市のように検討が必要と思います。 ⇒添付画像。C120-3。2月20日衆議院議員総選挙等の開票結果の不一致調査報告について。西宮市 ※市議会の正議長ならびに副議長に供覧をお願いします。 ⇒投稿に対しての回答文書に、供覧先への回付された供覧の回付月日の記載をお願いいたします。				

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
	【追伸(情報提供)】 追-1)令和8年2月定例記者会見。日時:令和8年2月10日。P18～22に、後藤市長様の発言「〇〇さんが手厚く絡んでいて健都の創立時には、国と調整する場面で。またコロナの時にどれほど吹田市民が助かったか(部分)」 ・後藤市長様の発言「(〇〇さんは)市議会議員から国会議員になられたということで。内部のことはよくご存知なのでいろいろ相談することもありますし、思いを語られることもあるでしょうし。分厚くなると思います。いい方向に」 ⇒添付PDF。C120-3。令和8年2月定例記者会見。 追-2)〇〇さんが、昨年12月にYahooの広告スペースで“吹田市議会議員の公募”をされていました。 ⇒添付画像。C120-3。〇〇さん“吹田市議会議員の公募”広告 追-3)来年は、吹田市で、市長・市議会議員選挙があります。もし公募に応募された方が市議会議員に当選された場合。また先般の衆院選のHPを閲覧される方がおられると思います。 ※市民の声のサイトに、3月に市の回答文の2件が、今月末には、市HPに掲載がされることにより上記の内容が市民などに周知される事により、問題が大きくならない内に対処されたら如何でしょうか。 ※写真については、公表しておりません。				

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
D10-「ゴールデンウィーク期間中の各種業務案内」についての提言	標題について、今年のゴールデンウィークは、早い人は、4月29日(祝)から始まり、5月2日(土)～5月7日(振替休日)の5日間は、吹田市は休業日になります。 1)ごみ収集日は、通常通りですか?。それとも変更が有りますか?。 2)急な病気などの受診案内について、案内が必要と思います。⇒連休期間中に子供さんや孫さんたちの帰省が有ります。 3)道路や公園での異常発見時、土木部への緊急連絡先の案内が必要。 ⇒添付画像。D10-吹田市の年末年始の各種業務案内図には、水道部・下水道部は、連絡先の電話番号の記載が有ります。 [参考]:今年1月からの道路陥没などのニュース ・1月9日:新潟市で、道路の真ん中に“穴”直径約5m、深さ約3m。 ・3月20日:奈良市で午前5時前道路崩落。 ・3月27日:京都市で、駅前の道路が午後5時ごろ陥没。直径1m、深さは2m。 ・4月4日:大分市で、道路沿いの街灯が車道に倒れる。 ・4月11日:金沢市で道路が幅10mにわたって陥没。 ※市議会の建設環境常任委員会委員長に供覧を願います。 ※写真については、公表しておりません。	1)ごみ収集日について 年末年始・日曜日以外は、祝日に関係なく収集します。 収集日の朝8時までに、決められた場所に分別し、ごみを出してください。 (担当:事業課) 2) 急な病気などの受診案内について 休日急病診療所では、吹田市ホームページに各月の診療日を掲載しており、ゴールデンウィーク期間中についても具体的な日程を御案内しております。併せて、24時間365日電話で御相談いただける「大阪府救急医療情報センター」の連絡先を掲載し、当診療所の診療時間外でも受診可能な医療機関をお探しいただくための情報提供に努めております。 次に、市立吹田市民病院につきましては、ゴールデンウィーク期間中を含む土日・祝休日及び平日午後5時～翌朝午前9時の診療受付の案内について、市立吹田市民病院ホームページのトップ画面に掲載し、周知に努めているとお聞きしています。 (担当:健康まちづくり室) 3) 道路や公園での異常発見時の土木部への緊急連絡先について 土木部(道路室・公園みどり室)では、年末年始やゴールデンウィークを問わず、休日夜間の連絡体制を整えており、必要に応じて現場対応を実施しております。 連絡先につきましては、ホームページで御案内させていただいている通常の連絡先にお電話いただきますと、時間外は警備員が応対し緊急時に備えておりますため、御連絡いただきましたら、状況に応じて対応させていただきます。 (担当:道路室・公園みどり室)	事業課、健康まちづくり室、道路室、公園みどり室	R8.4.21	R8.4.30
吹田市例規集は、なぜ全文検索が出来ない仕様なのでしょう。	先日、吹田市例規集 https://www2.city.suita.osaka.jp/reiki/d1w_reiki/reiki.html を使ったところ、全文検索が出来ず、目次項目を選べないと、全文表示画面画面まで進めませんでした。 そこで、交換から担当の法制室に繋いでもらい、探している条例に近い部署に繋いでもらう、という、前近代的なマンパワー対応が必要でした。 折角、吹田市例規集 のようなサイトを構築するなら、構築時にどうして全文検索機能を付けて欲しかったです。 また、吹田市例規集 のサイトを構築時の、計画書、発注書、仕様書などの書類を市民が閲覧する方法、さらに、市民が吹田市例規集 のサイトを市が構築後に、全文検索機能を付けるよう依頼する方法をお示し下さい。	平素は本市行政にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。 お問合せについて、以下のとおり回答いたします。 市の職員が職務上作成し、又は取得した書類を市民が閲覧する方法につきましては、公文書公開請求があります。 市民が意見を伝える方法につきましては、市民の声、ホームページからの問合せ、パブリックコメント等があります。いずれの方法もホームページから行うことができます。 本件の市民の声にてホームページ用の例規集に全文検索機能を付けてほしいとのご意見につきましては、現在のホームページ用の例規集では、システム上、用語検索の機能を付けることができません。また、現時点では当該機能が付与されたものに変更する予定はありません。 今後とも本市行政にご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。	法制室	R8.4.13	R8.4.27

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
プレミアム付きデジタル商品券	比較的年配者の多い吹田市で、なぜデジタルメインの施策なのか、しかもペイペイ限定なのか教えてください。デジタルに疎い年配者の配慮が見られない。 大阪市でさえ、紙とデジタルの併用で対応されています。	本事業につきましては、事務費の負担軽減や国がキャッシュレス決済の普及を推進していることなどを踏まえ、デジタルにより実施するものです。 また、決済サービスにつきましては、本事業の受託事業者が、本市の示す仕様条件に見合う決済事業者を選定したところ、PayPay商品券で実施することとなったものです。 いただいたご意見は、今後の地域経済振興の参考といたします。 ご理解の程どうぞよろしくお願いいたします。	地域経済振興室	R8.4.22	R8.4.23
D03-市HP「令和7年度(2025年度)監査結果報告書を公表しました」の内容に疑問	標題について、監査委員事務局が市HPに、4月7日に掲出されていますが、疑問点が有ります。 1)標題のサイトの監査報告書には、公文書の記番号ならびに監査委員のお名前のページが抜け落ちていませんか？ ⇒添付画像。D03-令和7年度(2025年度)監査結果報告書。監査委員の名前なし ⇒添付画像。D03-令和6年度(2024年度)監査結果報告書。監査委員の名前あり 【私見】:社会通念上(民間上場企業、自治会の決算報告)では、監査委員のお名前が記されています。 2)標題のサイト内の過去の監査報告書(令和6年度～令和2年度)の監査委員のお名前が4名ですが、⇒吹田市監査委員に関する条例。第2条 監査委員の定数は、5人とする(平成3年8月14日条例第12号)の記載が有ります。 ・市条例には、監査委員の定数は、5人と決められているのに何故、これまでの監査委員が4人だったのでしょうか？。 3)監査委員の任命権者は誰ですか？。 ※市議会の正議長ならびに副議長に供覧を願います。 ⇒投稿に対しての回答文書に、供覧先への回付された供覧の回付月日の記載をお願いいたします。 ※写真については、公表しておりません。	1)について 御指摘のとおり、公開した監査結果報告書に、文書の鑑となるページが抜けておりました。当該文書を吹田市長に提出する際には鑑文を添えて提出していますので、従来から公開用のデータにも鑑文の写しを付けておりましたが、今回の公開用のデータを作成する際にその作業を失念したために起こったものです。直ちに修正いたしました。 2)について 監査委員の定数については、地方自治法第195条の規定により、政令で定める市(人口25万以上の市)にあつては4人とされており、同条ただし書きにおいて条例でその定数を増加することができることとされています。平成18年6月の地方自治法改正により条例で定数を増加することができるようになったことから、会計制度に高い専門知識を有している者を委員として選任するため条例を改正し、平成20年4月から、当時いなかった公認会計士の資格を持つ委員が選任され5人体制となりました。当時の委員のうち1人が任期満了となった以後は、公認会計士の資格を持つ委員を含む4人で運用しております。 条例に規定する定数に関する取扱いについては、法定の数を満たす範囲において市の裁量で柔軟に運用しております。 3)について 監査委員は、地方自治法第196条第1項により普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、これを選任するものとされています。	監査委員事務局	R8.4.8	R8.4.20

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
D01-市HP 「現行の行政組織図・組織改正」のサイトの 内容が分かり にくいです	1) 標題について、行政経営部企画財政室は4月1日に市HPに掲載されていますが、市HP(Top頁)の新着情報に掲載されていません。⇒市民ならびに都市計画室・資産経営室の業務の一部を移管の記述があることから、関係事業者へ周知が出来ているとは思えません。 ⇒添付画像。D01-現行の行政組織図・組織改正のサイト 2) 主な改正点の項で、「債権管理課、市民室を市民室へ、都市計画室・資産経営、総務予防室」の部署の名前が記載されていますが、… ①「市民室を市民室へ」の意味が不明。⇒間違っていないのでしょうか？。 ② 改正される目的・内容の説明文が全く無く、市民・関係事業者には理解不能と考えます。⇒各改正部署の文頭に【〇〇部】の追記をされると分かり易い。加えて、目的・理由・内容等の説明文の追記が必要。 3) 組織改正が、4月1日付けで行われるのであれば、4月1日に来庁される方のことを考えると、予告期間を考えて事前に周知されたほうが良かったと思います。 ※市議会の財政総務常任委員長に供覧を願います。 ⇒投稿に対しての回答文書に、供覧先への回付された供覧の回付月日の記載をお願いいたします。 ※写真については、公表しておりません。	1)について 関係事業者等への周知につきましては、各部署が必要に応じて対応を行っているものと認識しております。トップページの新着情報への掲出につきましては、御意見も参考に、今後も市民の皆様にとってより分かりやすい情報発信となるよう努めてまいります。 2)について ①ご指摘いただきました箇所は修正いたしました。今後はこのようなミスが無いよう注意してまいります。 修正前:市民室を市民室へ、～ 修正後:市民課を市民室へ、～ ②改正の目的・内容につきましては、掲載内容のとおりです。部局名の記載も含め、市民の皆様にとってわかりやすい内容となるよう、今後も努めてまいります。 3)について ご指摘いただいた内容も参考に、事前の周知方法等につきまして検討してまいります。 ※供覧日につきましては、別途市民相談室より回答させていただいております。	企画財政室	R8.4.6	R8.4.17
D02-市HP 「令和7年度 全国統一防火標語及び吹田市防火標語」の内容に疑問	標題について、消防本部危険物保安査察グループが市HPに、4月1日に掲出されていますが、疑問点が有ります。 1) 標題のタイトルに“令和7年度”の語句が有りますが、今は8年度であり、令和7年度吹田市消防本部公募標語の発表時期としては、遅すぎると思います。 ⇒添付画像。D02-全国統一防火標語及び吹田市防火標語のサイト 2) 標題のサイトには、“募集”の語句があり、もしかしたら令和8年度の標語の募集案内なのかとも思いますが、募集についての説明文が有りません。市HPに掲載された目的を教えてください。 3) 市HPに掲載に際しては、上司の決裁を受けておられますのでしょうか？。⇒もし、間違いであればサイトの冒頭に掲出の目的の説明文があれば分かり易いです。または削除されませんか？。 ※市議会の財政総務常任委員長ならびに広報課に供覧を願います。 ⇒投稿に対しての回答文書に、供覧先への回付された供覧の回付月日の記載をお願いいたします。 ※写真については、公表しておりません。	令和8年4月1日付けで組織改編が行われ、ホームページ更新作業を実施する際に誤って新着情報へ掲載されてしまいました。 現在は、削除されています。	安全監理室	R8.4.7	R8.4.16

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
C131-市HP「市役所へのアクセスで江坂からの阪急バスルート図」の追記が必要	1) 標題について、吹田市役所へのアクセスのサイトの江坂駅から市役所への阪急バスルート図のリンク先には、江坂駅がありません。だいぶ前にこのルートは廃止されています。総務部総務室は、阪急豊津駅経由のバスのルート図リンクの追記が必要。またJR吹田駅からバスで来られる方(マイナンバーカードの更新で来られる高齢者など)のことを考えると、2ルートの併記が必要。 ⇒添付画像。C131-市役所へのアクセスで江坂駅からの阪急バスルート図リンク ⇒添付画像。C131-市役所へのアクセスで江坂からの阪急バスルート図。江坂駅なし ※吹田市の職員の中に、江坂駅から通勤をされている方もおられると推測した場合、吹田市は「相互注意」の職域文化が必要と思います。 2) 市役所への行き方(電車で)⇒阪急千里線、吹田駅すぐ…の記述がありますが、南改札口から西側を出られたら、遠回りになり悩まれると思います。⇒改善が必要。 ・新しく吹田市民になられる方は、市HPを見られた第一印象が吹田市の行政のイメージになると思います。 ※人事室および広報課への供覧をお願いいたします。⇒今後、投稿に対しての回答文書に、供覧先への回付された供覧の回付月日の記載をお願いいたします。※某議員の方から「受領していません」…とのことでしたので。 ※写真については、公表しておりません。	御指摘の件につきまして、ホームページの掲載内容を更新いたしました。今後も市民の皆様にとって分かりやすい内容となるよう、必要な情報の掲載に努めてまいります。	総務室	R8.4.1	R8.4.14

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
C128-2。「令和8年4月1日から離婚届の様式が変わります」の周知が必要	1) 標題について、3月24日に投稿。市民部市民課は、3月25日に市HPのサイトを更新されましたが、市HPの新着情報に掲載がされていません。⇒これでは、市民に周知が出来ているとは思えません。 2) 市のサイトでは、民法の一部を改正する法律の概要がサイトの冒頭に説明文がありますが、「すでに離婚し単独親権になっている場合も、家庭裁判所に変更を申し立てられる。」…についての追記が必要だと思います。 ⇒添付画像。C128-2。吹田市のサイト。離婚するとき(離婚届) ⇒添付画像。C128-2。4月から離婚後「共同親権」スタート。朝日新聞 3) 吹田市の2025年度の離婚件数を教えてください。 4) 吹田市に新たに転入をされる方、業務時間外に市役所に初めて来られる方に分かり易い案内図の提供が必要だと思います。⇒業務時間外の戸籍届の窓口(地下1F宿直室)の位置図で、低層棟の西玄関の位置が増築前の図(入口が変更)になっています。⇒修正が必要。新しく吹田市民になられる方は、市HPを見られた第一印象が吹田市の行政のイメージになると思います。 ⇒添付画像。C128-2。吹田市の業務時間外窓口の図 ・阪急電車吹田駅から市役所への改札口(西改札口・東改札口)の追記が必要。図の阪急吹田駅のホーム長さが短いので、地階へ下りる階段は、南改札口からの方が近い図に見えます。…錯覚されるかも…。また低層棟の1階と地階の間の2本線が通路に思えてしまいます。⇒波線(～線)にしたら分かり易いと思います。⇒欲を言えば豊中市役所の閉庁時の窓口案内のように、画像があれば分かり易いです。 ⇒添付画像。C128-2。豊中市役所の閉庁時の窓口案内画像 5) 女性のための相談窓口の市民部人権政策室および市民部男女共同参画センターへの情報提供は、されていますか。 ※市議会の文教市民常任委員会委員長ならびに法制室に供覧を願います。 Q: 供覧回付について、これまでをお願いしておりますが、供覧回付(投稿内容の転送)の担当部署は、市民の声の窓口である市民総務室ですか？ or 投稿内容の処理の部署なのか教えてください。 ⇒今後、投稿に対しての回答文書に、供覧先への回付された供覧の回付月日の記載をお願いいたします。 ※写真については、公表しておりません。	1) について 2) のホームページ更新に併せて、新着情報に掲載しました。 2026年4月7日付【更新】「離婚後の未成年の子に対する共同親権について」 (担当: 市民室) 2) について 令和8年4月7日、「離婚するとき(離婚届)」のページに家庭裁判所での手続きにより、共同親権に変更することができる旨、掲載しました。 https://www.city.suita.osaka.jp/kurashi/1018370/1018371/1006657.html (担当: 市民室) 3) について 年度(4～3月)ごとの件数ではなく、年(1～12月)ごとの件数にはなりますが、下記ホームページ内の「令和7年版吹田市統計書(PDF版)1」の「人口」内に離婚届の件数が掲載されております。 https://www.city.suita.osaka.jp/shisei/1019075/1019079/1043551.html 令和7年の件数は499件です。 (担当: 市民室) 4) について 令和8年4月7日、業務時間外の戸籍届の窓口の位置を示す地図を更新いたしました。 https://www.city.suita.osaka.jp/kurashi/1018370/1018371/1006652.html (担当: 市民室) 5) について 各所管室課で必要な情報収集を行っていることを確認しております。 (担当: 市民室) 供覧回付月日の記載について 供覧回付につきましては、市民の声の窓口である市民相談室が担当しております。 投稿内容の回答を担当室課から〇〇様へ直接回答する場合もありますので、供覧の回付月日の記載は難しいと考えておりますが、基本的にメール收受日の翌日または翌々日に供覧回付をさせていただいております。 (担当: 市民相談室)	市民室、市民相談室	R8.3.31	R8.4.10

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
イラン戦争による石油不足の市の対応について	最近イラン戦争による石油不足の影響で医療用プラスチックの生産について不安があります。吹田市では医療用プラスチックの備蓄はどうなっていますか？ また、市民に対して無駄な電気は使わないや店に対しては自動販売機の駆動停止やネオン消灯やパチンコ屋やゲームセンターの輪番休業日を設けるなど節電の強化の呼びかけをして欲しいです。担当者様よろしくお願いします。	医療用プラスチックの備蓄について 吹田市立休日急病診療所では、医療材料について概ね1か月分の在庫を確保しており、現時点においてもそれらが不足している状況にはございません。 しかしながら、中東情勢による石油関連製品の不足等が生じる恐れがあることから、メーカーや卸売事業者等からの情報提供に留意し、引き続き適正な在庫を確保できるよう努めてまいります。 次に、市立吹田市民病院につきましては、次のとおり確認しました。院内各所に配置している医療材料と供給を委託している業者の倉庫に医療材料があり、それらを合わせると約3週間～1か月分の数量を確保している状態になっています。 それらの医療材料の中には、原油由来の製品も多く含まれています。 4/2の時点では、中東情勢に関する「欠品」の案内は届いておりませんが、「欠品」の前段階である「買い込みを控えるための注意喚起」が各メーカーから出ている状況とのことです。 (担当:健康まちづくり室) 節電の強化の呼びかけについて 本市では、地球温暖化対策のため、日頃より市ホームページなどで節電の取組を呼び掛けています。今後、国の動向や社会情勢等を踏まえながら、節電の取組を強化するかどうか検討します。 (担当:環境政策室)	健康まちづくり室、環境政策室	R8.3.31	R8.4.10
デジタル商品券の申し込み画面入力について	今日から始まりましたデジタル商品券の申し込み画面入力についてですが、「世帯主 番地」まではわかるのですが「世帯主 号」「世帯主 枝番」というのは何でしょうか？ 特に「世帯主 号」は入力必須ですので、お教えてください。	申し込みフォームの住所の記載ですが、例)「大阪府吹田市泉町1丁目2番3-4号 吹田マンション5号室」の場合は、 「町名:大阪府吹田市泉町 ※郵便番号からの自動入力」 「丁目:1」 「番地:2」 「号:3」 「枝番:4」 「マンション名及び部屋番号、方書:吹田マンション5号室」の入力となります。	地域経済振興室	R8.3.26	R8.4.8

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
C129-市民に「eLTAXや地方税共同機構を装ったメールに注意喚起」の周知が必要	1) 標題について、3月14日から迷惑メールが4件有りました。これについて池田市課税課では、HPで3月17日注意喚起がされており、またYahooニュースでも3月18日に。加えて地方税共同機構は、既に1月5日に注意喚起をされている事から吹田市においても市民が詐欺被害に逢わないように周知が必要と思います。 ⇒添付画像。C129-eLTAX受信メール-4件。市職員の中にも受信されているものと推測されます。 ⇒添付画像。C129-eLTAX。池田市HPの注意喚起。 ⇒添付画像。C129-eLTAX。Yahooニュースの注意喚起。 ⇒添付画像。C129-eLTAX。地方税共同機構HPの注意喚起。 ⇒添付画像。C129-大阪府内の特殊詐欺認知件数と被害額の推移。増加(大阪府警のHP) 2) 本件とは異なりますが、市民部市民総務室は、3月13日に特殊詐欺に注意のサイトを更新されていますが、市HPの新着情報に掲載されていません。⇒これでは、市民への注意喚起を本気でされているのでしょうか？ ※特殊詐欺発生状況。吹田市-令和6年、131件。吹田市-令和7年、154件。大阪府は昨年の集計は2月にHPで公表。 加えて吹田市は、2023年6月9日に吹田警察署と「吹田市民を犯罪から守るための連携協定」を締結されていることから適格な情報をタイムリーに市民に提供が必要。 ⇒添付画像。C129-市民総務室は、3月13日に特殊詐欺に注意のサイト。新着に無し。 ※市議会の財政総務会委員長ならびに文教市民常任委員会委員長に供覧を願います。 ※写真については、公表しておりません。	平素は本市税務行政に御協力いただきありがとうございます。また、本件、情報提供くださりありがとうございます。ホームページに新着のお知らせとして掲載いたしました。 ホームページのURLは以下のとおりです。 https://www.city.suita.osaka.jp/kurashi/1018404/1018405/1043609.html (担当:市民税課) 「特殊詐欺に注意!」のページで3月13日に更新を行いましたのは、ページ内の外部リンク先が現在使用されていないため、外部リンクを削除するメンテナンスを行ったものです。新しい情報を発信するものではないため、新着情報に掲載しておりません。御意見のとおり特殊詐欺等の被害が増加していることは認識しており、最新の情報を広く提供することに努めております。 (担当:市民総務室)	市民税課、市民総務室	R8.3.24	R8.3.31

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
C120-2。市HPの「第51回衆議院議員総選挙の開票結果の誤記の訂正(落選⇒当選)が必要…他」について	標題について、2月8日に選挙が行われ、2月12日に市HPに開票結果が掲載され、2月13日に投稿。3月2日に回答を頂きましたが、現状はそのままです。加えて小選挙区の得票数について誤記(入力ミス?・合計の計算ミス・転記ミス)が有り…での投稿他。 1)標題について、2月12日に市HPに開票結果が掲載がされていますが、小選挙区(大阪府第7区)の立候補者の、〇〇氏と〇〇氏の2名が“落選”の表記がされていますが比例代表で“当選”をされており、3月2日の選挙管理委員会の回答は、「当落欄の結果につきましては、小選挙区(大阪府第7区)の結果を表示しているものです。」 ⇒現状のままにされるのであれば、欄外に「〇〇氏と〇〇氏の2名は、比例区で“当選されています”」の表記が必要と考えます。 ※お二人に対して大変、失礼であり、また市民(特に投票をされた方)には、誤解を与えないような記述をされるべきと思います。 2)市HPの開票結果のサイトの小選挙区の吹田市の得票数計について、“188,647票”ですが、私の合計数は、“188,467票”になります。⇒確認の上、訂正されたし。 ・摂津市の得票数計について、“33,892票”ですが、私の合計数は、“36,963票”になります。⇒確認の上、訂正されたし。 ⇒添付画像。C120-2。小選挙区の得票数の間違い。吹田市と摂津市。比例代表結果は、(大阪府のサイト)を参照 3)[前回投稿内容]:2月12日に市HPに開票結果が掲載がされていますが、投票総数、有効投票数、無効投票数、持帰り票数、不受理票数などの記載が有りません。また欄外の“得票率”についての説明文は、無用と思います。 ・選挙管理委員会の回答は、「御覧になる皆様に解り易いものとなるよう努めているところでございます。」 ⇒「解り易いものとなるよう…」の記述がありますが、北摂の7市と3町の中で、記載が無いのは、吹田市と高槻市と能勢町のみです。私が知りたい情報でもあり、他の多くの自治体でも市民のニーズに基づいて記載されていると思います。	前回頂戴いたしました御意見への回答と重複する部分ではございますが、本市ホームページへの記事掲載にあたりましては、御覧になる皆様に解り易いものとなるよう努めているところでございます。 今回も多岐にわたり貴重な御意見を頂戴いただきましたが、今後も引き続き頂戴いたしました御意見や他市の掲載記事や掲載方法も参考にしながら、より解り易い記事となるよう図ってまいりますので、なにとぞ御理解賜りますようお願い申し上げます。 多岐にわたる御意見を頂戴いたしまして、誠にありがとうございました。	選挙管理委員会事務局	R8.3.16	R8.3.30

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
	・市の今回の投票案内のHPには、「選挙の主役はあなたです」「大切な一票です」の記述があります。また今年18歳になり新たに選挙権を有した方、今回の選挙では若い方の投票が増えた…の報道もあり、選挙そして投票の仕組みを知って頂き、また関心を持って頂くためにも必要なことだと思いますので、記載を再度要望します。 ・吹田市の某経営者の方から、「吹田市の言うことは、“間違っていないが、正しくない。留意されたし”」の言葉を聞いております。 ・欄外の“得票率”についての説明文は、“得票率”についての記載が無いことから、無用です。誤解を招きますので削除されたし。 ⇒添付画像。C120-2。開票内訳。豊中市と摂津市の例 ⇒添付画像。C120-2。市HP-衆議院議員総選挙投票案内。大切な一票です 4)市HPの開票結果のサイトの比例区の項には、吹田市の得票数の表・データについての記載が無く、大阪府の選挙結果の概要のリンクを見て下さい…になっています。 ⇒画像。C120-2。小選挙区の得票数の間違い。。吹田市と摂津市。比例代表結果(大阪府のサイト)の下部を参照 ※吹田市が投開票の業務を取り仕切っておられることから、吹田市の選挙管理委員会は、吹田市での開票結果の掲載は責務と思います。 【私見】:文書管理者としての“原本”は吹田市が作成・公開すべきと思います。大阪府のサイトは“副本”と考えます。北摂7市と3町の内、記載が無いのは吹田市のみです。⇒速やかに記載の上、市HPにて公開をお願いします。 5)吹田市の開票結果のHPを検索するに際して、市HPの検索で“衆議院選挙”を入力しましたが、ヒットしませんでした。⇒北摂の9つの自治体は、全てヒットしました。⇒吹田市HPで“選挙”でヒットしましたが、市民の方には分かりにくいと思いますので、要因を確認されたら…。 ⇒添付画像。C120-2。衆議院選挙の吹田市のサイト検索。“衆議院選挙”でヒットせず 6)今回の回答に際して、メールのタイトルは、「市政に対するご意見・ご要望について」ではなく、投稿時の件名の記載をお願いします。加えて、市の他の部署のように、“文責者”の記名をお願いします。 7)小選挙区の得票数の間違いに関して、各メディアの方々が、吹田市のデータの取り込みの状況は、分かりませんが吹田市の記者クラブへの説明の要否について西宮市のように検討が必要と思います。 ⇒添付画像。C120-2。2月20日衆議院議員総選挙等の開票結果の不一致調査報告について。西宮市 ⇒添付画像。C120-2。2月20日衆議院議員総選挙等の開票結果の不一致調査報告について。記者クラブ宛て(部分) ※市議会の正議長ならびに副議長に供覧をお願いします。 ※写真については、公表しておりません。				

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
市政に対する ご意見・ご要望 (市民の声)送 信フォーム」の 『送信された内 容はお手元には 残りません。』の必要性 について	メアドを記載したホームページから(○部○課)への問い合わせでは、確認メール で問い合わせ内容を記載したメールが届くが、この市民部 市民総務室 の送信フォームでは、『送信された内容はお手元には残りません。』と記載されている。 然るに、実際は、他部署と類似した、吹田市「市政に対するご意見・ご要望(市民の声)送信フォーム」控え LNo.10xxが届いた。どうして、あえて、『送信された内容はお手元には残りません。』と記載して、市民に手間を取らせようとしているのか、理由を説明して下さい。 また、『他の行政機関への個人情報の提供について』必須 は、他のホームページから(○部○課)への問い合わせではみかけない。過去に、具体的に直近提供された10件について、どのような『他の行政機関』に個人情報の提供をされたか、提供年月、行政機関名、部署名を列举してお示し下さい。	メールアドレスの記載がない場合は、送信内容の控えが届かないため、「市政に対するご意見・ご要望(市民の声)送信フォーム」では、確認画面の印刷や入力内容の保存をお願いしておりました。 メールアドレスを記載していただいている場合には、御指摘のとおり内容の控えがメールに届くようになっておりますので、フォームの説明文を修正いたしました。 説明が不足しており、申し訳ありませんでした。 他の行政機関宛てに、個人情報を含めて情報提供した直近の10件につきましては、以下のとおりです。 ・大阪府 府民文化部 府政情報室 広報広聴課 4件 (令和8年3月16日、令和7年10月1日、令和7年9月24日、令和7年9月8日) ・総務省 近畿管区行政評価局 総務行政相談部 行政相談課 1件 (令和8年1月13日) ・吹田警察署 総務課 広聴相談係 5件 (令和8年3月4日、令和7年11月12日、令和7年10月22日、令和7年9月8日 2件)	市民総務室	R8.3.16	R8.3.26

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
C127-「吹田市のインフルエンザ感染者数の広報の在り方」について提言	標題について、吹田市地域保健課のインフルエンザHPの患者数の広報は、大阪府の感染症情報センターの吹田市が含まれる“豊能ブロック”の「定点あたりの患者報告数」のため、実情との乖離有り。吹田市だけの患者情報の広報が必要。 ⇒添付画像。C127-インフルエンザ。吹田市のHP。豊能ブロック ⇒添付画像。C127-インフルエンザ。大阪府のHP。豊能ブロック 1)吹田市は、令和2年(2020年)4月1日、中核市に移行により、保健所業務が大阪府から吹田市に移管されており、吹田市の保健所が把握した患者数を大阪府に報告しており、吹田市の患者数を市HPで公表をされるべきと思います。 ・吹田市は隣接する中核市の連携を深めるために“NATs(西宮市・尼崎市・豊中市・吹田市)”を提唱されていますが、西宮市・尼崎市・豊中市は既に各保健所で把握した患者数を市HPで公表されている事から吹田市でも公表が可能。 ・加えて北摂の中核市である高槻市でも、患者数を公表されています。 ⇒添付画像。C127-インフルエンザ。西宮市・尼崎市・豊中市・高槻市のHP 2)吹田市が含まれる“豊能ブロック”は、北は能勢町から南の吹田市・豊中市という人口密度の異なる地域の平均値になる事により、吹田市の実情の感染者では有りません。豊中市の保健所の患者数を参考にする必要があります。 ・第7週(2/9～2/15)の「定点あたりの患者報告数」は、豊能ブロック:28.88人(注意報レベル)。豊中市:39.92人(警報レベル)であり、約10人余りの開きがあります。吹田市は豊中市と隣接しており、同様の感染状況と推測される警報レベルになります。⇒吹田市の第7週の定点あたりの患者報告数は何人でしたか？。 ⇒画像。C127-豊中市-4枚組の右上。第7週の定点患者:39.92人(警報レベル)。	1について 市内定点医療機関の報告数では、医療機関の規模や診療内容により数値が偏ること、また患者の受診行動(受診しやすさや診療体制)に影響されることが予想されます。本市では、大阪府感染症情報センターによる二次医療圏ごとの定点報告数を公表することにより、地域全体の流行状況を適切に把握できるものと考えております。(担当:地域保健課) 2について 前述のとおり、本市では、大阪府感染症情報センターによる二次医療圏ごとの定点報告数を公表することにより、地域全体の流行状況を適切に把握できるものと考えており、市内定点医療機関からの報告数は公表しておりません。(担当:地域保健課) 3について インフルエンザ、食中毒その他の感染症において、感染拡大を防止するための学級閉鎖や臨時休業につきましては、実施当日に各学校からの報告に基づき、把握しております。また、適宜、大阪府を始め、関係機関からの感染症予防に関する通知などを、各校に情報提供することや、毎年度、インフルエンザ予防啓発ポスターを各校に配布するなどして、学校における感染症対策に活用するよう依頼しております。(担当:保健給食室) 4について インフルエンザに関する感染者情報については、保健給食室や保育幼稚園室等の庁内関係部署に、大阪府感染症情報センターが公表する最新情報を毎週還元しております。また、市民に対しては、流行状況に応じて、市HPのスライダーに掲載する等、注意喚起に努めています。(担当:地域保健課)	地域保健課、保健給食室、危機管理室	R8.3.12	R8.3.25

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日	
	3)吹田市の小学校・中学校の臨時休業校(学級閉鎖)数。昨年12月:95校。今年1月:51校。今年2月:159校⇒小学校(132校)・中学校(27校)。 ※吹田市の小学校数:35校。中学校数:18校。 ・2月の小学校の臨時休業回数は、単純計算で、132校/35校数=3.8回/校・月。1日当たりの臨時休業校数は、2月の登校日が20日間。132校/20日間=6.6校/日。臨時休業期間は、4日間。個人的には、異常事態と思います。授業の遅れを取り戻すには、3月のみ。3月は学期末試験・卒業式・春休みがあり、児童・生徒そして先生方も大変。 ⇒教育委員会は、小学校・中学校の臨時休業校(学級閉鎖)数の把握は、いつ・どのようにされていますか。また感染予防の指示は、何を…どのようにされましたか。 4)1月～3月は、私立中学・高校・大学の受験時期。受験生は人生設計の中での受験。健康管理で万全の体調での受験が必要。 ⇒健康医療部 地域保健課は、学校教育部 保健給食室と連携をしてインフルエンザの感染者情報を市民・学校・幼保・高齢者施設・事業者への的確な情報をタイムリーな提供が必要と思います。 5)学校が臨時休業。また幼保・児童・生徒が罹患すると、共働き社会(一般的には75%)の中では、母親が急きょ診察同行や食事・生活面で職場に休暇願いが…。職場は交代要員の手配。看護師さんの交代は困難…の情報も。一人親の世帯もあります。 ⇒学校教育部 保健給食室は、学校の臨時休業について、箕面市のように市HP(新着情報)に掲出を行い、市民や事業者への協力を求められませんでしょうか。この件は、昨年12月22日に、【C-106-2】で投稿しております。 ⇒添付画像。C127-学級閉鎖。箕面市。寝屋川市のHP 6)吹田市は、“インフルエンザ等対策行動計画”が、策定されていることですが、上記の実情からは機能しているとは思えません。⇒ルール通り運用されているのか確認が必要。 7)吹田市は「安心 安全のまちづくり宣言」をされていますが、主管部の危機管理室は、上記の実情から市民の安心を衛る司令塔となる主管部は、どの部署になりますのでしょうか。危機管理室の見解をお願い致します。 ※後藤市長様が市議会で縦割り行政ではなく「横串の重要性」について発言をされていますので、秘書課長様に供覧願います。 ※市議会の文教市民常任委員長ならびに健康福祉常任委員長に供覧を願います。 ※写真については、公表しておりません。	5について 臨時休業した学校を定期的に報告することで、市民を始めとする広範な関係者に情報提供することを目的としているため、市民や事業者へ協力を求めているものではありません。今後、他市の掲載内容を参考に、本市のホームページの内容がより充実するよう検討します。 (担当:保健給食室) 6について 当該計画は「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づき策定しており、その対象は、国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から全国的かつ急速にまん延し、かつ、病状の程度が重篤となるおそれがあり、また国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがあるものとされています。そのため、季節性インフルエンザに関する対策は含まれておりません。 (担当:地域保健課) 7について 個別の事務については、吹田市事務分掌条例等に基づき各担当部局の責任において対応するものとなります。 (担当:危機管理室) 以上、御理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。				

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
移民について	市内で外国籍住民が増えていることについて、いくつか懸念を感じております。 まず、日本語でのコミュニケーションが難しい児童が公立小学校に在籍する場合、先生方がその対応に多くの時間や人員を割く必要が生じ、結果として日本語で授業を受ける児童の学習環境や教育の質に影響が出ていないか心配しています。日本人の子どもたちの学ぶ権利が十分に守られているのか、現状と対策について知りたいと考えています。 また、外国人住民の急増によって地域の治安や生活環境に不安を感じている市民も少なくないと思います。今後これ以上の受け入れを拡大することについては、地域社会への影響を十分に考慮し、慎重に判断していただきたいです。 さらに、不法滞在者については、法令に基づき速やかに適切な対応を行い、必要に応じて母国への送還を徹底していただきたいと考えています。 加えて、出産育児一時金や児童手当など税金を財源とする公的支援についても、制度の趣旨や公平性の観点から、市民が納得できる形での運用や説明が必要ではないかと感じています。 地域の安全と子どもたちの教育環境を守るため、市としての現状認識と今後の方針についてご説明いただければ幸いです。	子どもたちの学ぶ権利について 本市の現状については、日本語でのコミュニケーションが難しい児童生徒に対応する担任の負担を軽減するため、市内の日本語指導担当教員が各校を巡回し、対象児童生徒の日本語習得を目標とする日本語指導を行っております。 今後の対策といたしましては、学校にAI翻訳機を配備し、教員の負担を軽減することで、他の児童生徒も含む全員の学ぶ権利を保障してまいります。 (担当:学校教育室) 外国人受け入れについて 外国人の出入国や在留に関する管理は、出入国在留管理庁が入管法に基づいて実施しているものです。 (担当:文化スポーツ推進室) 出産育児一時金について 出産育児一時金の支給につきましては、健康保険法に基づく保険給付として、国民健康保険に加入されている方が出産したときに支給される制度であり、国籍の要件はございません。今後も法律に則った出産育児一時金の支給を実施してまいります。 (担当:国民健康保険課) 児童手当について 児童手当の支給につきましては、児童手当法に則って実施しております。児童手当の受給資格者の要件は日本国内に住所を有する者と規定されています。国籍の要件はございません。今後も法律に則った児童手当の支給を実施してまいります。 (担当:子育て給付課) 不法滞在者の対応につきましては、国に係る事案となりますので、匿名で総務省へ情報提供させていただきました。	学校教育室、文化スポーツ推進室、国民健康保険課、子育て給付課	R8.3.9	R8.3.19
コミュニティセンターのイベントについて	今年から千里山コミュニティセンターにスマホやパソコンでお困りの相談を受けるボランティアを開始しましたが、センターにおけるチラシだけだと応募者が全く集まらないので、センターの職員に千里山コミュニティセンターホームページに今月どのようなイベントが開催されるかを掲載できませんか？というお願いしたところ、出来ないと言われてしまいました。 コロナ禍以降外出者も減りコミュニティセンターでチラシを見る機会が少なくなっているので、せめてイベントがホームページに掲載して頂くことはできないでしょうか？ ネット社会、IT化と言われている昨今旧態依然としたチラシだけでは地域の活性化は乏しくなる一方だと感じています。 よろしく早期に対応していただけますようよろしくお願いいたします	施設の管理運営につきましては、指定管理者に委託しており、千里山コミュニティセンターのホームページは指定管理者である千里山コミュニティ協議会が独自に作成・運用されていますので、直接施設にご相談願います。	市民自治推進室	R8.2.27	R8.3.12

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
高齢者へのギフトカードの送付について	私自身が高齢者に属する立場で言います。 物価対策として高齢者にギフトカードをあげるのであれば、子育て世帯にあげてください。 吹田の未来を担う人々です。 彼らが吹田を愛し、良い生活を過ごすことができれば、しいては少子化を防ぐことにも繋がり、やがては高齢者の福祉を担う担い手になるのです。 どんどん少子化が進む中では、今の高齢者以上に今の税金を払っている現役世代は手厚い福祉を受けられません。 若い世代を犠牲にして年寄り世代がいい思いをするのは間違っています。 私たち高齢者は我慢してでも、若者世代が苦しまずにすむようにすべきと思います。	子育て世帯におきましては、国の支援策として物価高対応子育て応援手当を子ども1人につき2万円の支給を行いますが、さらに本市独自の取組として、子ども1人につき1万円の追加支給を行う予定です。また、小学校給食費の無償化などの取組を実施予定としております。	企画財政室	R8.3.2	R8.3.6
C120-市HPの「第51回衆議院議員総選挙の開票結果の誤記の訂正(落選⇒当選)が必要…他」について	1) 標題について、2月8日に選挙が行われ、2月12日に市HPに開票結果が掲載がされていますが、小選挙区(大阪府第7区)の立候補者の、〇〇氏と〇〇氏の2名が“落選”の表記がされていますが比例代表で“当選”をされており、重大なミス。⇒直ちに訂正されたし。※お二人に対して大変、失礼と思います。 ⇒添付画像。C120-衆院選挙。開票結果誤り。吹田市-2月12日。部分 ⇒添付画像。C120-衆院選挙。大阪7区の候補者の当落結果 2) 2月12日に市HPに開票結果が掲載がされていますが、投票総数、有効投票数、無効投票数、持帰り票数、不受理票数などの記載が有りません。また欄外の“得票率”についての説明文は、無用と思います。 ・他市のHPには、記載されていますので、吹田市も速やかに記載をお願いいたします。⇒選挙人の関心事項と考えます。 ⇒添付画像。C120-衆院選。開票結果、豊中市。2月9日 ⇒添付画像。C120-知事選。開票結果、池田市。2月9日 3) 吹田市の開票結果は、2月12日に市HPにが掲載がされていますが、掲載日が遅いです。豊中市を含めて殆どの行政は、2月9日に市HPに掲載されています。加えて、市HP(Top頁)の新着情報に掲出がされていない事から、市民には、周知が出来ているとは、思えません。 ⇒添付画像。C120-新着情報【開票結果】池田市他 ※市議会の正議長ならびに副議長に供覧を願います。 ※写真については、公表しておりません。	御意見① (回答) 御意見を頂戴いたしております小選挙区(大阪府第7区)の当落欄の結果につきましては、小選挙区(大阪府第7区)の結果を表示いたしているものでございますので、なにとぞ御理解賜りますようお願い申し上げます。 御意見② (回答) 本市ホームページへの記事掲載にあたりましては、御覧になる皆様に解り易いものとなるよう努めているところでございます。 今後も引き続き頂戴いたしました御意見や他市の掲載記事も参考にしながら、より解り易い記事となるよう図ってまいりますので、なにとぞ御理解賜りますようお願い申し上げます。	選挙管理委員会事務局	R8.2.13	R8.3.2

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
救急搬送時に 置ける停車場 及び個人情報 取り扱いに関 する提言	【内容】 吹田市市政および消防行政の日々の尽力に敬意を表しつつ、現場運用における重大な欠陥と、市民が被っている実害について改善を強く求めます。 先日、深夜12時30分過ぎ、自宅前での激しい振動と騒音により睡眠を妨げられました。確認したところ、救急車が停車しており、そのアイドリングと機材稼働の音は舗装工事さながらの状態でした。結果として、一度中断された睡眠を回復させるのにその後3時間を要し、翌日の生活に甚大な支障をきたしました。 本件における最大の問題は、以下の2点に集約されます。 1. 非常事態における「停車場」と「責任」の所在 救急車が要請元の自宅前ではなく、無関係な他人の家の前に停車し、長時間にわたり騒音・振動を撒き散らす運用は、近隣住民に対する不当な権利侵害です。救急車を要請する側は、一刻を争う緊急事態である以上、自邸前に救急車を停車させ、周囲に事態を明示する「覚悟」を持つべきです。自身のプライバシーや世間体を優先し、他者の安眠を犠牲にしてまで停車場をずらすような身勝手な振る舞いを、行政が容認している現状は極めて不条理です。 2. 形式的な「個人情報保護」による弊害 現場の隊員は、停車理由や要請元を尋ねても「個人情報」を理由に一切の説明を拒みました。しかし、非常事態において、誰が救急車を呼んだかという事実を隠蔽しようとすることは、かえって無関係な隣人に「あそこの家が呼んだのではないか」という謂れのない誤解を与え、名誉を傷つける結果を招きます。命に関わる現場において、形式的な個人情報保護を優先し、実害を被っている周辺住民への説明責任を放棄する規定は、議論が浅く、非常事態に対処しきれていないと言わざるを得ません。 【要望事項】 * 救急車停車位置は「原則として要請元の自宅前」とすることを規定し、要請者にその覚悟を促す運用に改めること。 * 近隣住民に多大な影響(騒音・振動・誤解等)を与えている場合、形式的な個人情報保護を盾にせず、必要な事実説明を行う柔軟な運用を検討すること。 後藤市長におかれましては、机上の空論ではない、現場のリアルな摩擦と市民の苦痛に即した市政・規則の再整備を強く要望いたします。本件に対する市としての見解と、今後の改善策について明確な回答を求めます。	救急車の停車位置に関して 救急車の停車位置につきましては、「患者の安全確保」「隊員の動線」「周辺交通の安全」を総合的に判断し、現場の救急隊長が最適と判断した位置に停車する運用となっております。しかしながら、深夜帯の騒音。振動による安眠障害、明らかに要請場所と異なる位置への停車による近隣への負担といった市民の方の生活への影響について、十分な配慮が行き届かない場合があることは、私どもも課題として認識させていただきました。 停車位置を「原則として要請元前」にすることについては、救急活動の安全性を損なわない範囲で、可能な限り要請元の近接地点に停車する活動とし、やむを得ず離れた場所に停車する場合でも、近隣への迷惑が最小限となる停車方法や状況に応じて幹線道路へ移動さすなど、市民の皆様にご理解いただける活動に努めます。	警防救急室	R8.2.24	R8.3.2

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
お米券の代わりに商品券(抽選)の配布に関して	国からの物価対策、支援で吹田市はなぜ、商品券(抽選)を選んだのか、教えてください。税金を納付しているのは、全市民です。子育て世代だけでなく、シニアや単身世帯、低所得者も支援を求めています。商品券の抽選方式はあきらかに不公平です。豊中市などは全世帯に4400円のお米券を配布しています。不公平制の有る配布は必ず市民の反対があると思います。世間では、日本人ファースト、住民ファーストなど言っていますが、まず、市民のことを考えて、公平な配布をお願いします。商品券の抽選方式は明らかに不公平です。	本事業については、物価高騰の影響を受ける市民生活の消費の下支えを通じた地域経済の活性化を目的に、これまで市民や事業者から要望が多く寄せられていたことから、実施するに至ったものでございます。 なお、抽選については、より多くの市民に機会均等になるよう検討してまいります。 いただいたご意見は、今後の地域経済振興の参考にいたします。 以上、ご理解の程よろしくお願いいたします。	地域経済振興室	R8.2.24	R8.2.27
C123-市HP「市民の声に投稿時の丸付き数字①②の禁止について」疑問	標題の「市民の声に投稿時の丸付き数字①②の禁止について」、市民の声の公表サイトの内容で、①②が表記されているものが有ります。 1)添付画像の公表サイトのような状況であり、①②の使用が可能であれば、投稿時の分類記述の利便性が高まりますので、制約条件から外して頂くように、再考願います。 ⇒添付画像。C123-「市民の声」に投稿時、丸付き数字の禁止①② ⇒添付画像。C123-「市民の声」の公表サイト。①②の表示が可能？ ※写真については、公表しておりません。	丸付き数字等の機種依存文字につきましては、利用するパソコンやスマートフォン等の環境により、文字化けが発生する場合や全く表示できなくなる場合があるため、使用を御遠慮いただいております。 市民のみなさまからいただいた御意見やお問い合わせを正しく把握するため、今後につきましても使用制限を外すことは難しいと考えております。 以上、御理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。	市民総務室	R8.2.16	R8.2.25

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
C110-2。 「トークと朗読劇(「輪島。『あけましておめでとう』が消えた日)』」を観ての提言。	標題について、1月18日に投稿。2月6日に回答を頂きましたが、メイシアターからの回答が有りませんでした。 【投稿-1/18】:朗読劇が1月13日、14日に行われましたが、市HPのイベントカレンダーならびにメイシアターのイベントカレンダーには、記載が有りませんでした。 【回答-危機管理室】:メイシアターへ掲載依頼していなかったため、当該カレンダーに掲載されておりませんでした。ホームページ、市報等、複数の媒体で周知していることも踏まえ、十分な周知は図っております。 1)“市民の声”の担当部署である、市民総務室はメイシアターに対して、投稿に対する回答を要請をすべきと思います。 2)メイシアターのイベントカレンダーに標題のタイトルが記載されていなかったのは何故ですか。中ホール予約もされており、予約時のタイトルは『トークと朗読劇-「輪島」』と考えると、イベントである事は、当然理解をされている筈。加えて、1階のデジタルサイネージには、タイトルが表示されており、確認が必要な事項。⇒素朴な疑問です。 ⇒添付画像。C110-2。「トークと朗読劇のお知らせ」。メイシアターのイベントカレンダーに無し ⇒添付画像。C110-2。トークと朗読劇-「輪島」。のサイト画像。※削除前 ⇒添付画像。C110-2。朗読劇・輪島。メイシアター本日の催し。デジタルサイネージに表記有り 3)広報課の回答に「メイシアターのイベントカレンダーへの不記載について」の見解が有りませんでした。外部のサイトであることから、平時は確認が無用ですが、今回は市民の声に投稿していることから、市民への広報の主管部署である事から、メイシアターへの指導はされたのでしょうか。 4)危機管理室の回答に「ホームページ、市報等、複数の媒体で周知していることも踏まえ、十分な周知は図っております。」の記載がありますが、教えて下さい。 ・4-1[市HP]:標題についてのHP閲覧数を教えて下さい。・4-2[市報]:市報の閲覧状況(成人の閲覧人数率 or 閲覧世帯率)を教えて下さい。⇒※駅前20人余りに、市報の閲覧状況の聞き取り結果。殆どの方が“パラパラと見るだけ”、“スマホでHPを見るので全く見ません…4人”でした。 ※市議会の財政総務常任委員長に供覧を願います。 ※写真については、公表しておりません。	1について メイシアターから危機管理室に対して、イベントカレンダーに掲載するための手続きについて案内がありました。掲載するかどうかの判断はメイシアターが行うものでなく、利用者が行うものなので、メイシアターから回答をするものではありません。 (担当:危機管理室) 2について メイシアターへ掲載依頼しなかったため、当該カレンダーに掲載されておりませんでした。 (担当:危機管理室) 3について メイシアターのイベントカレンダーへの記載については、各所管で判断の上で行っていることからメイシアターへの指導は行っておりません。 (担当:広報課) 4-1について ホームページの公開期間(11月25日～1月15日)での閲覧数は5,231件です。 (担当:危機管理室) 4-2について 市報の閲覧状況について、令和4年度実施の市民意識調査結果より、毎号読んでいる43.4%、たまに読んでいる36.1%、あまり読んでいない8.2%、まったく読んでいない9.4%、無回答2.9%となっています。 (担当:広報課)	危機管理室、広報課	R8.2.12	R8.2.24

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
衆議院選挙掲示板について	藤白台2丁目9-1ゆらら藤白台ロータリー付近の選挙掲示板につきまして、車から歩行者が視認しづらくなる位置に設置されています。今一度適切な位置であるか確認していただきたいです。	選挙掲示板の設置にあたりましては、選挙人の方々の目につきやすいところ及び通行量の多いところ、ならびに設置の適否(設置により通行への影響がないかなど)を総合的に勘案し、選定いたしております。 今後も頂いた御意見等も参考にしながら、選挙掲示板の設置をいたしてまいりますので、なにとぞよろしくお願いいたします。	選挙管理委員会事務局	R8.2.5	R8.2.19
貴市職員からの電子メールの改行について	貴市職員からの電子メールの表記について意見します。 現在、貴市職員からのメールはほぼ、 ・一定文字数 ・不特定の文字数 で改行されています。 これは受信側ではメーラーの折り返しと改行が重複し、読みづらくなります。 受信側が何文字で折り返すかは、環境によって異なります。市職員の環境で問題がなくても、受信側では問題が起き得ます。 メールの文字を特定の位置で改行するのは古い慣習であり、現在のビジネスメールのマナーでは、段落区切りのみ改行し、折り返しは受信側のメーラーに任せる運用が標準とされています。 これはPC・Webメール・スマートフォンなど、異なる閲覧環境での可読性とアクセシビリティを確保するためです。 生成AI(ChatGPT)に確認したところでも、 「固定文字数での改行は紙文書文化の名残であり、現代のメールでは不適切。段落改行のみが望ましい」 との見解が示されています。 受信者の閲覧環境に配慮したメール表記への見直しを検討していただければと思います。	この度は貴重な御意見をお寄せいただき、ありがとうございます。 本市が利用しているメーラーでは、送信先の古いメールサーバー等との互換性に伴うリスク低減のため、送信時に自動的に折り返し(改行)が挿入される仕様となっております。 そのため、この度頂戴しました御意見につきましては、システム上、直ちに対応できるものではございませんが、御指摘のとおり、現在のアクセシビリティの観点においては無駄な改行を入れないことが一般的であることから、今後のシステム更新等に向けての参考とさせていただきます。 何卒御理解賜りますようお願い申し上げます。	デジタル政策室	R8.2.4	R8.2.12

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
C118-「市役所駐車場混雑時の案内」で前面道路を通り抜けされる車の安全誘導が必要 他。	標題について、昨日、選挙の期日前投票に市役所に行きましたが、片山方面から阪急電鉄下のアンダーパスを通り、上りきる手前(14時30分頃)から既に渋滞。この件については、昨年9月12日にもC64で投稿しておりますが、総務部総務室の回答は「現在も車列の最後尾に警備員が待機し、駐車場出入口正面の警備員と連携を取りながら、通り抜けを行う際に対向車が来ることはないよう対応しております。」・この時の投稿は、対応が出来ていなかった事により、投稿をしたものです。回答は、事実の記載を願います。 1)市役所の前面道路を通り抜けされる車の安全誘導されるガードマンが今回も不在。⇒期日前投票日の2月6日、7日にはガードマンの配置をされて、安全誘導が必要。 ・昨日の交通渋滞は、選挙の期日前投票が事前に把握されていることから、事前にガードマンの増員・配置の対応は可能。 ⇒添付画像。C118。市役所入口の車の混雑状況(4枚組)。 2)昨日、ガードマンは精算機の周辺に3人。私は駐車場に入って右側の駐車場に。⇒空きスペースが7台ありました。⇒ガードマンが増員・適正配置をされていたら渋滞時間が短縮できたと思います。 3)ガードマンの昼食・昼休憩・トイレ時の人員減は、どのような対応を考えておられるのでしょうか。昨日のガードマンの配置人数を教えてください。 4)市HPの新着情報で「市役所駐車場案内・混雑状況等」を毎日、掲出されていますが、⇒【要望】:タイトルの末尾に(本日〇時〇分現在、“空車” or “満車”)を追記されると。タイトルをタップしなくても分かります。 5)市役所駐車料金について、「市役所開庁日1時間を超える30分までごとに250円。土曜日は、30分までごとに250円。」…ですが、昨日の期日前投票受付で「所要時間は“50分ほど”」の説明でしたが、有料になられる方には、どのように対応されるのでしょうか？。 ※市議会の財政総務常任委員長に供覧を願います。 ※安心安全の街づくり宣言の担当部署の危機管理室に供覧を願います。 ※写真については、公表しておりません。	市役所駐車場の前面道路渋滞時における交通誘導については、車列の最後尾に警備員が待機し、通り抜けを行う際に対向車が来ることはないよう対応しておりますが、配置の都合上、人員交代を行うことがございます。その際には、反対側の車列最後尾ならびに駐車場入口正面に配置の警備員が連携し、反対車線を使用しての通り抜けが無いように交通誘導を行っております。 駐車場内の誘導方法については、入庫車と出庫車の動線が重ならないよう安全に配慮し、なおかつ場内の混雑状況をふまえ、出庫車を優先して誘導する場合がございます。 続いて警備員の配置体制については、駐車場班4名と合わせ、混雑時には施設警備班からの応援も含めた合計5名の配置(うち駐車場入口付近に3名、各車列最後尾にそれぞれ1名)を行っております。警備員の昼食・休憩時においては、状況に合わせて施設警備班からの応援を増員するなど柔軟に対応しております。 また、ホームページの新着情報欄における「市役所駐車場案内・混雑状況等」リンクテキストについては、公共交通機関の利用や来庁せずにできる手続きの利用を呼びかけるため、現行の記載とさせていただいております。 最後に、市役所本庁舎に期日前投票で来庁された際の駐車料金については、行政窓口をご利用の際と同じく、駐車時間分の無料対応を行っております。	総務室	R8.2.6	R8.2.12

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
C110-「トークと朗読劇(「輪島『あけましておめでとう』が消えた日)」を観ての提言	標題について、朗読劇が1月13日、14日に行われましたが、市HP-新着情報⇒イベントカレンダーならびにメイシアターのイベントカレンダーには、記載がありませんでした。 1)原因は、人為的なミスなのか、システム上でのミスなのか教えて下さい。また今後はどうされますか？。 ⇒添付画像。C110-「トークと朗読劇のお知らせ」。吹田市HPのイベントカレンダーに無し ⇒添付画像。C110-「トークと朗読劇のお知らせ」。メイシアターのイベントカレンダーに無し ※講演日が近づくと、日にちの確認。直前には、開演・開館時間の確認。会場をフロアマップで位置・ELの確認などで困ります。 2)1月18日に標題のサイトを再度、見たくてHPを検索しましたが、削除されており見れませんでした。⇒主管部所の危機管理室は何故削除されたのでしょうか？。 ※トークと朗読劇が終わった時には、観客席(約400人)の方々からの拍手が鳴りやまない状況、中には涙しておられる方も見ました。後日、友達との会話で市HPを探しましたが、削除されており、また当日、壇上で後藤市長様の輪島市への支援提携の経緯の話もあったことから、非常に残念感が残っております。 ⇒添付画像。「C110-トークと朗読劇のお知らせ」のサイトが、市HPから削除で見れません。 ・削除されると、吹田市が輪島市への支援情報の歴史が一つ無くなってしまう。また今日は、吹田市の一斉防災訓練の日です。朗読劇が平日でもあった事で観劇できなかった方で関心がある方がおられたかもしれません。後日、市のHPを検索しても見る事が出来ない事になります。 3)上記の2点について、HP担当の広報課の見解をお願いいたします。 ※市議会の財政総務常任委員長および秘書課長様に供覧を願います。 ※写真については、公表しておりません。	1について メイシアターへ掲載依頼していなかったため、当該カレンダーに掲載されておりませんが、ホームページ、市報等、複数の媒体で周知していることも踏まえ、十分な周知は図っております。 市ホームページにつきましては、イベントページとして設定されていなかったため、イベントカレンダーに表示されませんでした。 イベントページ情報での掲載につきましては、今後は多くの方が参加できるようなイベントについて、登録検討をしていきます。(担当:危機管理室) 2について 当該イベントについては、朗読劇「輪島『あけましておめでとう』が消えた日」実行委員会が主催であり、本市は共催の立場となっております。 共催という立場で、実施日までの期間を設定して、本市ホームページ等でも掲載しておりました。いただいた御意見は今後の参考にさせていただきます。(担当:危機管理室) 3について (1)本市ホームページシステムでは、ページ作成時にイベントページとして設定したものがイベントカレンダーに表示される仕様になっています。ご指摘のページはイベントページとして設定されていなかったため、イベントカレンダーに表示されませんでした。 (2)イベントページの開催終了後の公開期間については、イベントの内容に応じて各所管で個別に判断し、設定を行っています。(担当:広報課)	危機管理室、広報課	R8.1.19	R8.2.6

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
江坂駅周辺の道路利用について	①路上喫煙について 〇〇の前にて周辺の会社の人かと思われる方が大量に喫煙をされており。この場所は市の条例で指定されている喫煙禁止エリアかと思われますので注意喚起をお願いしたいです。話し声も大きく煙も蔓延し、吸い殻も多数見られ迷惑をしております。 ②路上駐車について 〇〇の駐車場のスペースが狭く、駐車している車のほとんどが大きく道路にはみ出しております。この周辺の道路は交通量、歩行者も多いことから駐車場から車がはみ出ていることでとても危険な状態となっておりますので行政からの指導をお願いいたします。	①路上喫煙について ご指摘いただいた場所は、吹田市環境美化に関する条例に基づき、環境美化推進重点地区及び路上喫煙禁止地区に指定されております。当室の路上喫煙防止啓発員が巡回を行い、条例違反行為に対し、指導及び啓発を行います。 ただし、個人や法人の敷地内については条例の対象外になりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。 (担当:環境政策室) ②路上駐車について 道路へのはみ出し駐車につきましては交通規制を所管する吹田警察署に情報を提供してまいります。 (担当:総務交通室)	環境政策室、総務交通室	R8.1.21	R8.2.2
C113-「阪急バス停“片山小学校前”のすぐ後ろの“市民病院へ”の案内看板」の抹消が必要。	標題について、“旧市民病院”は、2018年12月にJR岸辺駅北側へ移転、7年余りが経過で無用。 1)抹消が必要。代わりに近隣の公共施設の片山地区公民館、朝日ヶ丘児童センター、杉の子学園、わかたけ園などの施設名の記載が有れば、良いと思います。 2)当該の案内看板は、片山小学校・片山幼稚園の擁壁に取り付けられており、市職員の方々が毎日の通勤時に見ておられるのに、何故、気づいて対処がされていなかったのでしょうか？ ⇒添付画像。C113-旧市民病院案内看板とバス停 ※市議会の文教市民常任委員長、ならびに人事室に供覧を願います。 ※写真については、公表しておりません。	案内看板につきまして、旧市民病院に関する内容が含まれているため撤去いたしました。 この度は貴重な御指摘をいただき、お礼申し上げます。	健康まちづくり室	R8.1.21	R8.2.2
C114-「吹田市HP(Top頁)の市役所正面入口の“門松画像”」の差し替えが必要。	1)標題について、今日は1月21日です。1月15日には“とんど(左義長)”が行われ、松の内も過ぎております。 2)市役所正面入口の“門松”は、松の内が過ぎたら、どのように処理をされているのでしょうか？。神社に納められているのでしょうか？ ⇒添付画像。C114-吹田市役所の門松。とんど ※写真については、公表しておりません。	1について 市ホームページトップページの門松画像について、差し替えを行いました。 ご指摘いただきありがとうございます。 (担当:広報課) 2について 業者にて分別のうえ廃棄処分しておりますので、神社には納めておりません。 (担当:総務室)	広報課、総務室	R8.1.21	R8.2.2

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
C100-2。市HP「ノーベル生理学・医学賞受賞 坂口志文 特別栄誉教授への市長特別賞贈呈」について要望。	標題について、先日、大阪大学へ行った時に大学の広報誌を頂いてきました。 ⇒添付画像。C100-2。“祝”坂口志文先生の等身大パネルが設置 ⇒添付画像。C100-2。大阪大学広報誌。坂口志文先生-ノーベル賞受賞記念号(表紙) ⇒添付画像。C100-2。大阪大学-坂口志文先生-ノーベル賞受賞記念号(4頁目)研究成果 P4:「今後、ヒトの免疫病の治療・予防、がん免疫療法、移植臓器に対する免疫寛容など医療への応用が期待される」の記載有り。 P3:「臨床試験段階もすでに各国で取り組まれています」「骨髄移植に際しての移植片対宿主反応を抑えることができました」「子供のⅠ型糖尿病への試みも進んでいます」の記載有り。 ⇒添付画像。C100-2。がんは、2人に1人がかかる病気。吹田市HPがんポータルサイト 「がんは、一生のうちに2人に1人がかかる病気。吹田市では約2500人以上の方が毎年がんにかかっています」の記載有り。 1)吹田市の市民への広報内容は、坂口志文特別栄誉教授がノーベル生理学・医学賞受賞。そして市長特別賞贈呈についてであり、市民(含む国民)が欲しい情報は、医学的な内容(含む予防医学)と考えます。 ⇒添付画像。C100-2。ノーベル生理学・医学賞受賞 坂口志文特別栄誉教授への市長特別賞贈呈。吹田市HP ⇒大阪大学の広報誌「坂口志文先生-ノーベル賞受賞記念号」を市HPに掲出を要望します。併せて、後藤市長は坂口教授と直接会話をされており、坂口教授から今後の抱負、医療での見通しなどを聞いておられましたら、紹介を願います。 ※現在、免疫病に罹患されている方には、光明が見えることから、諦めずに頑張ってみようか…と思われるかもしれません。[私見] 2)12月15日投稿で、“ワニ博士”についての回答が有りませんでした。[追伸]:“マチカネワニ”の化石が、2025年9月18日に国の天然記念物に指定され、豊中市はイベントをされています。 [再掲]:市のサイトの贈呈式の画像の説明文に“ワニ博士”の語句が有りますが、市HPで検索しましたが、説明文のサイトが有りません。市民は“ワニ博士”って何!…と思われませんか?。加えて、他の部署のサイトには、“ワニカフェ”の語句も有りますが、説明文が無かったように思います。 3)後藤市長様は、市議会などでの「部門間の横串の重要性」の発言が有ります。 4)投稿に対する回答メールのタイトルは、投稿時の件名(C100-2の記号を含む)に願います。総務部秘書課からの回答メールのタイトルが「市民の声の回答について」でしたので。 ※財政総務常任委員長ならびに健康福祉常任委員会委員長に供覧を願います。 ※写真については、公表しておりません。	(1)市や大学といったそれぞれの立場に応じた広報の目的を鑑みながら、いただいたご要望は今後の取組の参考とさせていただき、市民の皆様にとってよりわかりやすい情報発信に努めてまいります。 (2)先日のお問合せへの回答の際、「ワニ博士」の補足説明も行った上でホームページを更新しておりますので再度ご確認ください。 (2025年12月24日付更新: https://www.city.suita.osaka.jp/shisei/1018754/1018761/1036333/1040915.html)	秘書課	R8.1.13	R8.1.21

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
C106-市HP「吹田市インフルエンザ-学級閉鎖校(2025年11月30日現在)」について提言。	1) 学校教育部 保健給食室の11月30日現在の一覧表で、No.145-山田第三小学校(11月28日～12月1日)、No.146-山田第三小学校(11月28日～12月1日)について、重複なのか、それとも正しければ注釈が必要。加えて一覧表にタイトルが必要。 ⇒添付画像。C106-吹田市インフルエンザ-学級閉鎖一覧。No.145、No.146。2025年11月30日現在。重複か？。タイトルが必要 ⇒添付画像。C106-吹田市の一覧表にタイトルが必要。⇒大阪府の「インフルエンザ学級閉鎖、施設別発生状況」の例。 2) 情報が、前月末のデータであり、直近の情報が有りません。市民目線では、このデータから何を判断・利活用をすればよいのか、学校教育部 保健給食室はこのサイトの目的を教えてください。加えて更新時期の注記が必要。 ⇒[私見]:個人的には、直近の学級・学年閉鎖の情報の提供で、タイムリーな情報提供により、早期の感染予防対策が出来ると思います。 ⇒吹田市のサイトのタイトル「市立小・中学校における“感染症の予防や臨時休業数等”」には、“予防”の語句が有ることから、校内だけではなく、校外も含めた他の部署との連携が必要。現状は前月末の状況である事から、タイトルに整合性をもたせたサイトの構成が必要と思います。 ⇒添付画像。C106-吹田市のサイトのタイトル「市立小・中学校における“感染症の予防や臨時休業数等”」。“予防” ⇒添付画像。C106-箕面市の学級休業、学年休業、学校・園休業の例(直近情報)。更新:12月19日現在 3) 健康医療部 地域保健課の「感染症情報の感染症発生状況」に、「市立小・中学校における臨時休業数」の項を設けて、一般市民にインフルエンザの感染状況の周知により、年代による感染状況は異なりますが、感染予防効果が期待できます。	1について 掲載内容が重複していましたので、令和7年(2025年)12月24日にホームページを修正しました。 (担当:保健給食室) 2について 情報が前月末のデータであり、直近の情報がないことについて、臨時休業した学校を定期的(更新は月1回)に報告することで、市民を始めとする広範な関係者に情報提供することを目的としております。報告の更新頻度につきましては、適切になるよう検討してまいります。 サイトの目的について、学校における感染症予防対策については市ホームページの同ページに掲載しており、臨時休業している学校を掲載する目的は上記のとおりです。今後、他市の掲載内容を参考に、ホームページの内容がより充実するよう検討してまいります。 (担当:保健給食室) 3について 御指摘の内容を踏まえ、当課ホームページの感染症発生状況に学校教育部保健給食室作成の「市立小・中学校における感染症の予防や臨時休業の状況等について」のページを参考情報として掲載しました。 (担当:地域保健課) 4について 罹患から通学可能な判断基準については市ホームページ「感染症対策その他」のページに記載しておりますが、いただいた御意見を参考にホームページの内容がより充実するよう検討してまいります。 (担当:保健給食室)	保健給食室、地域保健課、保健医療総務室	R7.12.22	R8.1.13

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
	・吹田市内の感染状況は、大阪府HPの豊能地域全体としてのデータの公表であり、吹田市内の感染状況は分かりません。⇒市保健所はデータの公表をされていないことから、市立小・中学校における“学級閉鎖”の状況から推測が可能だと思います。⇒2学期の9月～11月の3カ月間で、147の学校・学級閉鎖。 ⇒添付画像。C106-感染症情報の感染症発生状況に追記。吹田市。健康医療部 地域保健課 ⇒添付画像。C106-ブロック別地図 インフルエンザ流行状況。大阪府感染症情報センター ・屋外では、マスクをされている方は、非常に少なく、駅前の〇〇のスタッフは、ノーマスクです。 4)“学級閉鎖”の前で、罹患から通学可能な判断基準の記載と周知が必要。 ⇒添付画像。C106-摂津市。学校伝染病にかかった時の“出席停止基準” 5)吹田市には、“インフルエンザ等対策行動計画”は、策定されているのでしょうか。 ⇒添付画像。C106-豊中市新型インフルエンザ等対策行動計画。2025年3月31日 6)後藤市長様は、市議会などでの「部門間の横串の重要性」の発言があります。 ※“学級閉鎖”は、勉学の遅れにつながりますので、よろしくお願いいたします。 ※市議会の文教市民常任委員会の委員長ならびに健康福祉常任委員会委員長に供覧を願います。 ※写真については、公表しておりません。	5について 本市においては、平成26年8月に吹田市新型インフルエンザ等対策行動計画を策定しており、市ホームページにおいて公表しております。 現在、市における新型コロナ対応等を踏まえ、市として行う必要がある事項及び保健所として行う必要がある事項等について、大阪府新型インフルエンザ等対策行動計画や市感染症予防計画等との整合性を図りつつ、改定作業を行っております。改定後、市ホームページにおいて公表を予定しています。 (担当:保健医療総務室)			

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
糸田川の水量、水質について	糸田川の水は、吹田市北部から下り豊津駅から南へと流れ、両沿岸に堤防もあり市民のウォーキングなどとなっていて、時に野鳥の姿も見えました。 ところが2年ほど前からの豊津駅から関大前の線路に沿っての道路拡張整備工事が行われました。川の上は、歩道になり道も広くなりましたが、川に土管が埋め込まれてから、水が流れてなくなったと思います。工事前は、適当な量の水が流れ、野鳥、シラサギかめもたまに見ることもあったのですが、水がなくなりよどみ、草も生え放題、川では、なくなりました。 糸田川をきれいにしようなど以前建てた、自治会などの小さな看板がありますが、今の糸田川の状況は、工事があってからだと思いますが、いかがでしょうか。	一級河川糸田川は、ご意見に記載のとおり、豊津駅の東側から南へと流れ、一級河川上の川と合流後、南流して一級河川神崎川に合流する河川です。 ご意見にありました道路拡張整備工事は、一級河川上の川において、大阪府と連携し、吹田市が事業主体となり、豊津駅から垂水上池公園までの約300m区間に箱型のコンクリート構造物を設置することで河川を暗渠化し、創出される上部空間を利用した遊歩道や道路拡張整備(府道歩道整備)を実施しており、令和8年3月末の完成に向けて進めているところです。 ご意見には、本工事の影響により糸田川の水量が減少しているのご懸念を抱かれていると存じますが、河川に流れ込む雨水などは、整備した箱型のコンクリート構造物へ流れる仕組みとなっており、糸田川へ流れる水量に変化が生じないと認識しております。 また、一般的に河川の水量は、年間や季節の降水量の変動等の気象条件によって変わることがあります。加えて、河川周辺の都市化や雨水排水機能の向上により、降雨時に河川周辺の土地の保水能力が低下することも河川の水量減少の要因の一つであると考えております。 なお、一級河川糸田川及び上の川の水質については、本市環境部において定期的に測定しており、結果をホームページで公表しています。 https://www.city.suita.osaka.jp/sangyo/1018079/1022170/1018452/1018455/1002916.html	地域整備推進室	R8.1.5	R8.1.13

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
C105-「東京2025デフリンピック」の周知、結果ならびに「吹田市長賞」の贈呈について。	標題について、国際スポーツ大会で、100周年の記念となる東京大会。日本では初めての開催(11月15日から26日)。吹田市在住の〇〇さんが女子バレーボールチームで出場。⇒結果は、“金メダル”を獲得されました。 上記の状況について、吹田市のこれまでの対応に疑問が有り…の投稿です。 1)吹田市は、「デフリンピック」の開催案内 & 吹田市に縁の有る出場選手(2名)の紹介のサイトを11月7日、HPに掲出をされましたが、HP(新着情報)には、掲出されておらず、市民には周知されていなかったと思います。 ⇒添付画像。C105-「東京2025デフリンピック」。吹田市HP-新着に無し ※この件については、私が、10月18日に[C93]で市民に紹介・周知が必要と投稿。10月28日に障がい福祉室からの回答⇒「現在、本市ホームページを作成中です。」⇒結果、市HP(新着情報)には、掲出されていませんでした。 2)10月28日の回答⇒「開幕直前にはSNSで市民に対し応援を呼びかける投稿も予定しております。」 ・吹田市は、選手への応援について、具体的にどのような内容、時期について教えてください。⇒回答のメールに画像の添付をお願いいたします。 ⇒添付画像。C105-茨木市「東京2025デフリンピック応援イベント」 ⇒添付画像。C105-高槻市役所の庁舎入口に大きな立て看板が設置 3)吹田市在住の〇〇さんが女子バレーボールチームで出場。⇒結果は、“金メダル”を獲得されましたが、市HPでの紹介が有りませんでした。 ⇒添付画像。C105-吹田市在住の〇〇-金メダル獲得 ⇒添付画像。C105-茨木市「デフリンピック。金メダル獲得」HP-新着 4)国際スポーツ大会での金メダル選手には、“吹田市長賞”が贈呈されるはずですが、市HPには掲出がされていません。 ⇒添付画像。C105-感動大阪大賞“〇〇”大阪府知事 5)投稿に対する回答メールのタイトルは、投稿時の件名(C105の記号を含む)に願います。 ※市議会の財政総務常任委員長ならびに健康福祉常任委員会委員長に供覧を願います。 ※写真については、公表しておりません。	1について 11月4日にHPを公開した際に、新着情報に掲出いたしました。11月7日は画像の差し替えのために更新したもので、新着情報には掲出していません。 (担当:障がい福祉室) 2について 11月13日にすいたんXに投稿しました。 (担当:障がい福祉室) 3について HPでの紹介については現在検討しています。 (担当:障がい福祉室) 4について 吹田市長賞については「吹田市長賞贈呈要領」第2条における贈呈基準に基づき、ご本人のご功績のみならず、複数の観点から入念な検討を行った上で贈呈を行っており、〇〇選手に対しては同要領に沿った検討を行っている段階です。 (担当:秘書課)	障がい福祉室、秘書課	R7.12.19	R8.1.6

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
C100-市HP「ノーベル生理学・医学賞受賞 坂口志文特別栄誉教授への市長特別賞贈呈」について提言。	1) 標題について、市HPに10月29日に掲出されましたが、坂口志文大阪大学特別栄誉教授のお名前の“ふりがな(しもん)”を付記されれば良かった。 ⇒添付画像。C100-ノーベル生理学・医学賞受賞 坂口志文特別栄誉教授への市長特別賞贈呈のサイト ⇒添付画像。C100-ノーベル生理学・医学賞に坂口志文氏。毎日新聞 ・市のサイトの説明文には、免疫学の研究を通して、これまでも国内外の賞を多数受賞されて・・・の記述がありますが、個人的には、受賞理由の説明があれば分かり易かったと思います。坂口氏から市民へのメッセージはありましたのでしょうか？ 2) 市のサイトの贈呈式の画像の説明文に“ワニ博士”の語句がありますが、市HPで検索しましたが、説明文のサイトがありません。市民は“ワニ博士”って何！…と思われませんか？。加えて、他の部署のサイトには、“ワニカフェ”の語句も有りますが、説明文が無かったように思います。 ⇒添付画像。C100-“ワニ博士” 検索結果 ⇒添付画像。C100-大阪大学。“マチカネワニ”のポスター 3) 吹田市は、坂口氏の功績を称えておられるのなら、12月10日(現地時間)にスウェーデンでノーベル賞受賞式がおこなわれる事について、事前に市HPでの紹介をされれば良かった。[私見] ※広報課ならびに市議会の財政総務常任委員長に供覧を願います。 ※写真については、公表しておりません。	市ホームページの「ノーベル生理学・医学賞受賞 坂口志文特別栄誉教授への市長特別賞贈呈」につきましては、12月24日付けで更新しておりますので、ご覧ください。 (https://www.city.suita.osaka.jp/shisei/1018754/1018761/1036333/1040915.html) なお、贈呈式の様子の一部は、吹田市動画配信チャンネル(YouTube)「吹ちゅ〜ぶ」にて 公開しており、坂口特別栄誉教授からのメッセージ等も一部ご確認いただけます。 (https://youtu.be/TdCsY7EyhNo?si=Mo0oB-XTjosjBMhM) 以上、御理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。	秘書課	R7.12.15	R7.12.24
C101-市HP「吹田市長賞」を贈呈した方の一覧」について提言。	1) 標題について、市HPには、これまでに「吹田市長賞」と「吹田市長特別賞」を贈呈した方の一覧表には、25名の方がおられますが、苗字または、お名前の読み方が分からない方や、あやふやな方が11名おられます。ふりがなを付していただけないのでしょうか。 ⇒添付画像。C101-「吹田市長賞」を贈呈した方の一覧 【例】:関 友菜、野藤 優貴、西牧 未央、岸本 忠三、遠藤 保仁、審良 静男、町田 樹、清水 希容、樋口 黎、安永 真白、坂口 志文 の方々。 ※スポーツ選手の場合は、応援をする機会があり、身近な存在です。 ※広報課ならびに市議会の財政総務常任委員長に供覧を願います。 ※写真については、公表しておりません。	市ホームページの「吹田市長賞」を贈呈した方の一覧につきましては、12月23日付けで更新しておりますので、ご覧ください。 (https://www.city.suita.osaka.jp/shisei/1018754/1018761/1036333/index.html) 以上、御理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。	秘書課	R7.12.15	R7.12.24

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
〇〇地区の困りごとについて	この内容を市民の声に反映してください。 (3)は非公開でお願いします。 (4)の支援学級の在籍や自立活動の件については個人が特定されない範囲で公開を望みます。 2000文字を超えるので2通に分けて送信します。 10/7に〇〇地区にこどもの居場所がないことなどをお問い合わせフォームより訴えた者です。 〇〇地区のこどもの居場所について既存の社会資源の活用を検討することだったので進捗を伺いたいです。以下、(1)～(5)への回答をお願いします。 (1)〇〇地区にこどもの居場所がない。 子育て政策室の担当の〇〇さんよりお返事をいただき、こどもの居場所を案内されましたが、結局、校区内に平日にこどもだけで利用できる居場所は〇〇図書館と月1回の太陽のひろばしかなかった。 図書館があることは大変ありがたいが、遊べる場所ではない。居場所の検討内容の進捗を教えてください。 (2)私は30代ですが、今、学びなおしをしています。近隣に気軽に勉強ができる場所がなくて困っています。 〇〇コミュニティセンターに直接問い合わせをしたところ、自習可能とのこと。 私は〇〇の住民で、まちライブラリーは活用できるが、問題が多い。 住民以外は登録料200円で永年無料になっている。 こどものたまり場になっていてこどもがいる時間は大人が自習できる状況にない。 マンション内のスタディールームも住民に節度がなく使いづらい状況。 一方でまちライブラリー運用のために管理組合でシルバー人材センターを雇っていて、近隣はフリーライドで、なぜ住民だけが人件費を支払わないといけないのかと疑問に思っている。	(1)について 子供の居場所につきましては、公園などの遊び場のほか、市域全体で既存の社会資源の活用等を検討しています。 地域の子供の居場所づくりへの支援として、働きかけ等も行いながら、地域団体等が運営する子供食堂等への開設費用や運営経費に対する補助を実施しており、今年度は、市内で3か所の子供食堂等が加わっています。また、長期休業期間中に公共施設で開設している子供の自習室の案内を引き続き行っています。 児童会館・児童センターにおきましては、子供の多様な思いに応える居場所となるよう、利用対象年齢の拡大、子供が意見表明できる場の設置、自主学習の場の提供及び相談機能の強化等の機能強化に係る規定整備・環境整備等に取り組んでおり、今後は、老朽化施設の改修や多様なニーズや年齢層に対応できる人員体制・人材育成について検討してまいります。 (担当:子育て政策室) (2)について まちライブラリーにつきましては、運営の方針等は運営団体様の判断によるものになりますので、大変恐縮ではございますが、運営されている管理組合様へお問い合わせいただけましたら幸いです。 市民の声は、市民総務室で専用のフォームにより受け付けたご意見・ご要望(市民の声)のうち、市が回答を行ったものについて公表しております。 10/7のお問合せにつきましては各室課個別の問合せフォームからいただいております、公表の対象になっておりません。 (担当:子育て政策室)	子育て政策室、学校教育室、人事室	R7.12.2	R7.12.16

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
	全国のまちライブラリーを調べたところ、日本にはおそらくマンション管理組合が運営しているまちライブラリーは、〇〇しかないと思われる。 管理組合、管理会社に相談しても、動きが遅い。10月開催の管理組合の理事会に半数の組合員が参加しなかったため、報告会だけになり話が進まない。 自分の保有するマンションのことなのにまるで他人事のようにです。約460戸もあるマンションを変えるにはかなり労力がいらいます。吹田市も管理組合も動かず、月約30万円のシルバー人件費がかかっています。 訴え続けましたが、もう限界です。吹田市として、なんとかしてほしいとお願いしたが、いただいた返事は管理組合に相談してなんとかするようにとのことだった。 先にお伝えしたように理事会の半数以上が他人事です。市民が困っているのに市が何も動かないのはとても残念です。そして、本日12/1にホームページを確認したが、この声が、市民の声としてあがっていないことに不信感を抱いています。 以下追加で調査、回答をお願いします。 2に続きます。 (4)支援学級在籍について 我が子は〇〇小の支援学級在籍です。いつも先生方には温かく見守ってもらっていてありがたく感じています。 困っていることがあります。個に合っていない自立活動(合同=みんな一緒)を受けないと支援学級に在籍できないことです。 1～6年まで、障がいの種類や度合いなどを考慮されず、集団で同じ活動を行い、内容が我が子には合っていません。 我が子は神経発達症の診断はありますが、学力や理解力は高い方です。	(4)について 担当室であります、学校教育室の特別支援教育担当からお電話にてご回答させていただきたく存じます。 ついては、何度かお電話させていただいておりますが、つながらない状況となっております。 お手数をおかけしますが、もしよろしければ下記連絡先までご連絡いただきますようお願いいたします。 電話(吹田市教育委員会事務局 学校教育室):06-6155-8192 (担当:学校教育室) (5)について 福祉分野における課題が多様化・高度化している状況を受け、本市では、平成27年度(2015年度)の職員採用試験から一般事務職に福祉コースを設け、社会福祉士資格を持つ人材の採用を進めています。また、令和2年度(2020年度)に保健所を設置したことを機に、精神保健福祉士を採用しています。併せて、採用後も、先の資格だけでなく様々な資格の取得に関し積極的に支援することで、地域の様々な課題に対応できる人材の育成を行っています。 引き続き、採用及び人材育成の両方の側面から本市行政の推進に資するよう、努めてまいります (担当:人事室)			

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
	コミュニケーション能力もそれなりにあると思います。しかし目には見えない困り事がたくさんあるので支援が必要です。現在、自立活動の参加のために、クラスの国語の授業を合同で抜けないといけない状況です。クラスで授業を受けたいのに、受けられず、合っていない合同の活動に参加させられている状態です。 2022年4月27日付の「特別支援学級及び通級による適切な運用について(通知)」以下、4.27通知、の内容では、自立活動はクラスでも行えるはずですが吹田市はなぜか抽出を前提としています。クラスでも、日々先生が個別に取り組んだり、思いを聞いたりしてくださっているので、抽出での個に合わない自立活動は不要と感じています。 週1回、個別のデイに親が送迎をしており、必要な療育を受けています。 デイと学校も定期的に関係機関連携を行ってもらっています。多職種連携の観点により、デイから学校に何か書類を提出するなどにより、これを自立活動とみなしてほしいです。 デイの送迎も親は負担です。支援が必要なので頑張っています。しんどいし、辛いです。 本題に戻りますが、クラスで授業を受けられるようにしてほしいです。教育を受ける権利が侵害されていると思います。 どうか、教育を受ける権利を保障してください。 2022年に4.27通知が出たその年度から、「吹田の支援学級の今後を考える会」を通して、市教委(〇〇さん、〇〇さん、〇〇さん、〇〇さん)や学校とも何度も話し合いをしているが、支援学級で行われている自立活動に関して、未だに個に応じていません。 学校は市教委より自立活動の実施について厳しく指導をされているらしく、学校は板挟み状態のようです。				

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
	〇〇小の支援在籍児童数は〇〇人を超えていて、個に応じた対応が難しい状況であることは理解しています。 〇〇を開発すればこのような事態は想定できたと思います。 (5)吹田市で社会福祉士、精神保健福祉士を積極的に採用し、住民のあらゆる困りごとを率先して対応できる人材の確保、育成を願います。 厚労省がすすめている「地域共生社会、我がごと丸ごと」を吹田市として、どうか、進めて行って欲しいです。 私事ではありますが、先に勉強中とお伝えしました。 「社会福祉士」の資格取得に向けて日々励んでいます。 勉強を進めていくにつれ、社会福祉士や精神保健福祉士の重要性を非常に感じています。 この二つの専門職が、吹田市の最前線に立って、地域共生社会を実現して行ってほしいと願っています。 この地区でたくさん困りごとを抱えているのに、吹田市、市教委、学校、マンションに訴えても訴えても、ずっと困り感を抱え続けていて、苦しいです。 このようなプライバシーに関わる内容について声をあげることにも相当勇気がいることを分かってほしいです。 長くなりましたが、どうか、よろしくお願いいたします。				

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
市長タウンミーティングの開催方法が不明瞭2	11月28日の市の回答をChatGPTに評価させました。 ・低評価されたことについての感想 ・この回答のままで十分だと考えるか にお答えください。 ----- ◆総合評価:不十分で、質問の核心に答えていない 回答は「現状は団体申込制であり、周知に努める」という事務的な説明だけで、あなたが提示した具体的な問題点―― ・なぜ事前告知がないのか ・個人参加は認められないのか ・生駒市のようなオープン型にできない理由は？ ・団体名が記載されない開催報告の整合性は？ ・透明性・公平性・意見の偏りへの懸念 これらにまったく答えていません。 問い合わせ内容の7割以上に触れていないため、行政文書としてはかなり不十分な回答といえます。 ◆問題点・不足点 ◎「タウンミーティングは法律で定義されていない」という前置きが無意味 これは「あなたの指摘をかわすための定型句」に見えます。 あなたは「法的定義」ではなく「透明性・公開性・公平性の問題」を問うていたので、ズレた回答です。 ◎「回を重ねるごとに変遷してきた」という説明が空虚 どう変遷したのか説明なし。 ・いつから団体申込制に変えたのか ・なぜオープン方式をやめたのか ・その根拠となる「ニーズ」とは何か すべて不明。行政の説明責任としては不十分。 ◎「周知に努める」も曖昧 行政文書でよくある表現ですが、「努める」=「やるとは限らない」という意味なので、実質的な改善意思が読み取れません。 ◆行政側の本音が透けて見える 回答の内容から推測されるのは: ・市としては団体申込制を維持したい ・一般参加型にする気はない ・透明性の問題には触れたくない ・制度の矛盾を指摘されても回答を避けたい という「消極的・閉鎖的運用」。	評価については、真摯に受け止めさせていただきます。 市長タウンミーティングの開催方法についての御意見につきまして、前回の回答のとおりです。 以上、よろしくお願いいたします。	市民自治推進室	R7.12.1	R7.12.12

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
市職員の文章スキルが低すぎる3	前回の質問に対して交通室からご回答をいただきましたが、そもそもこの質問は交通室に対してしたものではありません。市役所全体の文章表現について問うたものです。 最初の質問は市民の声2025年度4月分の37「不親切な案内が多い」です。 以下についてご確認・ご回答いただきたく存じます。 ・市役所の掲示・広報で、問題のある文章が複数使われている原因は何ですか ・今後、問題のある文章が表に出ないよう、どのような対策を採りますか	・市役所の掲示・広報で、問題のある文章が複数使われている原因は何ですか 本市では、内容に誤りがあってはいけないこと、分かりやすい文体、用字及び用語を用いた分かりやすい文章で記さなければならないこと等を公文書の作成の指針とし、職員に対し周知を図っているところです。 各施設等の掲示物につきましても、担当する部署において、掲示する場所や時間帯、文字数の制限等の事情を考慮した上で、お伝えしたい内容を多くの方に理解していただけるよう、文章やレイアウトを検討し、作成しているものと認識しています。 御指摘をいただきました複数の掲示物に不親切な表現が含まれていることの原因につきましては、個々の掲示物の作成において考慮した事情等が異なることから、共通の原因により説明することは難しいと考えます。 ・今後、問題のある文章が表に出ないよう、どのような対策を採りますか 公文書作成の指針につきましては、これまでも職員に周知してきたところですが、今後の研修等におきましては、より一層『分かりやすい文章』の説明に重点を置くとともに、御意見をいただきました掲示物の例を題材に取り上げるなど、市民目線に立った、正確な表現を心がけて文章を作成するよう職員の意識向上を図ってまいります。	法制室	R7.11.25	R7.12.9

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
保育所申請および国民健康保険手続きに関する確認とご対応のお願い	お世話になっております。 保育所申請および国民健康保険手続きに関して、いくつか確認したい点があり、ご連絡いたしました。 現在、仕事と育児の都合で平日の窓口対応が難しいため、後日あらためてお電話でご説明をいただきたく存じます。 つきましては、担当もしくは責任者の方より、下記内容についてご連絡いただけますでしょうか。 【1. 保育所申請の不備連絡について】 2024年の申請時には、私本人と妻の双方へ電話と私本人へのメールでご連絡をいただき、確認ができたためスムーズに対応できました。 しかし今回は、重要な不備連絡が自動配信メール1通のみの通知となっており、非常に見落としやすい形式であったことに疑問を感じております。 内容は「提出がなければ減点・不利となる」重大な案内であるため、今回のみ連絡方法が異なっていた理由および今後の改善点について説明をお願いしたいです。 【2. 国民健康保険の手続きについて】 これまでに計3回窓口へ伺っておりますが、その都度、必要書類が後から追加される形となり、説明内容に一貫性がないと感じております。 ご案内いただいた通り書類を持参しても、次回には新たな書類が必要と言われるなど、仕事と育児の合間に何度も出向く負担が大きくなっております。 また、最終的には「WEBで申請してください」と案内されましたが、WEB申請の場合は月々の保険料が変動する可能性があるため、それを避ける目的で直接窓口へ伺っておりました。 こちらの事情をお伝えした上で来庁しているにもかかわらず、結果としてWEB申請を案内されたことにも大変困惑しております。 こちらの件についても、担当または責任者の方より経緯と改善点をご説明いただけますようお願い申し上げます。 お忙しいところ恐れ入りますが、上記内容に関し、後日お電話いただける日時をメールにてご指定いただけますと幸いです。 生活に直結する内容のため、早急にご対応いただけますと大変助かります。 どうぞよろしくお願いいたします。	・保育幼稚園室より 当該手続きにつきましては、令和7年度の案内においても「申込み件数が多いため、個別に電話連絡は行わない」旨を記載しておりました。ただし、前年度は一部の申請について、特に確認を要する内容があり、例外的に担当者が個別にお電話を差し上げたケースがございます。 一方で、令和8年度の案内についても、不備連絡はメールで行う旨を明記しており、案内に沿った運用として、今回もメールにて不備のご連絡を差し上げております。そのため、今回につきましては、案内記載の原則に従い、こちらからお電話での個別連絡は行っておりません。 ・国民健康保険課より メールにて日程調整後、令和7年12月9日18:15～19:00 計7回電話するも何れも留守番電話になり、連絡取れず。 メールでの日程再調整中。後日、電話にて対応を予定。	保育幼稚園室、国民健康保険課	R7.11.27	R7.12.3

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
まともに会話できない市職員がいる2	10月23日に頂いた回答について、最初の質問であるにもかかわらず >これまでの回答のとおりです という回答は、いつ・どこで回答したものか不明であり、意味が通じません。 前回の質問について、いつ・どこで・どのように回答したのか、明確に記してください。 >質問4につきましては、人事室内でこれまでの御意見の内容を共有の上、担当職員にて対応しているものです。 この回答は「担当職員だから対応した」としか言っておらず、「『別の職員に繋げる』と述べたにもかかわらず、同じ職員が対応した」理由になっていません。改めて理由を述べてください。 念のために説明しますが、理由とは「Aという理由により、Bをした」という形で述べられ、AとBが論拠で繋がられているものです。 この場合、「Aという理由により、『別の職員に繋げる』と述べたにもかかわらず、同じ職員が対応した」という形で説明されなければなりません。 Aは「『別の職員に繋げる』と述べたにもかかわらず、同じ職員が対応した」ことを正当化できるものでなければなりません。	これまで市民の声やお電話にて〇〇様からいただきました御質問等につきましては、その都度、人事室で共有の上、対応させていただいております。	人事室	R7.11.17	R7.12.1
C96-2。「大阪府の最低賃金(地域別最低賃金)」が時間額1,177円に改定」について市HPでの周知要。	1) 標題について、11月17日に改善提案を投稿。⇒11月19日にサイトの更新をされましたが、市HPの新着に掲出されていません。⇒これでは、市民および事業者への周知が出来ていないと思います。 ⇒添付画像。C96-2。大阪府の最低賃金改定。左:吹田市HP。右:新着になし[11/19] 2) 元々の投稿(C96)は、都市魅力部 地域経済振興室が市HPへの掲出を9月10日にされていましたが、市HPの新着情報に掲出されておられなかった事によるものです。⇒1)の状況から、吹田市の業務姿勢に疑問が生じます。 3) (再掲)摂津市HPのように“罰則規定”のリンクが必要。中核市である吹田市のブランドとして、有れば良いと思います。 ⇒添付画像。C96-2。大阪府の最低賃金。摂津市HP。罰則規定リンク。 ⇒添付画像。C96-2。大阪府の最低賃金。大阪労働局HP。罰則規定リンクはサイトの最下段。⇒目につ付きにくいです。 4) 投稿に対する地域経済振興室からの回答メールのタイトルは、投稿時の件名(C96-2の記号を含む)に願います。 ※広報課に供覧願います。 ※市議会の文教市民常任委員会の委員長に供覧を願います。 ※写真については、公表しておりません。	ご意見をいただきました、本市ホームページにおける最低賃金に関する周知内容につきましては、トップページの新着更新情報への表示と、罰則規定のリンクを追加させていただきました。 引き続き、他市等のホームページの掲載方法を参考にしながら、掲載方法について検討させていただきます。	地域経済振興室	R7.11.25	R7.12.1

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
市長タウンミーティングの開催方法が不明瞭	市長タウンミーティングの開催方法について、以下の点が不明瞭なため確認させていただきます。 市のウェブサイト「開催した」という報告はありますが、「開催予定」や「参加者募集」に関する案内は、市ウェブサイト・市報すいたのいずれにも見当たりません。 https://www.city.suita.osaka.jp/shisei/1018782/1018572/index.html このことから、タウンミーティングは「団体が申し込み、その団体のみが市長と意見交換を行う形式」であると推察されます。 しかし、ウェブサイトの説明文には「開催を申し込んだ団体しか参加できない」と明記されておらず、事前に告知があれば個人も参加できる形式である可能性も排除できません。 一方で、団体申し込み制として考えた場合、以下の点に不整合が見られます。 ・「連合自治会や中学校区を単位とし……意見交換を行ってきました」「若い世代との意見交換を目的に……実施しました」という記述は、市が主体的に対象団体を選定しているように読めること ・報告書に団体名が書いていない回があること(一般市民向けの開催のようにも見える) 一般的に「タウンミーティング」といえば、広く市民に開かれた公開型の対話の場を想起します。 実際に、生駒市では「お住いの地域にかかわらず参加可能」「申込不要」、さらにYouTubeで配信しています。 https://www.city.ikoma.lg.jp/0000037608.html 吹田市はこれに比べてクローズドであり、一般市民が市長と対話する機会が限定されているように見受けられます。 もし現状のとおり「申し込んだ団体のみが参加できる形式」である場合、以下の懸念があります。 ・透明性の欠如:開催前の告知がなく、誰が・どのようなテーマで市長と意見交換したのかが、開催後にならないと分からない ・機会の不平等:団体に属さない個人市民や、個別課題について意見を述べたい市民に対し、市長との対話の機会が提供されない ・意見の偏り:特定の団体に偏った意見交換となり、「市民の声を広く聞く」という趣旨と実態が乖離する可能性がある ●要望 ・タウンミーティングの形式を、生駒市のようなオープンな形にしてください ・現状のままにするのであれば、タウンミーティングの仕組みが正確に理解できるよう、ウェブサイトの説明文を明確化してください。	「タウンミーティング」は、法律等に定められているものではなく、また、全国的に同義に定義されているものではないと認識しております。 本市のタウンミーティングは平成29年度(2017年度)から実施していますが、開催方法につきましては、回を重ねるごとに、開催結果やニーズ等を踏まえ、変遷してきており、現在は、開催を希望する団体等からの申込制としております。 開催方法等につきましては、市報やホームページで、わかりやすい周知に努めてまいります。	市民自治推進室	R7.11.17	R7.11.28

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
C96-「“大阪府の最低賃金(地域別最低賃金)”が時間額1,177円に改定」について市HPでの周知要。	標題について、大阪府最低賃金は令和7年10月16日から、1,177円に改定されました。ネットのニュースでは、9月頃に報道がされましたが、吹田市民への周知は、市報の11月号の20頁に掲載。 ⇒情報量も非常に少なく、QRコードが有りません。問い合わせ先が、大阪労働局労働基準部賃金課と電話番号のみです。 ⇒添付画像。C96-大阪府の最低賃金-市報11月号 1)吹田市の市HPへの掲出は、都市魅力部 地域経済振興室が9月10日にされていますが、市HPの新着情報に掲載されておらず、市民および事業者への周知が出来ていないように思えます。 ・共働き世帯が約7割、多くの大学生のアルバイトなどがおられることから市HPでも周知が必要と思います。 ⇒添付画像。C96-大阪府の最低賃金- 地域経済振興室が9月10日のサイト。吹田市 ⇒添付画像。C96-大阪府の最低賃金-9月10日の新着情報になし。 2)地域経済振興室のサイトには、“最低賃金制度-※” についての説明文の記載が有りません。 ※(国が賃金の最低額を定め、使用者はその最低賃金額以上の賃金を労働者に…)(すべての労働者を対象とする「大阪府最低賃金」と、特定の産業の労働者を対象とする「特定(産業別)最低賃金」とがあり、それぞれ原則として臨時・パートタイマー・アルバイトなどを含むすべての労働者に適用されます。) ⇒添付画像。C96-大阪府の最低賃金。高槻市HP ⇒添付画像。C96-大阪府の最低賃金。茨木市HP ⇒添付画像。C96-大阪府の最低賃金。摂津市HP。罰則規定。 3)欲を言えば、摂津市のように“罰則規定” のリンクが必要。外国人の労働者もおられることから“外国人の方へ-大阪労働局” のリンクが必要。中核市である吹田市のブランドとして、あれば良いと思います。 ⇒添付画像。C96-最低賃金法の違反の罰則について。大阪労働局 ⇒添付画像。C96-外国人の方へ。大阪労働局 ※広報課に供覧願います。 ※市議会の文教市民常任委員会の委員長に供覧を願います。 ※写真については、公表しておりません。	平素は、本市労働行政に御理解・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。 本市ホームページにおける最低賃金の改定に関する周知内容につきましては、見直しを行い変更させていただいております。 また、今後最低賃金の改定がなされた際の市報での広報につきましても、御意見を参考にさせていただきます。	地域経済振興室	R7.11.17	R7.11.21

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
C97-契約検査室の「大阪府の最低賃金(地域別最低賃金)改定のお知らせ」について市HP(新着情報)での周知要	1) 標題について、大阪府最低賃金は令和7年10月16日から、1,177円に改定されました。総務部 契約検査室は、市HPの“入札に関するお知らせ・通知”のサイトに9月9日に掲出されていますが、市HPの新着情報に掲出されていません。またサイトには、22項目があり、各項目には“更新年月日”の表記がされていない事から応札される事業者には、更新の有無が分からないサイトです。各項目の末尾に“更新年月日”の表記をされるか、またはサイトの冒頭に“新着情報欄”を設けられたら分かり易いと思います。 ⇒添付画像。C97-吹田市の“入札に関するお知らせ・通知”のサイト。22項目 ⇒添付画像。C97-大阪府の最低賃金-契約検査室が9月9日のサイト。吹田市 ⇒添付画像。C97-大阪府の最低賃金-9月9日の新着情報になし。吹田市 2) 摂津市のように“罰則規定”のリンクが有れば良いと思います。 ⇒添付画像。C97-大阪府の最低賃金。摂津市HP。罰則規定。 ※広報課に供覧願います。 ※市議会の財政総務常任委員長に供覧を願います。 ※写真については、公表しておりません。	更新年月日の表示などに係る御意見についてホームページ作成システムを所管する広報課と内容を共有し、今後もより分かりやすいホームページ作成に努めてまいります。 また、お知らせに関連するリンクの他市事例につきましては、参考にさせていただきます。	契約検査室	R7.11.17	R7.11.21

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
C65-4。「市役所正面玄関右のミストシャワー装置は稼働されませんか？」	標題について、3回目:10月9日に投稿⇒10月23日に回答を頂きましたが、疑問点が有ります。 [9/19市回答]:ミストシャワーの目詰まりが発生(7月7日)したため現在、修繕に係る手続きを進めているところです。 [10/6市回答]:ミストシャワーのポンプがリコール対象になっていることが判明(7月17日)したため、(中略)ポンプメーカーによるリコール対応完了後に修繕を実施する予定。 [10/23市回答]:(中略)ポンプメーカーによるリコール対応完了後に修繕を実施する予定。 ※今回のリコールについて、ネットで“ミストシャワーのリコール”で検索をすると、1件がヒット。⇒内容は、「アース線の接地が不十分な個体があり、漏電時に感電の恐れがあることが判明いたしました。現在のところ事故等は確認されておりませんが、万全を期して対象製品の無償修理を実施させていただきます。順次お客様へスケジュール確認のご連絡を差し上げます。」 ⇒添付画像。C65-4。メーカーのリコールについての案内 *無償修理の対応開始日は2025年6月中旬を予定。*作業時間は1台あたり約60分を予定。*修理の内容は、アース線の接地不完全箇所のアースバーを取り付け、確実な接地を行います。 市回答-1:ポンプメーカーのリコール発表は令和7年6月16日ですが、当該リコールの通知は、市に直接届いていません。このため、7月17日に修繕事業者を確認の際、リコール対象であることが判明しました。 ⇒車のリコールの場合の例:車の製造メーカー⇒車の販売店⇒車の購入者の流れであり、今回のミストシャワー装置の場合は、製造メーカー⇒市役所の装置の設置業者に⇒吹田市の流れであり、今回は、市役所の装置の設置業者が吹田市への連絡漏れです。※安全に関わることであり、通常は連絡漏れはあり得ません。	1)ミストシャワーについては、来期のミスト稼働開始までに問題なく稼働できるよう適切に修繕してまいります。 2)本庁舎においては、災害時の水や電気系統等に関する緊急対応マニュアルがございます。	総務室	R7.10.27	R7.11.10

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
	市回答-2:リコール対応に関して、メーカー側には修理部分に係る品番等の報告や修理日程の調整を行っているところですが、修理日は決定していません。 ⇒添付画像。C65-4。リコール対象品の銘板・型番・製品No.について、画像で分かり易く説明有り ⇒添付画像。C65-4。無償修理の内容の画像による説明。作業時間60分 ⇒メーカーの説明と市の回答内容に乖離があります。 ※メーカーに問い合わせをしたところ、「リコール対応(含む吹田市役所様)は、7月に対処済み」との事でした。⇒総務室の10/23の回答には、疑念があります。 【まとめ】 1)ミストシャワーの不具合発生(7月7日)から3か月余りが経過しましたが、修理について何の進展も見られません。私は、部外者であり現場の状況は分かりませんが、来年の酷暑期には稼働するように願います。再発防止のために原因の究明をされた方が良くと思います。これから冬季に入ります。水抜きは必要と思います。 2)吹田市には、市役所を始めとして多くの施設の電気・通信・水道・下水などの電気・機械設備があります。地震が発生した場合の対応に不安があります。⇒マニュアルが整備されているのでしょうか？。 ※危機管理室に供覧を願います。 ※市議会の常任委員会の中の財政総務常任委員長に供覧を願います。 ※写真については、公表しておりません。				
C71-4。「9月16日のNTT西日本の不具合」に関して市HPでの周知が必要。	標題について、10月26日に投稿。11月5日に回答を頂きましたが、市HPの新着情報に掲出されたら如何でしょうか。提言です。 [回答-総務予防室]:吹田市消防本部HPの【いざというとき(119番)】の項に、「電話がつながらないとき」という見出しを掲載し、クリックすると代替の方法を記載している項にアクセスできるようにいたしました。 ⇒早速、消防本部のHPに新たに項目を設けていただき、ありがとうございます。「メール119を利用」の方法を新しく知る事ができました。聴覚障害者の方は、知っておられるのかわかりませんが…。 ・11月15日(土曜)から国際ろう者スポーツ委員会が主催のデフリンピックが東京で開催されます。 ・吹田市出身のバレーボールに戌丸奈美さん、吹田市内で働いておられるオリエンテーリングに丘村彰敏さん(高槻市出身)が出場されます。 ※吹田市の新着情報-R7年11月4日掲出の東京2025デフリンピック。高槻市のHP(東京2025デフリンピック)を参照願います。 ※日本では初めての開催であり、また1924年にパリで第1回デフリンピックが開催されてから、100周年の記念となる大会。 ※福祉部 障がい福祉室、危機管理室に供覧を願います。 ※市議会の健康福祉常任委員長に供覧を願います。	ご意見を頂きましたとおり、11月7日に掲載いたしました。	総務予防室	R7.11.6	R7.11.7

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
C71-3。「9月16日のNTT西日本の不具合」に関して市HPでの周知が必要。	標題について、10月7日に投稿。10月21日に回答を頂きましたが、要望・提言です。 [10/21市回答(広報課)]:(前略)総務予防室と連携し119番通報の通報手段について、(後略)トップページに掲出しておりました。 1)今後、119番通報の障害が発生した場合のことを考え、“119番通報の通報手段について”市HPに記載された内容を教えていただけないでしょうか。 ※私は、過去に救急車の要請をした経験がありますので、よろしくお願いいたします。 2)標題について、今回は1時間ほどで復旧をしましたが、もし同様の事象が長時間の場合のことを考えて、消防本部のHPにも“119番通報の通報手段について”記載される必要があると思います。 [前回投稿の再掲]:伊丹市では、死亡事故がありました(因果関係は不明)。また、緊急対応が必要な場面には、110番通報。道路陥没・水道管の破裂など色々な事象があります。⇒代わりとなる連絡方法について市HPに記載が必要だと思います。⇒前回の投稿で回答が頂けておりません。 ※市議会の常任委員会の中の財政総務常任委員長に供覧を願います。	1について 市公式ウェブサイトのトップページに「大阪府内で固定電話が繋がらないなどの通信障害が起きています。現在、原因調査中です。119番通報が繋がりにくい場合は、携帯電話や公衆電話を利用したり、お近くの消防署などに直接駆け込むなどの対応をお願いします。」と掲出していました。 (担当:広報課) 2について 貴重な御意見ありがとうございます。 吹田市消防本部HPの【いざというとき(119番)】の項に、「電話が繋がらないとき」という見出しを掲載し、クリックすると代替の方法を記載している項にアクセスできるようにいたしました。 (担当:総務予防室)	広報課、総務予防室	R7.10.27	R7.11.5
C91-「令和7年9月分の市民の声を公表」の回答内容が、一部省略されています。	標題について、10月31日に市HP新着に掲出されましたが、私が投稿しました「C72-秋の全国交通安全運動…」の回答内容が3項目の内、2項目が記載されていません。 ・市民部 市民総務室は、速やかに追記願います。 ⇒添付画像。C91-市民の声。10月31日の記載内容。「C72-秋の全国交通安全運動」。回答2項目が記載なし ⇒添付画像。C91-市民の声。土木部総務交通室の回答内容(抜粋)。2項目追記要 ※市議会の文教市民常任委員会の委員長に供覧を願います。 ※写真については、公表しておりません。	市民の声の公表データにつきまして、記載が不足しておりましたことをお詫び申し上げます。 データの作成時に転記が漏れておりました。 修正し、再度公開いたしましたので、御覧いただけると幸いです。 この度は御指摘いただきありがとうございました。	市民総務室	R7.11.4	R7.11.5

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
C73-3。市HPの「令和7年国勢調査の実施」への提言。	標題について、10月5日に投稿⇒10月17日に回答を頂きましたが、5年後の国勢調査時の吹田市の回答率をUpさせるための提言。 1)回答の締め切り日が、10月8日でしたが現状は下記の添付画像のようです。回答率を全国平均よりも高めて市政運営を図られますようにお願いいたします。 ⇒添付画像。C73-3。国勢調査-10月16日の集合住宅の郵便受け。 ※市民は、画像の様子がいつまで?…と気になります。国勢調査員の方は、ほんとうにご苦労様です。市は、調査員の方への対応の説明はどのようにされていますか。 ⇒添付画像。C73-3。国勢調査回答状況。ヤフコメ-10月9日 2)目の不自由な方への対応で、1回目の投稿で堺市の画像を添付しましたが、総務省の回答サイトにも記載がありました。⇒次回は、市HPに記載を… ⇒添付画像。C73-3。国勢調査。目の不自由な方は、市へ連絡を ※市議会の中の財政総務常任委員会委員長に供覧を願います。 ※写真については、公表しておりません。	1)について 調査書類の配布については、世帯への訪問時に留守等で会えない場合は、居住の確認や居住していると判断できれば、郵便受けへの投函により配布を行いました。 なお、一度郵便受けに入れた調査書類の回収の指示は行っておりません。 2)について 総務省統計局や他市のホームページも参考に、情報発信に努めて参ります。	総務室	R7.10.20	R7.10.30
C65-3。「市役所正面玄関右のミストシャワー装置は稼働されませんか?」	標題について、1回目:9月12日に投稿⇒9月19日に回答。2回目:9月25日に投稿⇒10月6日に回答を頂きましたが、疑問点があります。 [9/19市回答]:ミストシャワーの目詰まりが発生したため現在、修繕に係る手続きを進めているところです。 [10/6市回答]:ミストシャワーのポンプがリコール対象になっていることが判明したため、(中略)ポンプメーカーによるリコール対応完了後に修繕を実施する予定。 ・10/6の回答では、ミストシャワーの不具合については、令和7年7月3日に判明。7月17日に現地調査時に事業者からポンプがリコール対象になっていると連絡あり。 1)リコールについて、一般的には、車のリコールのイメージで考えますと、使用者の安全に関する時には購入者(使用者)に通知がきます。今回のポンプのリコールについて、納入先業者にポンプメーカーから当然連絡が来ている筈…と考えた場合、吹田市役所にも業者から連絡があるはず。7月17日にリコールが判明に疑問。⇒ポンプメーカーのリコール発表の日付はいつですか？。 ・ミストシャワーって、夏期に稼働することから、メーカーも顧客の信頼を無くす事は避けたいので、それなりの対処ができる体制・人員を考えておられる筈。10/6の回答の時点でリコールの個所の修理が未だ…というのは疑問。 2)総務室は、ポンプのリコール修理対応日の日程調整は、いつに設定されたのでしょうか?。ミストシャワーの目詰まりの修理は、いつ発注されたのでしょうか?。目詰まりの修理なら随意契約と思いますが、“令和7年度の7月・8月の随意契約一覧表(総務部)”のリストに掲載されていません。 3)[私見]:ポンプとミスト発生機の配管設備は、同一メーカーと思いますが、修理業者は異なっているのでしょうか?。	1)ポンプメーカーのリコール発表は令和7年6月16日ですが、当該リコールの通知は、市に直接届いていません。 このため、前答記載のとおり、7月17日に修繕事業者の確認の際、リコール対象であることが判明しました。 2)リコール対応に関して、メーカー側には修理部分に係る品番等の報告や修理日程の調整を行っているところですが、現時点で修理日は決定していません。ミストシャワー目詰まりの修繕については、リコール対応完了後に行います。 3) 2)のとおり、現時点で修繕業者は決定していません。	総務室	R7.10.9	R7.10.23

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
	※環境部に供覧を願います。⇒熱中症の主管部でもあり、今年の異常な酷暑の3か月間、ミストシャワーが稼働していないことから、同じ庁舎内で一人くらい関心を持って、知ってほしい事象。欲をいえば総務室は、総務部長・環境部・副市長への報告が必要かと思います。 4)後藤市長様は、市議会などでの「部門間の横串の重要性」の発言があります。 ※市議会の財政総務常任委員長に供覧を願います。 ※市議会の建設環境常任委員長に供覧を願います。				
まともに会話できない市職員がいる	貴市職員との電話対応において、こちらの質問に対し一貫して同じ言葉を繰り返すのみで、実質的な回答が得られない事例が複数回ありました。 以下、具体的な事例を挙げたうえで、貴市の見解を伺います。 日時:令和7年10月8日 所属・氏名:総務部 人事室 人事担当 ○○ 概要: 7月29日の電話で、当方の質問に対し「確認します」との返答を受けましたが、その後連絡がなかったため改めて問い合わせました。すると「確認するとは言ったが回答するとは言っていない」という返答が来たため電話をしました。 ―― 私「『確認します』と言った場合、回答するという意味ではないというのが吹田市役所の見解か？」 ○○「はい、そちらに書いた通り」 (略) 私「私の質問に答える必要はないということか？」 ○○「回答するとはお伝えしてない」 私「なぜ回答する必要があるとお考えか？」 ○○「回答するとはお答えしてないので確認だけした」 私「なぜ回答する必要があるとお考えか？」 ○○「今回は確認するとだけお伝えしたので」 私「質問に答えてください」 ○○「確認だけした」 (略) 私「AIに『確認する』の意味を尋ねたら、『後で回答するという意味』という回答だった」	質問のそれぞれにつきまして、これまでの回答のとおりです。 なお、質問4につきましては、人事室内でこれまでの御意見の内容を共有の上、担当職員にて対応しているものです。	人事室	R7.10.9	R7.10.23

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
	〇〇「私の方では内容を知らなかったので確認だけした」 私「今は『確認する』という言葉の意味について話している」 〇〇「内容の確認だけした」 (略) 私「前回の電話で、こちらが『部署の法令違反をどう処分するのか回答ください』と尋ねた後、〇〇が「わかりました」と答えている」(回答を約束したという意味) 〇〇「市民の声でのやり取りを把握してないので、そこを確認した」 (略) 私「前回の電話は録音しており、〇〇が「わかりました」と答えたことは確認済み」 〇〇「内容は確認しました」 ―― このように「確認した」という文言のみを繰り返し、質問に対する実質的な説明や見解の提示は一切ありませんでした。 また、8月18日の給与担当〇〇との電話でも、同様の対応がありました。 いずれの場合も、別の職員への変更を求めましたが拒否され、代表電話からかけ直しても再度同じ職員が対応しました。 【質問1】 上記の対応を、第三者の立場から見て「質問を理解し、誠実に回答している」と評価できるとお考えですか。 【質問2】 このように、質問に対して同じ言葉を繰り返すのみで実質的な回答をしない職員が複数存在する状況を、貴市として問題がないとお考えですか。 【質問3】 「『確認します』と言ったが、回答するとはっていない」という説明は、一般的なビジネスシーンにおいて通用する表現だとお考えですか。 【質問4】 代表電話の職員が「別の職員に繋げる」と述べたにもかかわらず、同じ職員が対応したのはなぜですか(〇〇の場合、3回ほどこれをくり返しました)。 他の職員がいないと説明されましたが、以下の点から考えられませんか。 ・一人を残して他の職員が一斉にいないのは不自然 ・最初の通話および転送時に、他の職員が電話対応していることを確認済み				

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
C71-2。「9月16日のNTT西日本の不具合」に関して市HPでの周知が必要。	標題について、9月21日に投稿。10月6日に回答を頂きましたが、他市のHPでは、119番通報の障害についての記載(前回投稿時にも記載)しており…からの疑問。 ⇒添付画像(再掲)。C71-他市HPのNTT電話、119番通報の障害。 9月16日 [10/6市回答(広報課)]:(前略)障害発生後に本市HPのトップページにて情報を掲出し周知を図りました。(2)(前略)広報課と関係所管が連携し、対応してまいります。 1]:市の回答内容は、市HPに“NTT西日本の不具合を掲出しました”とのことですが、119番通報の障害についての記載はされたのでしょうか？。 ・吹田市役所も通話障害が発生した…との事ですので、消防署の通信システムも市役所と同じシステムの場合、119番通報も障害があったと思います。⇒広報課は、消防署と連絡をとり、119番通報に障害があった場合の代わりとなる対処方法について市HPに記載されたのでしょうか？。 ・伊丹市では、死亡事故がありました(因果関係は不明)。また、緊急対応が必要な場面には、110番通報。道路陥没・水道管の破裂など色々な事象が有ります。⇒代わりとなる連絡方法について市HPに記載が必要と思います。 ⇒添付画像。C71-2。NTT西日本の不具合。119番不通で伊丹市で死亡事故 ・今回のNTT西日本の不具合は、50分ほどで解消されましたが、2022年のKDDIの通信障害は、61時間でした。台風や竜巻・地震などで、大規模な通信設備の被害があった場合に備えて、最悪の場合の対応方法も検討をされておかれたらと思います。 ⇒添付画像。C71-2。NTT西日本の不具合。2022年にはKDDIで61時間不通 ・後藤市長様は、市議会などでの「部門間の横串の重要性」の発言が有ります。 2][私見]:今回の119番通報の障害については、NTTのコメント「受け側がNTT回線を使っている」。 ⇒添付画像。C71-2。NTTのコメント、119番通報の障害。「受け側がNTT回線を使っている」 追伸:私への回答メールのタイトルが「【吹田市広報課】市民の声の回答について」ですが、メールの受信ホルダーでは、内容が分かりません。⇒回答時のタイトルは、投稿時のタイトルの表記をお願い、致します。 ※“市民の声”の所管部である、市民部市民総務室に供覧願います。 ※危機管理室に供覧願います。 ※市議会の常任委員会の中の財政総務常任委員長に供覧を願います。 ※写真については、公表しておりません。	障害発生当日においては障害発生に加え、総務予防室と連携し119番通報の通報手段についてや復旧状況の情報を都度トップページに掲出しておりました。	広報課	R7.10.7	R7.10.21

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
C81-「吹田市の“消防の歴史” 沿革のサイトを発見しました。」	標題について、今日、This is 大発見をしました。 ・明治39年7月(1906年)～令和6年の現代までの消防、吹田市の歴史が沢山、詰まっていた。 ⇒添付画像。C81-消防の歴史。沿革史(明治39年～現代) ・個人的には、吹田市の消防、吹田市の100年以上の歴史が詰まっており、一市民として素晴らしい資産を残して頂き、ありがとうございます。吹田市消防の職域文化に感謝です。 [提言]:当該のサイトは、吹田市消防本部のHPの「消防本部からのお知らせ」⇒「消防年報」⇒「沿革の概要」…で、やっと辿り着きます。 ⇒添付画像。C81-吹田市の“消防のお知らせ・広報 ⇒添付画像。C81-吹田市の“消防年報 ・沿革のサイトが、現在「消防本部からのお知らせ」の項の中に有り、市民の目に触れることは、非常に少ないと思います。更新の都度、市HPの新着に掲出されることをお願い致します。 ⇒「消防広報」の項に「吹田市の消防の沿革(明治39年～現代)」を追記されませんか？ ※消防への求人募集を毎年、されていますが、もしかしたら応募のきっかけになれば、嬉しいです。 ※広報課ならびに、市議会の財政総務常任委員長に供覧を願います。 ※写真については、公表しておりません。	ご意見を頂きましたとおり、そう言っていただけると幸いですので、吹田市消防本部の「消防広報」の項に10月15日に掲載いたしました。	総務予防室	R7.10.14	R7.10.21

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
C73-2。市HPの「令和7年国勢調査の実施」への提言。	標題について、9月21日(C70)。9月23日(C73)に投稿。10月3日に回答を頂きましたが、外国人の方への周知対応に疑問、提言。 [9/21投稿(再掲)]:吹田市には、外国人の方が約7,000人?の方がおられます。⇒吹田市国際交流協会のサイトを見ましたが、国勢調査についての説明文がありません。 ⇒添付画像。C73-2。「国勢調査」外国語対応。吹田市国際交流協会[10/3、市回答(担当:文化スポーツ推進室)]:総務省統計局の国勢調査のホームページの、「がいこくごサポート」のページに多言語で回答方法等が記載されているため、令和7年度の国勢調査の情報に関する多言語での発信は行っておりません。 ・次回の国勢調査実施時には、関係所管とも調整のうえ、多言語での情報発信についても検討いたします。 ⇒添付画像。C73-2。「国勢調査」外国語対応。市回答(4) 【私見】 1)回答が、国勢調査の主管部所の総務部 総務室ではなく文化スポーツ推進室であり、回答内容から、総務室は外国人対応の窓口である文化スポーツ推進室への要請が無かったものと思えます。しかし、国勢調査は全国民が対象であり、文化スポーツ推進室は当然認識をされており、総務室に対して「何を、どうしたら良いのか」…の声掛けが必要だったと思います。更に加えると、吹田市国際交流協会の職員の方も、同様に連絡をされたら良かったのでわ…。 2)文化スポーツ推進室の回答内容は、「総務省統計局の国勢調査のホームページの、「がいこくごサポート」のページに多言語で回答方法等が記載されている」との事でしたが、リンク先が市HP国勢調査のサイトならびに吹田市国際交流協会のサイトに国勢調査の具体的な表記がありません。⇒リンクを貼らなければ外国人の方の目に入りません。欲をいえば、QRコードをプリントできれば良い。 ⇒添付画像。C73-2。「国勢調査」。総務省統計局「がいこくごサポート」	1、2、4について 他部署とも連携し、外国人に必要な情報発信の充実に引き続き努めていきます。 (担当:文化スポーツ推進室) 4について 市HPの“結果の利用の項”については、総務省統計局の国勢調査キャンペーンサイトの一部を引用し、作成しておりました。御指摘の通り、結果の利用については、公共団体だけではなく、企業や学術・研究機関においても、活用されているため、修正いたします。 本市における、令和2年国勢調査の回答状況(インターネット・郵送)は、参考の率ですが79.7%(ネット43.2%、郵送36.5%)です。(総務省統計局ホームページ、令和2年国勢調査の概要の令和2年国勢調査の回答状況(インターネット・郵送)より) 9月30日現在の外国人人口ですが、8,241人です。 (担当:総務室) 5について 新着情報への掲出については、不審メールへの注意喚起など、限定的に行っており、9月29日の更新情報については掲出を行いませんでした。なお、「令和7年国勢調査の実施」のページについては、トピックスより常時遷移できるようにしており、広報に努めております。 (担当:総務室) 6について 今後は、関係部署と連携を取りながら、広報に努めて参ります。 (担当:総務室)	文化スポーツ推進室、総務室	R7.10.6	R7.10.17

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
	3)先日、国勢調査の回答率について新聞に記事があり、前回の2020年は、83.7%。1995年は、99.5%。要因として個人情報記載の警戒感、単身世帯やオートロックマンションの増加などが影響したよう。 4)文化スポーツ推進室の回答に「次回の国勢調査実施時には、(中略)多言語での情報発信についても検討します。⇒外国人対応について、他市のHPでは、取組がされています。 ・吹田市の外国人人口は、前回調査時(2020年)は、4718人(総務省統計局)。2023年12月時は7014人(吹田市)。3年間で約2300人増加。⇒5年間では、単純に比例増加と仮定⇒3800人増加で、8500人。⇒約1.8倍に。 ・吹田市の人口は、前回調査(2020年)から5年目。5年間で吹田市の世帯数は、約13,500増加(人口は約10,000人増加)しており、初めて回答をされる方もおられます。 ・市HPの“結果の利用の項”の記載内容:「国勢調査の結果は、国や地方公共団体が正確な統計に基づいて、公正で効率的な行政運営を行うために利用されるとともに、さまざまな統計を作成する上で欠くことのできない基礎データとしても利用されています。」⇒記載内容と実施内容に整合性を持たせてください。※他市:大学等の研究機関は国勢調査の結果を基礎資料として、社会・経済の分析を行います。 ※吹田市の市政運営は、現在、第4次総合計画(2019～2028年度)に基づき行われており、後半に入っています。第5次総合計画の策定は、1年ほど前から実績把握・情報収集・分析・今後10年間の方針などの作業が考えられます。国会においても日本の人口の高齢化・労働生産人口の減少・外国人との共生の議論が始まっており、今回の国勢調査は吹田市にとっても重要な意味があり回答者の増加による精度の高いデータが求められるのでわ…と個人的には思います。 ⇒吹田市の前回の回収率(出典も)ならびに、9月30日現在の外国人の人口が分かれば、教えていただけますでしょうか。 ※回答は、遅くなってもかまいません。回収率を高められることがあれば、市民への周知をお願いいたします。 5)9月21日、9月23日に投稿により、国勢調査の市HPが9月29日に更新されていますが、市HPの新着情報に掲出がされていないことから更新内容が、市民への周知が出来ていないと思います。 ⇒添付画像。C73-2。「国勢調査」9月29日新着に無し 6)後藤市長様は、市議会などでの「部門間の横串の重要性」の発言があります。 ※市議会の中の財政総務常任委員会委員長に供覧を願います。 ※市議会の中の文教市民常任委員会委員長に供覧願います。 ※写真については、公表しておりません。				

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
C79-「そーなんだ吹田～吹田がわかる50のデータ」サイトに古いものが…	1) 標題について、2025年3月28日に市HPに掲出されており、冒頭の説明文に「データは毎年3月ごろに更新予定です。」の記載がありますが、記載年が遅いものが有ります。 ⇒行政経営部 企画財政室は、更新を速やかにお願ひ致します。吹田市内で起業を考えておられる方や、事業をされている方が参考にして事業計画を立てておられるかもしれません。 ⇒添付画像。C79-「吹田のデータ-50」(部分) ⇒添付画像。C79-「吹田のデータ-50」。外国人人口。2023年12月 2) 吹田市の重要な多くの指標ですが、市HPの新着情報に掲出がされていません。多くの市民への情報周知により市政への関心を持って頂けるのでは?…と思います。 ⇒添付画像。C79-「吹田のデータ-50」。新着情報-3月28日になし ※市議会の常任委員会の中の財政総務常任委員長に供覧を願ひます。 ※写真については、公表しておりません。	1) 「そーなんだ吹田～吹田がわかる50のデータ～」を更新する3月時点において、外国人人口割合を算出する際に用いる大阪府統計年鑑は、令和5年度(2023年度)が最新だったため、グラフ・表の時点資料全体で揃えているものです。 今後とも市民の皆さまにとって、分かりやすいデータを提供できるよう、努めてまいります。 2) 市ホームページへの新着情報への掲出について、今後いただいた御意見も参考に、より分かりやすい情報発信に努めてまいります。	企画財政室	R7.10.6	R7.10.14

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
C69-2。「駅前 の“町名街区 地図案内板” の正常化が必 要」	標題について、9月17日に投稿。9月26日に回答を頂きましたが、疑問 & 提言です。 [9/26-市回答(要点)]①:市内全域で102箇所あります。②:例年の予算の範囲内で全て補修することは難しい。③:修正が必要な箇所を優先づけで実施。 1-1)市内全域で102箇所設置されていても、良好な案内板～軽微な修正で対応可～地形図の修正要～速やかに対処すべきものまで色々。⇒全ての案内板の正常～要修正～要改修の程度の把握・緩急度などの管理はできていますか？。 ・投稿した、案内板の設置時期は、2010年であり、15年が経過。⇒修正済のヶ所、修正未のヶ所が混在。前回投稿のように、補修ヶ所に整合性・一貫性が有りません。 1-2)例年の予算の範囲内で・・・⇒単に前年並みの工事費の要求に思えます。⇒令和7年度予算の要求(具体的なヶ所の件数・金額)の根拠は、どのようにされましたか？。 1-3)優先付け・緩急度の定義は、有りますか？。経年、公共施設の移転、通行者の多い駅前の案内板、市職員での対応可否、業者への発注。 2)[再掲] 公共施設の移設工事の稟議書起案者が、“町名街区地図案内板”の管理部署に情報提供をするルールは、ありますか？。 3)追伸:朝日が丘町17の市施設-わかたけ園は相当前に移転。藤が丘町35の池は有りません。小規模の公園(遊園)の表示にばらつきがあります。⇒昭和の時代からの“遊園”を含めて数か所が、表示されていません。 ※人事室および市議会の常任委員会の中の財政総務常任委員長に供覧を願います。 ※写真については、公表しておりません。	1-1)について 「町名街区案内図」であるため、街区の変更箇所を優先的に更新していますが、案内図としての役割も担っているため、公共施設や規模の大きい建物等も優先し更新を行っています。項目ごとに更新を行っているため各案内板で更新度合に差があることは認識しています。 1-2)について 街区の変更箇所を優先的に更新する必要があるため、令和6年度に街区変更を行った箇所について、10基分の補修作業費用を予算要求したものです。 1-3)について 「町名街区案内図」であるため、街区の変更箇所を優先的に更新していますが、案内図としての役割も担っているため、次いで公共施設や規模の大きい建物についても優先的に更新しています。 2)について 現時点ではルールはありません。 3)について 更新必要箇所として、今後の補修作業のあり方も含めて検討していきます。	市民課	R7.9.29	R7.10.10
『市報すいた』 に企画提案	『市報すいた』に「運動はええよ」あるいは「高齢者向けコーナー」があります。このページに企画を提案します。 有志が市内でおこなっている「早朝体操」の一覧表を掲載して、健康寿命の促進を促します。 一覧表に収録を希望するグループを募集します。項目は、連絡先、会費(私のグループは入会金1000円のみ)、場所、時間(同夏期6時から、冬期6時45分から30分間)、その他(同、体験参加可)、です。 私のグループの場合、紫金山公園神社側で毎朝30分間の体操をします。15年前まで30人が出席しましたが、今は12人です。近くの市場池公園の方が多くの吹田市民が参加していますから、隣接する市域も含めたいと思います。	市報すいたでは、市民団体などの活動を応援するコーナーとして、「市民のひろば」を設けております。 イベントの告知や仲間の募集にご利用いただけ、連絡先や会費、場所、時間などをご記載いただけます。 掲載には基準や申し込み期間などがありますので、まずは「掲載のてびき」をご確認ください。 https://www.city.suita.osaka.jp/shisei/1018880/1018881/1022168.html	広報課	R7.9.29	R7.10.9

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
市職員が罰則のない法令に違反した場合の対応6	7月29日に人事室へ電話で問い合わせた際、過去に質問した件について「公園みどり室と障がい福祉室への聞き取りが不十分だったため、改めて聞き取りを行った上で再回答する」との説明を受けました。しかし、2ヶ月経過した現在も再回答をいただいております。 つきましては以下を確認いたします。 ・2ヶ月以上回答を放置することが、社会人として常識的な対応と考えるのか ・回答が遅れていることについて、謝罪をいただきたい ・過去の質問、電話での質問への回答	・2ヶ月以上回答を放置することが、社会人として常識的な対応と考えるのかについて 7月29日のお電話では、公園みどり室、障がい福祉室への確認の御要望があったと認識していますが、回答をするといった約束はいたしていません。 ・回答が遅れていることについて、謝罪をいただきたいについて 上記のとおり、回答をするといった約束はいたしていません。 ・過去の質問、電話での質問への回答について 公園みどり室、障がい福祉室の対応を含め、適切に対応をいたしております。	人事室	R7.9.30	R7.10.8
吹田市役所の駐車場誘導員	阪急吹田駅前にある吹田市役所の駐車場誘導員について意見します。 曜日に依って外部委託先から2-4名が勤務していると思います。駐車場から庁舎へ向かう横断歩道の誘導は必要と思いますが、道路から車を呼び込む係と、駐車場内を巡回する係は不要と考えます。私自身、まともな誘導を受けた記憶がなく、毎度高圧的で偉そうな割に、役に立っているとは思えません。 推測ですが、あの方々に毎月100万円程度の経費が発生していると考えると、無駄に思います。 市役所のかたがた、一般市民と同じ駐車場に停めてみてください。全く誘導員が居ないスーパーマーケットの駐車場と何ら変わらないことが分かります。	本庁舎におきましては、歩行者の安全確保、駐車場混雑時の円滑な入出庫を可能とするため、施設警備と合わせて駐車場に警備員を配置しております。 警備員に対しましては、駐車場における有効な誘導を行うよう、また、利用される皆様が不快な思いを抱くことが無い親切、丁寧な対応を行うよう、委託事業者を通じて指導してまいりますので、御理解いただきますようお願いいたします。	総務室	R7.9.16	R7.10.6
C71-「9月16日のNTT西日本の不具合」に関して市HPでの周知が必要	1) 標題について、他市ではHPで周知がされています。119番通報の障害もあり、市民への周知は必要と思います。 ・市役所の電話受付の方は、受信本数が極端に減少している筈であり、関係個所に情報提供、対応が必要と考えます。 ・今回の投稿は、市内の企業で電話受付業務をしておられる方からの情報。「電話も、FAXも少なく、静かでした」の情報によるものです。 ⇒添付画像。C71-他市HPのNTT電話、119番通報の障害。9月16日 2) 吹田市の判断・対応をされる部署はどこですか？。 ※人事室、危機管理室および市議会の常任委員会の中の財政総務常任委員長に供覧を願います。 ※写真については、公表していません。	9月16日のNTT西日本の不具合については、障害発生後に本市HPのトップページにて情報を掲出し周知を図りました。9月16日の様な状況においては広報課と関係所管が連携し対応してまいります。	広報課	R7.9.22	R7.10.6

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
C65-2。「市役所正面玄関右のミストシャワー装置は稼働されませんか？」	標題について、9月12日に投稿。9月19日に回答を頂きましたが、提言です。 1)[9/19-市回答]ミストシャワーの一部で目詰まりが発生したため現在、修繕に係る手続きを進めているところです。 ⇒ミストシャワーの故障が分かったのは、何時ですか？。業者への発注されたのは、何時ですか？。⇒修理ができるのは何時ですか？。 2)[私見] ミストシャワーの目詰まりが一部の個所で発生…との事ですが、今年の夏は、例年にない厳しい暑さで9月に入っても30度を超える日が続いています。目詰まりが一部の個所であるのであれば、ミストシャワーを稼働させて、来庁者への暑さが和らげる事ができたのでは、と思います。 ⇒貼り紙で、“修理手配しています”をされたら良かったのではと思います。 3)今年の夏は例年にも増して厳しい暑さで、ニュースでも「過去最高気温」や「猛暑日連続」といった言葉が並び、気候変動を肌で感じる日々でした。特に、高齢者には。 ⇒添付画像。C56-2。ミスト。気温変化推移グラフ。1900～2024年は、2年前から2.9度急上昇 ⇒添付画像。C56-2。ミスト。2025年夏は「統計開始以降、過去127年間で最も暑い夏」9／9。昨年よりも、2.36度上昇。 ※環境部ならびに“安全・安心のまちづくり宣言”の主管部所である、危機管理室に供覧を願います。 ※市議会の常任委員会の中の財政総務常任委員長に供覧を願います。 ※写真については、公表しておりません。	ミストシャワーの不具合については、令和7年7月3日に判明しました。また、修繕対応を進めるにあたり、7月17日には事業者を伴い現地確認を行っております。 現地確認の際にミストシャワーのポンプがリコール対象になっていることが判明したため、安全面等を考慮し、ポンプメーカーによるリコール対応完了後に修繕を実施する予定です。 本庁舎のミストシャワーにつきましては、例年7月1日から9月30日までの平日(正午から午後5時まで)に稼働しており、来期の稼働開始までには、ミストシャワーを問題なく稼働できるよう対応を進めてまいります。	総務室	R7.9.25	R7.10.6

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
C70-市HPの「国勢調査をよそおった不審メールに注意」への補完情報。	標題について、9月20日の新着情報に掲出されましたが、4点の補完情報の提言。 1)吹田市のサイトに記載のリンク先の“かたり”の内容は、総務省統計局が発信する文書のみで、別紙に概略が記載。 ⇒9月18日に、私への毎日届く迷惑メールに当該のメールを受信しました。⇒市職員の方にも届いていると思われます。 ⇒添付画像。C70-国勢調査違法メール-PDF_20250918 2)9月20日の市のサイトには、大阪府統計課の「250918-国勢調査「かたり調査」にご注意ください！」のリンクが貼られていません。 ⇒添付画像。C70-国勢調査。かたり。吹田市。大阪府のリンクなし ・内容は、隣接市の豊中市で発生している訪問の事案が上記(1)に加えて記載。 ⇒添付画像。C70-国勢調査。大阪府HPの「かたり調査」にご注意ください！」 ※近隣の豊中市、箕面市、摂津市、茨木市のHPでは、リンクが張られています。 ⇒添付画像。C70-国勢調査。かたり。箕面市。大阪府のリンクあり。 9月18日 3)9月20日の市のサイトの「かたり調査」にご注意ください！」の項の「不審に思われた際は、回答しないで速やかに“市にお知らせください。”」に、電話番号の傍記が必要。 ⇒添付画像。C70-国勢調査。かたり。吹田市。お知らせくださいに。電話番号要 ⇒添付画像。C70-国勢調査。かたり訪問。豊中市。電話番号あり_6月16日 ※国政調査の内容は個人情報であることから、不審な電話や訪問があったときは、素早い対応が求められます。 4)吹田市には、外国人の方が約7,000人？の方がおられます。⇒吹田市多文化共生ワンストップ相談センターのサイトを見ましたが、国勢調査についての説明文が見つけられません。 ※人事室、危機管理室および市議会の常任委員会の中の財政総務常任委員長に供覧を願います。 ※写真については、公表しておりません。	1及び2について 情報の充実を図るため、大阪府総務部統計課の「かたり調査」にご注意ください！のページのリンクを作成しました。 (担当:総務室) 3について 早急に連絡いただけるよう、電話番号を追加しました。 (担当:総務室) 4について 総務省統計局の国勢調査のホームページの、「がいこくごサポート」のページに多言語で回答方法等が記載されているため、令和7年度の国勢調査の情報に関する多言語での発信は行っておりません。 次回の国勢調査実施時には、関係所管とも調整のうえ、多言語での情報発信についても検討いたします。 (担当:文化スポーツ推進室)	総務室、文化スポーツ推進室	R7.9.22	R7.10.3

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
C73-市HPの「令和7年国勢調査の実施」への提言。	標題について、9月20日の新着情報に掲載されましたが、6点の補完情報他の提言。 ※前回調査(2020年)から5年目。吹田市の世帯数は、約13,500増加(人口は約10,000人増加)しており、今回初めて記入される方もおられます。回答をネットで外出先でされる方。また記入をされた方は、いつ公表されるのか気になります。 1)【国勢調査の回答方法】⇒吹田市のHPには、提出についての記載がありません。※調査票の封筒に記載されていますが… ⇒添付画像。C73-国勢調査の回答・提出方法。吹田市なし・茨木市の例 2)【国勢調査についての問い合わせ先】⇒吹田市のHPには、土日・祝日対応についての記載がありません。※調査票の封筒に記載されていますが… ・他市(豊中市、箕面市、茨木市、高槻市、堺市、西宮市など)ではHPで周知がされており、吹田市に於いても記載が必要かと思えます。 ⇒添付画像。C73-国勢調査の問い合わせ先。吹田市。期間、土日・祝日対応記載なし ⇒添付画像。C73-国勢調査の問い合わせ先。豊中市・箕面市・高槻市の例 ⇒添付画像。C73-国勢調査の問い合わせ先。茨木市。コンタクトセンターでは、外国人世帯への通訳オペレーターを介した対応などが記載 ⇒添付画像。C73-国勢調査の問い合わせ先。堺市。調査票が追加で必要な場合や、拡大文字調査票、点字調査票、調査票の対訳など ※駅で、白杖の方との会話で、知りました。 ⇒添付画像。C73-国勢調査についてのQ&A。問い合わせ先。西宮市	1)の回答 紙の調査票での回答方法を追加しました。 2)の回答 お問合せいただく時間や市へお問い合わせいただく内容等がわからないため、修正しました。 3)の回答 調査結果の公表予定がわかるよう、修正しました。 4)の回答 他市や総務省統計局を参考に、修正しました。	総務室	R7.9.24	R7.10.3

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
	3)「今回の調査結果の公表」について吹田市のHPには、記載がありません。発表予定時期や総務省統計局のHP(外部リンク)の記載で、理解が深まります。 ・令和8年5月末までに「人口速報集計」が公表され、同年9月末までに年齢別人口・世帯の状況などを集計した「人口等基本集計」が公表される予定です。 ⇒添付画像。C73-国勢調査の結果の公表。総務省統計局のHP(外部リンク)。茨木市、尼崎市の例 ・茨木市の結果の公表のリンク先。 https://www.e-stat.go.jp/ ・尼崎市の結果の公表のリンク先。 https://www.stat.go.jp/data/kokusei/2020/kekka.html 【要望】 4)今年の国勢調査は、22回目。前回は、調査開始100周年でしたが、他市ではHPの冒頭に記載が有りましたが、吹田市のHPには記載されていませんでした。 ⇒添付画像。C73-国勢調査の概要・目的:22回目の調査。堺市・西宮市。他市でも記載あり。 ⇒添付画像。C73-国勢調査100年のあゆみ 5)【参考】HPの構成で、西宮市のHPは、冒頭に各説明の項が目次形式で、見たい項目へジャンプ機能が有りました。 ⇒添付画像。C73-国勢調査について。西宮市(部分) 6)【参考】9月21日投稿の-C70-(4)関連。 ⇒添付画像。C73-国勢調査。豊中市の外国人への周知。6か国語・国別のサイトのタイトル。 ※人事室および市議会の常任委員会の中の財政総務常任委員長に供覧を願います。 ※写真については、公表しておりません。				

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
外国人との共生促進の可能性について	日本の4都市とアフリカ4か国とのホームタウン騒動がありました。JICAも日本政府も各自治体も内容の詳細を示さないために大きな話題となり、地域住民を中心に大きな反対運動となっています。 各自治体では事前に市民へのお知らせ等はなく、市の職員も寝耳に水だったようですが、JICAのような団体からの一方的な認定にしる、市長の独断にしる、吹田市でも今後そのような可能性や現在進行中の案件などはあるのでしょうか？また、それらはどこで公表され、決定前に一市民として意見を申し上げたり賛否の意思表示をすることが可能であるか教えてください。 外国人が地域に増えるということは、ゴミ出し問題や騒音問題などが起こるものです。特に今回問題になったアフリカのような地域からの流入者であれば感染症や宗教の違いによるトラブルもとても心配です。また、学校教育現場において日本語の通じない子やムスリムに対応することで日本人の子の学習機会や給食における日本の食文化が奪われるようなことがあってはなりません。 吹田市多文化共生推進アクションプランというのがあるようですが、外国人と同じ地域で暮らす上で、市民が我慢をするのは共生ではないということをしかりと念頭に置いて実行していただきたいと思います。	本市において、「日本の4都市とアフリカ4か国とのホームタウン」のような取組を行う予定はございません。 なお、外務省のホームページにおいて、「JICAアフリカ・ホームタウン」に関して」として情報発信がされておりますので御確認ください。 https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/pressit_000001_02637.html	文化スポーツ推進室	R7.9.22	R7.9.29
国勢調査員からの質問について	本日(9/22)の夕方我が家に国勢調査員が来られました。簡単な説明の後に家族構成を訊かれました。うっかり答えましたがこれって本当に答える必要が有るのですか？ 又、調査員に対して家族構成を各戸別に訊くような指導をされていますか？もしそうだとしたら犯罪の温床になる気がするのですが実態がどうなっているのか教えて下さい。そして調査員に対してその様な指導をされていないなら即刻止めさせて下さい。回答をお待ちしています。	この度はご迷惑をおかけし大変申し訳ございませんでした。 総務省統計局が作成している「調査の手引」等に、「調査書類の配布時には、調査票1枚に4名分しか記入することができないことを説明した上で、調査票の必要枚数を確認する。」と記載があります。そのため、「世帯員数が5人以上であるか」又は「調査票が2枚以上必要か」といった質問をし、調査票の必要枚数を確認させていただいています。 ただし、世帯員数を確認することはあっても、家族構成を確認するようには指導していません。 つきましては、ご指摘いただいた内容について、調査員へ再度指導いたします。 以上、御理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。	総務室	R7.9.24	R7.9.28

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
C69-「駅前の“町名街区地図案内板”の正常化が必要」	豊津駅前に設置されている“町名街区地図”が経年により、公共施設の位置が移転他などでの変化が見られ、現状と異なり市民に誤解を与えます。 また、当該エリアには、大型のマンションが多く建設されて、新しい住民が増えていることから、正常化が必要。また毎年、3月には新入大学生がマンション入居に伴いウロウロされています。 ⇒添付画像。C69-町名街区地図案内板。豊津駅前 1)数年(5年位)前に、駅前からコンビニの前に移設されましたが、“現在位置”の矢印は旧のままで、正しくありません。⇒移設時に変更すべき。加えて、夜間はコンビニの多くの蛍光灯が映り込み見難いです。 ⇒添付画像。C69-町名街区地図。豊津駅前で地図を撮影の方 ※総合福祉会館、図書館、体育館、市民プールへ行かれる方が、良く見られています。 2)山手町1丁目の山手地区公民館は(完成から6年半)、まだ旧の位置に表記。関連で山手町4丁目37の高齢者いきいの間は、同時期に移転、まだ文字が。 3)旧吹田市民病院(移転から7年目)および医師公舎跡は、文字が消されていますが、市民病院併設の看護師寮や保育園は廃止されているのに文字が残っています。⇒なぜ一緒にされなかったのか疑問。 4)高寿園(福祉避難所・支援センター)の旧の位置の文字は消されているのに、移転先には建物・文字の表記がありません。 5)大和大学が開校から5年になりますが、広い敷地なのにまだJR西の社宅群のままで、建物・文字情報がありません。 6)出口町35のマンション(広域避難地に指定)の建物・文字表記がありません。他のマンションには、名前が表記されているのに… 7)山手町2-1の山手ハイツ、山手町2-18の郵政の社宅2棟は建替えられて、新しいマンションが出来て名前が変更されています。山手郵便局の表記は、必要と思います。 8)公共施設の移設工事の稟議書起案者が、“町名街区地図案内板”の管理部署に情報提供をするルールが無いと考えます。このエリアに住んでおられる市職員がおられたら、気づいて欲しい。 9)後藤市長様は、市議会などでの「部門間の横串の重要性」の発言が有ります。秘書課長様から、後藤市長様への情報提供をお願いいたします。 ※人事室および市議会の常任委員会の中の財政総務常任委員長に供覧を願います。 ※写真については、公表しておりません。	お問い合わせいただきました件につきまして、下記のとおり回答いたします。 市内各所に設置されている町名街区案内図については、修正が必要である箇所を順に毎年補修作業を実施しております。ただ、市内全域で合計102箇所設置されている案内図について、例年の予算の範囲内で全て補修することは難しいため、優先的に修正が必要な箇所を選定の上実施しております。 今年度は御指摘いただきました豊津町設置の対象案内図も含め、優先的に必要な箇所の補修作業を実施するものとしします。 以上、どうぞ宜しくお願い申し上げます。	市民課	R7.9.17	R7.9.26

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
C68-「吹田市の“企業版ふるさと納税”サイトへの提言」について	1)吹田市の“企業版ふるさと納税実績”のサイトは、更新日は2025年1月22日であり、今迄の実績は令和6年度の2社のみで、令和7年度および令和5年度以前の記載はありません。 ・“企業版ふるさと納税”は、吹田市以外の企業からの寄付になります。他市では、令和3年度から寄付の実績もあります。吹田市への寄付企業数が少ないことについて、吹田市行政経営部 企画財政室は、どのように分析をされているのでしょうか？。 ⇒添付画像。C68-吹田市の企業版ふるさと納税実績。R6年度-2社のみ。令和7年度、令和5年度以前なし 2)【私見】吹田市への寄付をされる企業が少ないのは、①吹田市の事業名が企業とマッチングしないのか？。②寄付をされた企業の記載内容が文字情報のみであり、他市のHPのように“企業のロゴ、企業様ご紹介、HPのリンク”が貼り付けて無く、⇒企業にとっては、PR効果が低いとおられるのかもしれませんが。⇒検証が必要かと思えます。 ※また、枚方市への実績は、R6年に18社。R7年に8社が寄付をされています。加えて感謝状贈呈式(令和7年9月8日開催+他の企業にも有り)の様子のリンクがあり、寄付をされた企業への敬意が見られます。 【他市の実績。9/14日現在】 ⇒添付画像。C68-西宮市。企業版ふるさと納税の寄附実績(令和6年度4社)(令和7年度2社) ⇒添付画像。C68-尼崎市。企業版ふるさと納税の寄附実績(令和6年度5社)(令和7年度1社) ⇒添付画像。C68-豊中市。企業版ふるさと納税の寄附実績(令和6年度23社)(令和7年度3社) ⇒添付画像。C68-池田市。企業版ふるさと納税の寄附実績(令和6年度6社)(令和7年度4社) ⇒添付画像。C68-箕面市。企業版ふるさと納税の寄附実績(令和6年度22社)(令和7年度3社) ⇒添付画像。C68-摂津市。企業版ふるさと納税の寄附実績(令和6年度1社)(令和7年度1社) ⇒添付画像。C68-茨木市。企業版ふるさと納税の寄附実績(令和6年度4社)(令和7年度2社) ⇒添付画像。C68-枚方市。企業版ふるさと納税の寄附実績(令和6年度18社)(令和7年度8社)+感謝状贈呈式 ⇒添付画像。C68-枚方市。企業版ふるさと納税の感謝状贈呈式 ※市議会の常任委員会の中の財政総務常任委員長に供覧を願います。 ※写真については、公表しておりません。	1)について 本市では、令和6年度に初めて2社からご寄附いただいております、令和5年度以前の実績はなく、また、令和7年度についても、令和7年9月1日時点での実績はございません。 制度開始から、庁内での周知やチラシ・ホームページの作成による企業向けの周知を行ってまいりましたが、実績が少ないため、さらなる周知や工夫が必要と認識しております。 2-①)について 本市では、寄附の対象となる事業を「吹田市第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」に紐づく4事業としており、具体的な取組名称ではないため、企業にとってマッチングしづらい場合もあると存じます。 そのため、ホームページやチラシでは、4つの対象事業に関連する具体的な取組例も記載しているところですが、企業の寄附のご検討に資するわかりやすい情報となるよう努めてまいります。 2-②)について 企業におかれては、寄附によるPR効果を含めて寄附をご検討されることもあると存じます。 本市においても、掲載内容の充実に努めてまいります。	企画財政室	R7.9.16	R7.9.25

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
C52-「参議院議員通常選挙投票案内状作成業務に係る制限付一般競争入札について」の市HPへの掲出に疑問。	表題について、9月2日の新着情報に掲載されましたが、違和感があり、サイトを開くと冒頭に「この案件は募集を終了しています。」の記述が。 ⇒添付画像。C-52。参議院議員通常選挙投票案内状作成・・・」の新着情報9/2 ・募集期間は、2025年4月9日～4月18日であり、また更新履歴の最終は、2025年4月28日の入札結果を掲載しました。であり、選挙管理委員会事務局は市HPに掲載された目的を教えてください。 ⇒添付画像。C-52。参議院議員通常選挙投票案内状作成・・・」のサイト。募集終了。9/2 ※広報課に供覧願います。 ※人事室および市議会の常任委員会の中の財政総務常任委員長に供覧を願います。 ⇒今日まで市HPに掲載されたままで、削除がされていません。後藤市長様、市議会議員の皆様、各部署、市職員の方々は、吹田市のHPを見ておられないのでしょうか？。見ておられたら選挙管理委員会事務局に情報提供されている筈。 ※写真については、公表しておりません。	参議院議員通常選挙投票案内状作成業務に係る制限付一般競争入札について」の市ホームページですが、更新内容に一部修正があったことにより、9月2日に更新したため、新着情報に掲載されたということです。	選挙管理委員会事務局	R7.9.5	R7.9.24
C64-「市役所駐車場混雑時の案内」で前面道路を通り抜けられる車の安全誘導が必要。	市役所の増築工事も終わり、作業事務所がなくなり駐車スペースが戻りましたが、交通整理員が少なくなり、入庫ではなく前面道路を通り抜けられる方は、対向車線を逆走する(画像右下、左上)必要性があり、この方たちの安全誘導が必要。⇒カーブ個所では、前方の対向車線の状況確認ができません。(画像左下) ⇒添付画像。C64。市役所入口の車の混雑状況(4枚組) ※安心安全の街づくり宣言の担当部署の危機管理室に供覧を願います。 ※写真については、公表しておりません。	市役所駐車場の前面道路渋滞時における交通誘導については、現在も車列の最後尾に警備員が待機し、駐車場出入口正面の警備員と連携を取りながら、通り抜けを行う際に対向車が来ることのないよう対応しております。 今後も、混雑状況に応じて警備員の配置を増やす等、安全確保に努めてまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。	総務室	R7.9.12	R7.9.19
C65-「市役所正面玄関右のミストシャワー装置は稼働されませんか？」	今年の夏は、例年にない厳しい暑さで9月に入っても30度を超える日が続いています。市役所に8月に数回、行きましたが稼働していませんでした。 吹田市は、市役所の正面玄関右のミストシャワー装置を稼働されたのでしょうか？。どのような時に稼働されるのでしょうか？。 ⇒添付画像。C65-市役所のミストシャワー装置 ※市議会の常任委員会の中の財政総務常任委員長に供覧を願います。	本庁舎のミストシャワーにつきましては、例年7月1日から9月30日までの平日において、正午から午後5時まで稼働しています。 今夏も上記のとおり稼働していますが、ミストの目詰まりが発生したため、一部の箇所で十分な水量が噴霧出来ていない状況になっており、現在、修繕に係る手続きを進めているところです。 御迷惑をおかけしますが、御理解賜りますようお願いいたします。	総務室	R7.9.12	R7.9.19
C66-「市役所ロビーのデジタルサイネージの下部の電気コードが？」	市役所1階ロビーのデジタルサイネージの下部の電気コードをサイネージの脚が踏みつけているように見えます。確認をされたし。 ⇒添付画像。C66-市役所デジタルサイネージの下部の電線 ⇒添付画像。C66-市役所デジタルサイネージの下部の電線・拡大 ※写真については、公表しておりません。	市役所1階ロビーのデジタルサイネージの下部を確認したところ、電気コードはサイネージの脚横を通っていました。また、サイネージ設置位置のずれ等で電気コードを踏むことがないよう、電気コードの位置を見直しました。	総務室	R7.9.12	R7.9.19

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
市民の声で文字サイズを小さくするのは不適切です	市民の声において、文章が長くなると文字サイズを小さくして掲載している例が見受けられます。 この運用は以下の点で適切ではないと考えます。 ●可読性の低下 文字を小さくすると、高齢者や弱視の市民にとって読みにくくなり、市民誰もが平等に情報を得られるという原則に反します。 PDFは、印刷を前提とした固定レイアウトの形式です。文字サイズが固定されているため、ブラウザや端末の機能で簡単に文字を拡大することが難しい場合があります(特にスマホでの閲覧時)。 ●アクセシビリティの配慮不足 行政文書は、JIS X 8341-3(高齢者・障害者等配慮設計指針)に準拠することが求められます。「文字を縮小して詰め込む」という方法は、視覚的に弱い立場にある市民への合理的配慮を欠くものです。 ●形式優先の姿勢 本来は文字量が増えた場合、ページを増やすべきであり、単に文字を小さくすることは、市民にとっての利便性を軽視した対応といえます。 要望: 長文を掲載する際には、文字サイズを小さくするのではなく、ページ数増加によって可読性を確保してください。	平素は市政発展のために御協力いただき、厚くお礼申し上げます。市民の声の公表につきまして、長文の場合に文字サイズを小さくしており、御不便をおかけしました。 データ管理の都合上、枠に入りきらないときには文字サイズを小さくして収める方法を採用しておりました。 今後は、文字サイズを小さくするのではなく、標準の文字サイズのままページ数を増やして、市民の皆様に読みやすいように記載させていただきます。	市民総務室	R7.9.4	R7.9.17

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
C54-市HPに 掲出の「第6回 吹田市バリアフ リー推進協議 会」のタイトル に提言。	標題について、9月3日の新着情報に掲載されましたが、このタイトルでは、推進協議会の説明なのか、開催案内なのか、開催結果なのか分かりません。 ⇒添付画像。C54。推進協議会。新着情報。9/3 ⇒添付画像。C54。推進協議会。サイト。8/26 1)サイトを開くと、8月26日に開催済みでした。⇒タイトルは、「第6回吹田市バリアフリー推進協議会」の開催結果。または、「第6回吹田市バリアフリー推進協議会」の議事要旨にされたら分かりやすい。 2)今回は、開催済みであることから、議事録要旨の添付が必要と思います。 3)協議会の構成メンバーの記載が必要と思います。連合自治会長様は、入っておられるのでしょうか？ 4)「資料3-3。重点整備地区・生活関連施設…」で全体図の“X印”の説明が、凡例に記載されていません。 ⇒添付画像。C54。推進協議会。資料3-3の“X印”。 5)バリアフリー推進協議会は、傍聴可能な会議体ですか？。7月30日に市HPの新着情報に事前案内がされていますが、傍聴についての説明文がありません。 6)バリアフリー化関連で、他県での視覚障害者の踏切での死亡事故を受けて、阪急電車豊津駅前踏切で少し前に、点字タイルが設置されましたが、府道の北側(市管理道)と南側(府道)で形状が、異なっています。視覚障害者の方は「何！、これ！」、困られると思います。⇒吹田市と、大阪府の担当部署の事前協議は、国が色々と検討されている中でどのようにされたのでしょうか？ ・市議会議員何人かが、駅前での辻立ち説法をされていますが、気づいて欲しい事象です。 ⇒添付画像。C54-阪急電車・豊津駅前踏切・点字タイル	1 新着情報のタイトルについて 今後、頂いたご意見を参考に掲載させていただきます。 (担当:総務交通室) 2 議事録要旨の添付について 議事録要旨につきましては、準備出来次第掲載予定です。 (担当:総務交通室) 3 協議会の構成メンバーの記載および連合自治会長の所属の有無について 委員名簿の掲載をいたします。連合自治会長は委員ではございません。 (担当:総務交通室) 4 資料3-3の凡例の記載漏れについて 凡例については、ご指摘のとおり記載漏れがありました。 今後、凡例の記載漏れがないように注意して資料を作成させていただきます。 (担当:総務交通室) 5 傍聴の可否及び説明について バリアフリー推進協議会は傍聴可能な会議体です。会場及びWebによる傍聴の募集において、事前にホームページ上に掲載させていただきました。 頂いたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。 (担当:総務交通室) 6 豊津駅前踏切の点字ブロックについて 阪急電車豊津駅前踏切の北側は市所有地ではありますが、府管理地になります。	総務交通 室、道路 室、障がい 福祉室	R7.9.8	R7.9.17

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
	7)バリアフリー化については、必要なことですが、吹田市道にはセンターラインや道路上の文字が消えているケ所が多くあります。また無駄と思える工事もあります。予算配分の事前調整・優先順位付けの権限者は誰が行っておられるのでしょうか？。 8)令和6年(2024年)4月1日から事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化されましたが、吹田市の市会議員や職員・指定管理者の方々全員に周知(具体例での)がされていないように思えます。 9)【追伸】ルイ・ブライユによる点字考案200周年。1965年に日本で考案された点字ブロックが全国に普及で60年。市民に周知をされたら良いかと思えます。 ※市議会の常任委員会の中の財政総務常任委員長に供覧を願います。 ※写真については、公表しておりません。	大阪府茨木土木事務所へ点字ブロックの件について問い合わせしたところ、「踏切道内の誘導表示(エスコートゾーン)については、国土交通省が定める「道路の移動等円滑化に関するガイドライン」に沿って設置しています。南側については、踏切の東側に歩道がないことから北側の誘導表示と異なる仕様になっています。なお、当該踏切道の誘導表示については、視覚障がい者の方と立会いのもと計画し、設置したものです。」と回答がありました。 (担当:総務交通室) 7 バリアフリー化について 道路表示の塗り直し等は道路の維持補修の一環として行っており、市民要望の内容に応じて周囲の状況やその危険性、緊急性を総合的に勘案して実施の可否を判断しております。 また、道路の維持補修工事は全て必要があって行っております。なお、予算案の作成は事業を所管する各々の部署が作成し、予算案を市議会に諮り、議決を経て承認されるものです。 (担当:道路室) 8 合理的配慮の義務化の周知について 合理的配慮の義務化について、理解が促進するよう、引き続き庁内のネットワークを活用し、具体的な事例を踏まえた啓発に努めてまいります。 (担当:障がい福祉室) 9 点字ブロックの周知について 情報提供ありがとうございます。今後の参考とさせていただきます。 (担当:障がい福祉室)			

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
各担当課の回答の放置および中間報告がない件について	吹田市ホームページ上のお問い合わせフォームには、「お問い合わせ内容によりましては、回答にお時間をいただく場合がありますので、ご了承ください。回答は原則2週間以内に行います。回答にお時間がかかる場合は、担当からメールにてご連絡いたします。」という定型文がありますが、これまで担当課にお問い合わせでも、回答がなく、放置された結果、市民の声に投稿し、ようやく担当課から回答があったケースが複数ありました。 内容によって、回答に2週間以上かかるのは致し方ないと考えますが、回答作成中である旨の連絡がないと、握り潰す気なのか、やる気がないのか、メールを確認していないのか、など嫌な気持ちになります。 初回の投稿は問い合わせ確認メールが届くので、まだ安心できますが、担当課との直接のやりとりが始まると、問い合わせ確認メールも届かず、より不安になります。 何かしらの連絡を入れるように全庁での徹底をお願いします。また現状的に2週間以内の回答が困難であれば、期間や対応方法の見直しをご検討ください。 記載されているルールに乗っ取って問い合わせをしているつもりなのに、ルール通りの対応がされないと、信じられなくなります。改善を希望します。	各室課ホームページのお問い合わせ専用フォームにいただいたお問い合わせ等につきましては、2週間以内に回答することを原則としておりますが、回答に2週間以上要する場合には、申出人の方への御連絡を徹底し、回答に時間を要している旨や回答できる目安をお伝えするよう、全室課に周知いたしました。 また、担当課と直接メールでやりとりされる場合にも、メールを受領し対応中であることを必ずお知らせするよう併せて周知いたしました。 以上、御理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。	市民総務室	R7.9.1	R7.9.10
吹田市における外国人の受け入れについて	昨今、外国人観光客、移民の増加による治安の悪化等が話題となっています。 かねてから川口市ではクルド人による問題が話題となっていました。が、政府は中国、インドからの移民の受け入れを決め、さらに先日は長井市、三条市、木更津市、今治市がアフリカ各国のホームタウンとして認定されました。 そこで質問ですが、吹田市では今後、市として移民を含む積極的な外国人の受け入れ、外国との上記4都市のホームタウン認定のような、市民の税金等が制限なく外国人に流れるような取組みを進めていく方針はあるのでしょうか。 また現在は特区民泊について吹田市では認められていませんが、今後も同様の方針であるのでしょうか。 市の治安と、市民の安全を、心配しています。	移民を含む積極的な外国人の受け入れ、外国とのホームタウン認定のような市民の税金等が制限なく外国人に流れるような取組みを進めていく方針について 本市において「アフリカ各国のホームタウン」や「市民の税金等が制限なく外国人に流れるような取組み」の予定はございません。 なお、外務省のホームページにおいて、「「JICAアフリカ・ホームタウン」に関して」として情報発信がされておりますので御確認ください。 https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/pressit_000001_02637.html (担当:文化スポーツ推進室) 特区民泊について 本市は、国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業(いわゆる「特区民泊」)は実施いたしません。 (担当:企画財政室、衛生管理課)	文化スポーツ推進室、企画財政室、衛生管理課	R7.8.25	R7.9.5

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
北千里駅のイオン前での男2人による喧嘩について(治安悪すぎ)	8月6日19時10分頃、北千里駅のイオン前で突然男(青いカットシャツ、グレーのズボン、黒のリュックで白髪混じりの50～60代くらい)が大声で怒鳴りだしもう一人の男性の胸を小突いて喧嘩が始まりました。 するとバス停でバスを待っていた正義感のある男性が仲裁に入りましたが、喧嘩は収まらずみんな何事かと見ていました。 その後二人はイオン北千里店に入って行った様子でその場からは消えました。また、警察官のバイクが直後に通りましたがバスが死角になっていたのと2人はイオンの店内に消えていたので警察も役に立ちませんでした。 前から言っているが、北千里ではこのような輩が増えている、再開発をするなら姫路駅前のように再開発をすることで治安改善してほしいです。これでは警察がいくらパトロールをしても安心して暮らせません。 再開発で2012年以前の安全な北千里を取り戻して下さい。	治安に関するご意見につきましては、本市としても、北千里駅周辺活性化ビジョンにおいて「安心安全の視点」を掲げており、地区センターの再整備にあたっては、防犯に対する取組も必要と認識しています。 当該事業については、段階的な情報提供や、地域等との意見交換など、丁寧な事業推進に向けて準備組合と協議しながら進めてまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。	計画調整室	R7.8.7	R7.8.14
議員の期末手当、市職員給与と比較している民間給与について5	【質問1】 > 回答1)御意見として承ります。 その回答に対しては、2回目の質問ですでに以下のように返答しています。 > 前回のご回答において「意見として承る」との表現がありましたが、これは私の指摘を「多様な意見の一つ」に過ぎないかのよう扱い、必ずしも対応する必要はないとする姿勢に見受けられます。 > しかし、私が述べたのは単なる好みや主観的な感想ではなく、公的資料の記載内容に客観的な問題があるとする指摘です。したがって、行政としては、その指摘が妥当であるかどうかを判断し、妥当であるなら修正する責任があります。 > 今回の指摘はいずれも資料の内容を読めば容易に判断可能なものであり、検討に時間を要する性質のものではありません。 同じ回答をくり返すということは、こちらの意見にまともに返答しようとしていないことを意味します。誠実さに欠ける対応です。 つきましては、「なぜ『期末手当を記載しないこと』が誤解を招かないと判断できるのか」にお答えください。2回目の回答で「問題ない」と述べたのですから、答えられる筈です。 【質問2】 > 市報については、市民に市政に関する情報を提供する考えから、比較として吹田市に住民票があった者の平均給与額を掲載させていただいております。	御質問いただきました、「なぜ『期末手当を記載しないこと』が誤解を招かないと判断できるのか」との質問につきましては、議員の期末手当、市職員給与と比較している民間給与について3、質問1「なぜ期末手当を記載しないことが誤解を招かないと判断できるのか」の回答で、すでに回答させていただいております。 御質問いただきました、「市政に関する情報を提供する考え」に基づく、なぜ比較対象が「市内で働く人の平均給与額」ではないのかご説明ください。」との質問につきましては、議員の期末手当、市職員給与と比較している民間給与について4「「市政に関する情報を提供する考え」であるならば、なぜ比較対象は「市内で働く人の平均給与額」にならないのでしょうか。」の回答において、すでに回答させていただいております。	人事室	R7.7.28	R7.8.8

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日の新しい順)					
件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
	「市政に関する情報を提供する考え」に基づくと、なぜ比較対象が「市内で働く人の平均給与額」ではいけないのかご説明ください。 「市政に関する情報を提供する目的」であるならば、より実態に近い比較を行うべきです。実態と乖離した比較は、市民を誤認させます。				